

第六十二回国会 参議院社会労働委員会会議録第一号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)
午前十時十三分開会

委員氏名
委員長 吉田忠三郎君
理事 上原 正吉君
理事 鹿島 俊雄君
理事 大橋 和孝君
理事 上林繁次郎君
理事 黒木 利克君
理事 塩見 俊二君
理事 高田 浩運君
理事 玉置 和郎君
理事 徳永 正利君
理事 山崎 五郎君
理事 山下 春江君
理事 山本 杉君
理事 横山 フク君
理事 上田 哲君
理事 小野 明君
理事 中村 英男君
理事 藤原 道子君
理事 渋谷 邦彦君
理事 中沢伊登子君

委員の異動
十二月二日
横山 フク君 補欠選任
山崎 五郎君 渡辺一太郎君
徳永 正利君 佐田 一郎君
玉置 和郎君 村上 春蔵君
山下 春江君 土屋 義彦君
塩見 俊二君 高橋 衛君
菅野 儀作君

出席者は左のとおり。
委員長 吉田忠三郎君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
大橋 和孝君
上林繁次郎君
黒木 利克君
佐田 一郎君
高田 浩運君
高橋 衛君
土屋 義彦君
村上 春蔵君
山本 杉君
渡辺一太郎君
上田 哲君
小野 明君
中村 英男君
藤原 道子君
中沢伊登子君

委員

衆議院議員

修正案提出者

政府委員

厚生大臣 斎藤 昇君
労働大臣 原 健三郎君
厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君
厚生省保険局長 梅本 純正君
厚生省年金局長 広瀬 治郎君
労働大臣官房長 岡部 實夫君
労働省労働基準局長 和田 勝美君
労働省職業安定局長 榮作君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日、山崎五郎君、横山フク君、徳永正利君、玉置和郎君及び山下春江君が委員を辞任され、その補欠として佐田一郎君、渡辺一太郎君、村上春蔵君、土屋義彦君及び高橋衛君が選任されました。

○委員長(古田忠三郎君) 調査承認要求に関する件を議題といたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査の両調査承認要求書を本院規則第七十四条の三の規定により議長に提出をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第三に、旧陸軍共済組合等の組合員期間を有する者に対して支給する老齢または死亡を支給事由とする年金たる保険給付については、昭和十七年

六月から昭和二十年八月までの期間を被保険者期間とみなし、定額部分の額の計算の基礎とする。

第四に、船員保険についても厚生年金保険に準じて改めることにいたしましたことをごさいます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(古田忠三郎君) 国民年金法の一部を改正する法律案外四案に対し、質疑のある方の発言を求めます。

別に御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め

ます。それでは、これより国民年金法の一部を改正する法律案外四案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め

ます。それでは、これより採決に入ります。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 全会一致と認め

ます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 多数と認め

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 全会一致と認め

ます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○大橋和孝君 ただいまの児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法に對する附帯決議案を提出したいと思ひます。

その案文を述べたいと思ひます。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について努力すべきである。

一、所得制限要件を緩和すること。

一、父母の死別、生別を問わず、母子家庭の援助に差別をつけないようにすること。

一、包括的な「児童手当」制度は、昭和四十五年から実施できるよう特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上であります。御賛同を願ひます。

○委員長(古田忠三郎君) ただいま述べられました大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたしました。

大橋和孝君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 全会一致と認め

ます。よって、大橋和孝君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして十分検討いたし、できるだけ実現できるように努力をいたしたいと存じます。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 多数と認め

ます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(古田忠三郎君) 全会一致と認め

ます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○大橋和孝君 ただいまの社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案に對して附帯決議案を提出したいと思ひます。

その案文を朗讀いたしたいと思ひます。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について努力すべきである。

一、社会福祉施設が著しく不足している現状にかんがみ、国庫補助及び社会福祉事業振興会の貸付原資のわくを大幅に増額すること。

一、社会福祉施設職員の定員の増加並びにその養成確保及び処遇の改善をはかるため積極的施策を講ずること。

一、とくに保育所の設置については、国庫からの財政的援助を一層強化し、児童の育成について特段の努力を払うこと。

一、自活能力なき心身障害児・者に対して、扶養を給する後、公費による生活のできる年金を支給するよう検討すること。

右決議する。

右御賛同願ひたいと思ひます。

○委員長(古田忠三郎君) ただいま述べられました大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたしました。

大橋和孝君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(古田忠三郎君) 全会一致と認め

ます。よって、大橋和孝君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして最善の努力をいたしまして、実現に邁進をいたすようにいたします。

○委員長(古田忠三郎君) なお、八案についての本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(古田忠三郎君) 次に、委員派遣要求についておはかりいたします。

社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査のため、閉会中、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

つきましては、派遣委員の人数、派遣地、派遣期間等は、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

なお、本院規則第八十條の二の規定により議長に提出すべき委員派遣承認要求書の作成等も、便宜、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(古田忠三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。
午前十時三十四分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、児童手当法案(鈴木一弘君外一名発議)
- 一、社会保障基本法案(多田省吾君外一名発議)
- 一、家内労働法案(田代富士男君外一名発議)
- 一、母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)
- 一、最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)
- 一、国民年金法の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名発議)
- 一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名発議)

児童手当法案

児童手当法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 児童手当の支給(第四条—第十八条)
- 第三章 不服申立て(第十九条—第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国が、児童について、児童手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童手当の趣旨)

第二条 児童手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日

以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む)の者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童手当の支給

(支給要件)

第四条 国は、児童を監護する者に対して、次の各号に掲げる順位により、児童手当(以下「手当」という。)を支給する。

一 児童の父又は母

二 児童に対して親権を行なう者で父母以外のもの

三 児童の後見人

四 児童の生計を維持する者(前各号に該当する者を除く。)

五 前各号に該当する者以外の者

2 前項第一号の場合においては、養父母、実父母の順とする。

3 第一項第一号及び第二号の場合において同順位者が二人以上あるときは、これらの者のうちに当該児童の生計を維持する者があるときにあつては、これらの者に、これらの者がいずれも当該児童の生計を維持しないものであるときにあつては、これらの者のうち主として当該児童を保護する者として当該児童を保護する者に支給するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童について、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四

号)第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する委託(同条第一項第三号に規定する保護受託者に委託する場合を除く。)又は入所の措置その他政令で定めるこれらに準ずる措置を受けているとき。

(手当額)

第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、前条に定める支給要件に該当する者が監護する同条第四項各号に該当しない児童の数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合においてその理由がやんだ後十五日以内のその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始め

3 手当は、毎年三回、政令で定める期月に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護する児童があるに至つた場合及び現に監護する児童について手当を支給し又は増額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護する児童の数が減じた場合及び現に監護する児童について手当を支給すべきでない又は減額すべき事由が生じた場合における手当の額の改定は、その数の減じた日又はその事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第九条 手当は、児童が前年において二十万円をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

第十条 手当は、児童を監護し又は児童と生計を同じくするその父又は母の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者(以下単に「控除対象配偶者」という。)及び同法に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)の有無及び数に応じてそれぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

一 控除対象配偶者及び扶養親族が共にない場合 給与所得の収入金額五十五万円につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

二 控除対象配偶者のみがある場合 給与所得の収入金額八十五万円につき所得税法第二十

二 控除対象配偶者のみがある場合 給与所得の収入金額八十五万円につき所得税法第二十

八条第二項の規定により計算した額

三 控除対象配偶者及び扶養親族がある場合
給与所得の収入金額八十五万円に扶養親族一人につき十五万円を加算した額につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

四 扶養親族のみがある場合 給与所得の収入金額七十五万円に扶養親族のうち一人を除いた扶養親族一人につき十五万円を加算した額につき所得税法第二十八条第二項の規定により計算した額

2 前項各号の場合において所得税法第二十八条第二項の規定による計算上控除すべき給与所得控除額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の二分の三に相当する額とする。

第十一条 手当は、児童の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條第一項に定める扶養義務者でその児童と生計を同じくするもの（前条第一項に規定する者を除く。）の前年の所得が、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に依りてそれぞれ前条第一項各号の規定中「五十五万円」とあるのを「八十万円」と、「八十五万円」とあるのを「百二十万円」と、「七十五万円」とあるのを「百万円」と読み替えて当該各号の規定の例により計算した額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童については、支給しない。

第十二条 手当は、児童を監護し、かつ、その生計を維持する者（第十条第一項又は前条に規定する者を除く。）の前年の所得が、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に依りてそれぞれ第十条第一項各号の規定中「五十五万円」とあるのを「百二十万円」と、「八十五万円」とあるのを「百五十万円」と、「七十五万円」とあるのを「百四十万円」と読み替えて当該各号の規定の例により計算した額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、当該児童に

ついては、支給しない。

第十三条 前四条に規定する場合において超過額（所得の額がこの法律の規定によりこれと比較すべき他の額をこえる場合において当該こえる部分の額をいう。以下同じ。）が三万六千円以下であるときは、これらの規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、当該児童についての手当の額は、第五条の規定にかかわらず、一月につき、三万六千円から超過額を控除して得た額の十二分の一を基準として政令で定める額とする。この場合において手当の支給を受ける者の受ける手当の額が一月につき百円未満であるときは、手当を支給しない。

3 前二項の超過額の算定にあつては、前三条に規定する者の所得による支給の制限が二人以上の児童についてされることとなる場合にあつては、その者に係る超過額を当該児童の数で除して得た額によるものとし、また、超過額のある者が一人の児童につき二人以上ある場合にあつてはこれらの者に係る超過額の合計額によるものとする。

第十四条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、児童又は第十条から第十二条までに規定する者若しくはこれらの者の控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、第九条から第十二条までの規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が新たに又は増額して支給された場合において被災者の当該損害を受けた年の所得がそれぞれ第九条に規定する額又は第十条から

第十二条までの規定の例により計算した額をこえたときは、その支給を受けた者は、当該児童

について支給された手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額（超過額が三万六千円以下であるときは、当該超過額（その額が増額された額をこえるときは、当該増額された額を限度とする。）の十二分の一を基準として政令で定める額に当該期間の月数を乗じて得たものとする。）を国に返還しなければならない。

3 前項における「超過額」には、被災者でない者の第一項に規定する年の所得に係る超過額を含むものとする。

4 前条第三項の規定は、第二項の超過額の算定について準用する。

第十五条 第九条から第十二条まで並びに前条第二項及び第三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、政令で定める。

2 第十条から第十二条まで及び前条第二項の規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該年の所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第十六条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなく、第三十一条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間接に應じなかつたとき。

の者に支払つていなかったものがあるときは、当該児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服申立て
第十九条 都道府県知事のした手当の支給に關する処分不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができ、

（決定又は裁決をすべき期間）
第二十条 都道府県知事は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が第三十六条の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に対して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

（不服申立てと訴訟との關係）
第二十一条 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則
（事務費の交付）
第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以上同じ。）に対し、都道府県知事及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

（時効）
第二十三条 手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（不正利得の徴収）
第二十四条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があつたときは、厚生大臣は、次

項に定めるものを除くほか、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第二十五条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第二十六条 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(生活保護法との関係)

第二十七条 手当の支給を受ける権利又は手当として支給を受けた金銭は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四条第一項又は第八条第一項の適用については、その者の利用し得る資産又は金銭には含まれないものとする。

(期間の計算)

第二十八条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十九条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。は、都道府県知事(第三十六条の規定による委任に基づいて事務を行なう市町村を含む)又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(届出)

第三十条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚

生省令で定める書類を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査)

第三十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十二条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、当該児童又は当該児童に係る第十条から第十二条までに規定する者若しくはこれらの者の控除対象配偶者若しくは扶養親族の資産又は収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは当該児童若しくは当該児童に係る第十条から第十二条までに規定する者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十三条 手当を支給すべきでないにもかかわらず手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十四条第二項の規定によりすでに支給を受けた手当の額の全部又は一部を返還すべき場合におけるそ

の返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらずその事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

(手当の支払)

第三十四条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第三十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第三十六条 手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(手当の額の増額)

第三十七条 手当の額は、国の財政事情、国民の生活水準等を勘案して、漸次増額されるべきものとする。

(所得による支給制限の撤廃の方針)

第三十八条 所得による手当の支給の制限は、すべての児童について手当が支給されるようになることを目途として、漸次緩和されるべきものとする。

(罰則)

第三十九条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法によ

る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)

2 昭和四十五年四月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、当該手当について第六条第一項の認定の請求の手続をとることができる。

3 第二十九条の規定は、前項の規定による請求に関し必要な戸籍の証明について準用する。

4 第二十一条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定は、第二項の規定による請求に関する事務に関し準用する。

5 第三十九条の規定は、昭和四十五年四月一日前にした行為に関しても適用があるものとする。

(手当の支給に関する経過措置)

6 第二項の手続をとつた者がこの法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和四十五年四月から始める。

7 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和四十五年五月三十一日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が同年六月三十日までの間に第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七条第一項の規定にかかわらず、同年四月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

8 昭和四十五年における手当の支払については、第七條第三項中「毎年三回」とあるのは、「二回」と読み替へるものとする。

(地方財政法の一部改正)

9 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の

一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「船員保険」の下に「児童手当」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 児童手当法(昭和 年法律第 号)を施行すること。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約八千四百億円の見込みである。

社会保障基本法

社会保障基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 社会保険(第十四条—第十七条)

第三章 国家扶助(第十八条—第二十条)

第四章 社会福祉(第二十一条—第二十五条)

第五章 医療及び公衆衛生(第二十六条—第二十八条)

第六章 補則(第二十九条—第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、社会保障に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定めることにより、社会保障制度を総合的に整備充実し、もつて国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(社会保障に関する施策)

第二条 この法律の目的を達成するため、次の各

号に掲げる事項につき、必要な施策が総合的に講ぜられなければならない。

一 国民の疾病、負傷、出産、老齢、廃疾、死亡、失業等の事故に対し、社会保険により充実した経済的保障の途を講ずること。

二 生活困窮者に対して国家扶助により健康で文化的な最低限度の生活を確保すること。

三 児童、老人、心身障害者等援護育成を要する国民の福祉の増進を図ること。

四 国民の健康を保持するため、医療及び公衆衛生の向上及び増進を図ること。

(施策の原則)

第三条 社会保障に関する施策を講ずるにあつては、公平かつ機会均等を旨として策定され、すべての国民を対象とするものでなければならぬ。

(国の責務)

第四条 国は、国民の健康で文化的な生活の維持向上を図る使命を有することにかんがみ、社会保障制度を整備充実し、及びこれを適正に運営する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、住民の健康で文化的な生活の維持向上を図るため、当該地域に係る適切な社会保障に関する施策を策定し、及びこれを円滑に実施する責務を有する。

(国民の努力)

第六条 社会保障制度の整備充実には、経済の発展と密接な関連を有することにかんがみ、国民は常に勤労に励み、経済の発展に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため必要な法令の制定又は改正を行なうものとする。

2 政府は、この法律の目的を達成するため必要な財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第八条 国は、国税の収入額に法律で定める割合

を乗じて得た額を社会保障に関する費用の一部に充てるものとする。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が社会保障に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

(社会保障整備五箇年計画の作成及び公表等)

第十条 政府は、五年ごとに、社会保障整備五箇年計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 社会保障整備五箇年計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 五箇年間に進行するべき社会保障制度の整備充実の目標

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定は、社会保障整備五箇年計画の変更について準用する。

(指導啓発)

第十一条 国及び地方公共団体は、社会保障に関する国民の理解を深めるため、必要な指導啓発を行なうものとする。

(社会保障番号等)

第十二条 政府は、別に法律で定めるところにより、すべての国民について社会保障に関する記録を統一かつ正確に行なうため、個人ごとに社会保障番号を付するとともに、社会保障手帳を交付するものとする。

(社会保障制度審議会の設置等)

第十三条 政府は、別に法律で定めるところにより設置される社会保障制度審議会の勧告、助言又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

第二章 社会保険

(政府管掌)

第十四条 国は、すべての国民を被保険者とし、政府が管掌する社会保険制度を確立するものとする。

(保険給付)

第十五条 前条の社会保険制度における保険給付は、次の各号に掲げるものとし、これらの保険給付は、被保険者が公平に受けられるものでなければならない。

一 疾病給付(疾病、負傷又は出産について行なう保険給付をいう。)

二 老齢給付(老齢について行なう保険給付をいう。)

三 廃疾給付(廃疾について行なう保険給付をいう。)

四 遺族給付(死亡について行なう保険給付をいう。)

五 失業給付(失業について行なう保険給付をいう。)

2 前条の社会保険制度における保険給付は、国民生活の安定がそこなわれることを防止し、健康で文化的な生活を保障するものでなければならない。

3 前項の保険給付は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して拡充されなければならない。

(保険料)

第十六条 第十四条の社会保険制度における保険料は、公平を旨として定められなければならない。

2 前項の保険料は、被保険者に過度の負担を与えないように配慮されなければならない。

(特別会計の記置)

第十七条 国は、第十四条の規定により政府が管掌する社会保険に關する収入及び支出について特別会計を設置するものとする。

2 前項の規定により設置された特別会計の積立金は、被保険者の福祉に寄与するように運用されなければならない。

第三章 国家扶助

(最低生活の保障)

第十八条 国は、生活に困窮する国民に対し、最低限度の生活を保障し、かつ自立を助長するた

め、その困窮の程度に応じて必要な国家扶助を行なうものとする。

(国家扶助の基準)

第十九条 国家扶助により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を十分に維持することができるものでなければならない。

(国家扶助の充実)

第二十條 国家扶助は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して充実されなければならない。

第四章 社会福祉

(児童の福祉の増進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、児童の心身の健全な育成を図るため、児童手当の支給、児童福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(老人の福祉の増進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、在宅の老人に対する保護及び指導体制の確立、老人福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(心身障害者の福祉の増進)

第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の更生及びその生活の安定を図るため、介護手当の支給、心身障害者更生支援施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(援護育成を必要とする者の福祉の増進)

第二十四条 国及び地方公共団体は、児童、老人及び心身障害者以外の援護育成を必要とする者に対し、その者が自立してその能力を発揮できるようにするため、生活指導、更生指導その他適切な援護育成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、社会福祉に關する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 医療及び公衆衛生

(医療機関の整備拡充等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、すべての国民が医学及び薬学の進歩に伴う適切な医療を受けられるようにするため、医療機関の整備拡充及び配置の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(保健所の整備充実等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、すべての国民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所の整備充実、疾病の予防措置の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、医療及び公衆衛生に關する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 補助

(関連施策)

第二十九条 社会保障に關する施策は、最低賃金制の確立、雇用の安定、住宅の建設、税制の改善等国民生活の安定に關する諸施策と密接な関連を有することにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの諸施策の推進に努めるものとする。

第三十条 国及び地方公共団体は、水震火災その他の災害、公害、交通事故等により不慮の被害を受けた国民に対して適切な援護措置が行なわれるように配慮するものとする。

(社会保障省の設置)

第三十一条 国は、別に法律で定めるところにより、社会保障に關する施策を総合的かつ計画的に遂行するための社会保障に關する行政機関として、社会保障省を設置するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

家内労働法案

家内労働法

(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件の基準等を定め、もつて家内労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、運別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその売渡しを受けた者から次に掲げる物品を買ひ受けることを約すること。

イ 売渡しを受けた者が、当該物品を部品、付属品若しくは原材料として製造した物品
ロ 売渡しを受けた者が、当該物品に加工等をした物品

2 この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む。）又はその業務のために使用し若しくは消費する物品について委託をするもの

二 前号に規定する者のために行為をする者としての者

3 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用していないものをいう。

4 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対価として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第二項第二号の委託の場合において同号の物品の買受けについて受託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の部品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

(家内労働の条件の決定)

第三条 家内労働の条件は、家内労働者と委託者が対等の立場において決定されなければならない。

(均等待遇)

第四条 委託者は、家内労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として、工賃その他の家内労働の条件について、差別的取扱ひをしてはならない。

(家内労働の条件の明示等)

第五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の工賃、最低工賃額（第十三条第二項の規定により決定された最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 前項の規定によつて明示された家内労働の条件が事実と相違する場合においては、家内労働者は、直ちに委託の契約を解除することができる。

(家内労働者手帳)

第六条 労働大臣は、家内労働者に対し家内労働者手帳を交付するものとする。

2 家内労働者手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(委託関係の終了の予告)

第七条 委託者は、家内労働者との委託関係を終了させようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。た

だし、事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき理由に基づいて委託關係を終了させる場合においては、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する家内労働者については適用しない。ただし、第一号に該当する者が一月をこえて引き続き委託をされるに至つた場合又は第二号に該当する者が所定の期間をこえて引き続き委託をされるに至つた場合においては、この限りでない。

一 一日委託をされる者

二 二月以内の期間を定めて委託をされる者（委託の制限）

第八条 委託者は、家内労働者が一日について八時間、一週間について六日をこえてその委託に係る物品の製造又は加工等に従事することとなる委託をしてはならない。

第九条 委託者は、労働省令で定める危険又は有害な業務に家内労働者がつくこととなる委託をしてはならない。

2 前項の労働省令を定めるにあつては、中央家内労働審議会の意見をきかなければならない。

第十条 委託者は、十五歳に満たない児童に家内労働者として委託をしてはならない。

（産前産後）

第十一条 委託者は、六週間以内に出産する予定である家内労働者又は産後六週間を経過しない家内労働者が休業した場合においては、休業したことを理由として、不利益な取扱いはしてはならない。

（工賃の支払）

第十二条 工賃は、通貨で、直接家内労働者に、その全額を支払わなければならない。

2 工賃は、七日以内ごとに一回、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、七日をこえる期間を要する製造又は加工等に係る工賃で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

りでない。

（最低工賃）

第十三条 委託者は、家内労働者に委託をしようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該家内労働者への当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃を決定しなければならない。

3 最低工賃は、最低賃金法（昭和 年法律 第 号）の定める最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

4 委託者が家内労働者に委託をしようとする場合において、委託をしようとする物品の製造又は加工等が、当該委託者が第一項の規定によりすでにした申請に係る物品の製造又は加工等と同一のものであるときは、同項の規定は適用しない。ただし、当該家内労働者が当該都道府県労働基準局長の管轄区域外に居住している場合その他労働省令で定める場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品の製造又は加工等について決定した最低工賃をもつて、当該委託をしようとする物品の製造又は加工等についての最低工賃とする。

6 第一項の規定は、委託者が同項の申請に係る最低工賃が決定される以前に家内労働者に当該申請に係る委託をすることを妨げるものではない。

7 第二項の規定により決定した最低工賃は、第一項の規定による申請のあつた日から効力を有する。

8 都道府県労働基準局長は、第二項の規定により決定した最低工賃について必要があると認めるときは、その改正の決定をすることができ

9 第二項の規定は、前項の決定をする場合に準用する。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、家内労働者に対し、委託をした物品の製造又は加工等についての最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 家内労働者と委託者との間の委託の契約で当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、当該最低工賃と同様の定めをしたものとみなす。

（危害の防止）

第十五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、委託者が提供する機械、器具その他の設備又は原材料による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によつて講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

4 第九條第二項の規定は、前項の労働省令を定める場合に準用する。

第十六条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が前条第三項の規定により定められた基準に違反する場合においては、労働省令で定めるところにより、委託者に対して必要な事項を命ずることができる。

（安全衛生教育）

第十七条 委託者は、家内労働者に委託をした場合においては、その家内労働者に対して、当該委託に係る物品の製造又は加工等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

（帳簿の備付け）

第十八条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者に関し、その氏

名、工賃、最低工賃その他の事項を記入した帳簿を営業所に備へ付けて置かなければならない。

（家内労働審議会）

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局長に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、家内労働者に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

3 家内労働審議会は、政令の定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 委員は、政令の定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、家内労働審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（監督組織）

第二十条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十一条 労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の最低工賃並びに工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどり、所属の家内労働監督官を指揮監督する。

（労働基準法の準用）

第二十二條 労働基準法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二十三條の規定は委託者が家内労働者に委託をする場合について、第五十八條及び第五十九條の規定は家内労働者が未成年者である場合について、同法第一條第一項及び第四項並びに第二百二條の規定は家内労働監督官の権限について、同法第二百四條第一項の規定は家内労働者について、同条第二項の規定は

委託者について、同法第二百五條の規定は家内労働監督官の義務について、同法第二百十條の規定は委託者又は家内労働者について、同法第二百五條の規定はこの法律の規定による賃金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとす

第十六條	労働契約	委託の契約
第十七條	賃金	工賃
第十八條第一項	労働契約	委託の契約
第二十三條第一項	退職	委託関係の終了
第二十三條第二項	賃金	工賃
第二十八條	労働契約	委託の契約
第五十九條	賃金	工賃
第一百條第一項	使用者若しくは労働者	委託者若しくは家内労働者
第二百四條第一項	事業場	委託者
第二百四條第二項	労働基準監督官	家内労働監督官
第二百十條	労働者に対して解雇	家内労働者に対して委託の契約の解除
	労働基準監督官	家内労働監督官

(家内労働者組合等)
第二十三條 工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件につき、委託者と交渉するために家内労働者が組織する家内労働者組合については、別に法律で定める。
第二十四條 委託者と家内労働者との家内労働関係の調整については、別に法律で定める。
(省令への委任)
第二十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定

める。
(罰則)
第二十六條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第四條、第七條第一項、第九條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に違反した者
二 第十六條の規定による命令に違反した者
三 第二十二條において準用する労働基準法第十六條、第十七條、第十八條第一項又は第二百

四條第二項の規定に違反した者
第二十七條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
一 第五條第一項、第十二條又は第十八條の規定に違反した者
二 第二十二條において準用する労働基準法第二十三條、第五十八條第一項、第五十九條又は第二百二條の規定に違反した者
三 第二十二條において準用する労働基準法第一百條第一項又は第四項の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、尋問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者
四 第二十二條において準用する労働基準法第一百十條の規定による報告をせず若しくは偽りの報告をし、又は出頭しなかつた者
第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第十九條の規定及び附則第十項中家内労働審議会に係る改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の際、現に家内労働者に委託をしている委託者は、この法律の施行の日から三十日以内に都道府県労働基準局長に対し、当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならぬ。ただし、この法律の施行の日から三十日以内に委託関係の終了する委託者については、この限りでない。
3 第十三條第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

4 前二項の規定により決定された最低工賃は、第十三項の規定により決定された最低工賃とみなす。
5 前項の最低工賃は、この法律の施行の日から三十日を経過した日から効力を有する。
6 第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。
8 旧最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号。以下「旧法」という。)第二十條第一項又は第三項の規定により決定された最低工賃で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、この法律の施行の日から三十日間は、旧法の規定は、なおその効力を有する。
9 旧法の規定による最低工賃に関し、前項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用については、なお従前の例による。
(労働省設置法の一部改正)
10 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第三十二號の三及び第三十二號の四を次のように改める。
第三十二の三 家内労働法(昭和 年法律第 号)に基づいて、最低工賃及びその改正の決定をすること。
第三十二の四 削除
第六條第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の工賃を含む。以下第十八号において同じ。)」を加える。
第八條第一項第九号を次のように改める。
九 家内労働者の工賃及び最低工賃に関すること。
第八條第一項第十四号中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を

一〇

「炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び家内労働法」に改める。

第十三条第一項の表中「家内労働審議会」を「中央家内労働審議会」に改め、同表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官」の下に「及び家内労働監督官」を加える。

第十五条第一項中「及び炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）」を「炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）」及び家内労働法（これに基づく命令を含む）」に改め、同条第二項第四号中「賃金」の下に「（家内労働者の賃金を含む）」を加える。

第十六条第一項の表中「地方労働基準審議会」を「都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」に改める。

地方労働基準審議会
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。

地方家内労働審議会
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、家内労働者の賃金を含む。

第十七条第一項中「及び炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）」を「炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）」及び家内労働法（これに基づく命令を含む）」に改める。

11 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一中第三十四号を第三十五号とし、第二十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。
二十一 家内労働法（昭和 年法律第 号）

第十二条を「第二十一条」に、「第四章 雑則（第二十三条 第二十七条）」を「第五章 雑則（第二十三条 第二十七条）」に改める。
第十三条（第二十七条）を「第一章 総則（第一条中「医療その他の措置を講じ」を「栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、医療その他の措置を講じ」に改める。
第九条中「第十三条」を「第十二条」に改める。
第十二条から第十四条までを次のように改める。
（健康診査）
第十二条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対し、健康診査を行なわなければならない。この場合において、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対しては、毎年、期日又は期間を指定して行なうものとする。
（栄養の摂取に関する援助）
第十三条 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようになるため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。
第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

この法律施行に要する経費は、平年度約九億六千万円の見込みである。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

母子保健法の一部を改正する法律案
母子保健法の一部を改正する法律
母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

第十四条 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

ことができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三条及び第二十四条中「第二十條」を「第十三條、第十四條、第十七條の二及び第二十條」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(異議申立て)

第二十四条の二 第十三條又は第十四條の規定による処分に不服がある者は、当該処分庁に異議申立てをすることができる。

(決定をすべき期間)

第二十四条の三 前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、異議申立てが棄却されたものとみなすことができる。

(異議申立てと訴訟との関係)

第二十四条の四 第十三條又は第十四條の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

第二十五条中「市長が」の下に「第十七條の二及び」を加える。

第二十七條第二項中「第十條の規定による保健指導及び第十二條の規定による健康診査」を「第十條、第十二條及び第十七條の二の規定による措置」に改め、同条第三項中「第十條の規定による保健指導」を「第十條及び第十七條の二の規定による措置」に、「健康診査」を「措置」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正)

2 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「助産施設」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十五條の二各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、

同条第三号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、

同項第四号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第三十二條第二項中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第四十九條の二中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條、第二十四條」に改める。

第五十條第六号中「助産施設」を削り、「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改め、同条第六号の二中「第二十二條及び」及び「助産施設又は」を削る。

第五十一條第一号中「第二十二條、」及び「助産施設」を削る。

第五十六條の二第一項第二号中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に改める。

第五十八條の二中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條又は第二十四條」に改める。

第五十九條中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十三條若しくは第二十四條」に改める。

第五十九條の三中「第二十二條及び」を削る。

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五

号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「助産施設」を削る。

この法律の施行前に出生し、引き続きこの法律による改正前の児童福祉法第二十二條の規定により助産施設に入所している者に関しては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び健康診査」を「、健康診査及び栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、妊産婦の受診に関する援助、未熟児の保護、母子健康センター」に改め、「、未熟児」を削る。

(目的)

第一條 この法律は、賃金の低廉なすべての労働者について、健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九條から第十一條までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

(全国一律最低賃金)

第三條 中央最低賃金委員会は、基準生計費(十八歳の労働者が健康で文化的な生活を営むため

に必要な最少限の生計費として中央最低賃金委員会が算定した経費をいう。以下同じ。)の全国平均を基準として、全国一律に最低賃金を決定するものとする。

2 中央最低賃金委員会は、毎年一回、基準生計費の算定を行なうものとする。

第四條 中央最低賃金委員会は、前条第二項の規定による算定の結果基準生計費の全国平均が、同条第一項に規定する最低賃金の決定の基準となつた基準生計費の全国平均に比して、当該基準となつた基準生計費の全国平均の百分の五以上増加していると認めるときは、これに応じて当該最低賃金の改正の決定をしなければならない。

第五條 中央最低賃金委員会は、第三條第一項又は前条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をしたときは、すみやかにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金が適当でないと認めるときは、当該通知があつた日から起算して三十日以内に、理由を附して、中央最低賃金委員会に再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定による再審議を求められたときは、当該最低賃金について改めて決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項の規定は、前項の規定による中央最低賃金委員会の決定又は改正の決定については、適用しない。

(地域的最低賃金)

第六條 中央最低賃金委員会は、一定の地域内の基準生計費が第三條第一項の規定による最低賃金の決定の基礎となつた基準生計費の全国平均に比して著しく高い場合において、同項の規定による最低賃金を適用することが不適当であると認めるときは、当該地域内の基準生計費を基準として当該地域についての最低賃金を決定することができる。

2 第四条の規定は、前項の規定による最低賃金の改正の決定について準用する。この場合において、同条中「基準生計費の全国平均」とあるのは「当該地域内の基準生計費」と読み替えるものとする。

3 中央最低賃金委員会は、当該地域内の基準生計費が、第三条第一項の規定による最低賃金の決定の基準となつた基準生計費の全国平均以下となつた場合には、当該最低賃金の廃止の決定をするものとする。

4 第五条の規定は、第一項又は第二項の規定による最低賃金の決定又は改正の決定に準用する。

(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第七条 最低賃金委員会は、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金の最低額に關する定めを含む労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に關する定めに基づき、当該地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部に適用する最低賃金を決定することができる。

2 最低賃金委員会は、前項に規定する最低賃金について、当該最低賃金の決定の例により、改正の決定又は廃止の決定をすることができる。

3 第一項の規定による最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(最低賃金額)

第八条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、最低賃金委員会規則の定めるところにより、最低賃金額を定めることができる。

規定にかかわらず、最低賃金委員会規則の定めるところにより、最低賃金額を定めることができる。

(公示及び発効)

第九条 中央最低賃金委員会は、第三条第一項、第四条又は第六条第一項から第三項までの規定による最低賃金の決定、改正の決定又は廃止の決定をした場合において、第五条第二項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による労働大臣の再審議の申し出がなかつたとき、又は第五条第三項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をしたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。

2 最低賃金委員会は、第七条の規定による最低賃金の決定、改正の決定又は廃止の決定をしたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。

3 第三条第一項、第四条、第五条第三項又は第六条第一項から第三項までの規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定並びに第七条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(同条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、効力を生ずる。

(最低賃金の効力)

第十条 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効

となつた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働に対する賃金

三 所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金

四 労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わなければならないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第十一条 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(最低賃金の競合)

第十二条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第十条の規定を適用する。

(最低賃金の適用除外)

第十三条 次に掲げる労働者については、第十条の規定は適用しない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者で政令で定めるもの

二 試の使用期間中の者

三 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の認定を受けて行なわれる養成訓練を受ける者

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の者で政令で定めるもの

(最低賃金委員会)

第十四条 労働省に、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。)、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。及び公益を代表する委員(以下「公益委員」という。))をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会の管轄区域は、各都道府県の区域とし、その名称及び位置は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員十人、労働者委員十人及び公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員六人、労働者委員六人及び公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体の推薦に基づいて、労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

8 最低賃金委員会に会長を置く。

9 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

10 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

11 会長に事故があるときは、あらかじめ第九項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

12 最低賃金委員会に關する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

13 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

(最低賃金委員会の権限)

第十五条 第七条に規定する最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会

が全国的に関連があると認められたものについては中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案（中央最低賃金委員会の権限に属する事案を除く。）については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

2 最低賃金委員会はこの法律の目的を達成するため必要限度において、使用者（使用者の団体を含む）、労働組合その他の関係者に対して報告を求め、又は最低賃金委員会の委員若しくは職員に関係事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする最低賃金委員会の委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則制定権）

第十六条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項について、最低賃金委員会規則を定めることができる。

（生計費等の調査及び公表）

第十七条 中央最低賃金委員会は、毎年一回、政令の定めるところにより労働者の生計費及び賃金に關する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

（船員に対する適用除外）

第十八条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）については、この法律は適用しない。

（罰則）

第十九条 第十条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定

による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（最低賃金法の廃止）

2 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この法律による廃止前の最低賃金法（以下「旧法」という。）第十一條又は第十六條第一項の規定による最低賃金（船員に係るものを除く。）で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、第三條第一項の規定による最低賃金が決定されるまでは、旧法の規定は、なおその効力を有する。

（労働基準法の一部改正）

4 労働基準法の一部を次のように改正する。
第二十七條を次のように改める。
第二十七條 削除
第二十八條中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

年法律第百三十七号）」に改める。
（従前の行為に対する罰則の適用）
5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。第三項に規定する最低賃金に關し、同項の規定により旧法の規定が効力を有する間にした行為に對する旧法の失効後における罰則の適用については、同様とする。

（国会職員法の一部改正）

6 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第四十一條第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

年法律第百三十七号）」に改める。
（船員法の一部改正）
7 船員法の一部を次のように改正する。
第五十九條を次のように改める。

（最低報酬）

第五十九條 給料その他の報酬の最低基準に關しては、別に法律で定める。

（国家公務員法の一部改正）

8 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
附則第十六條中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

年法律第百三十七号）」に改める。
（国家行政組織法の一部改正）
9 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

10 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第二十三号を次のように改める。
二十三 削除
第二十五條第一項第四号の二及び第四十條第一項第十三号の二を削る。
第五十七條中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削る。

（労働省設置法の一部改正）

11 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四條第三十二号の三及び第三十二号の四を次のように改める。

（地方公務員法の一部改正）

12 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。
第五十八條第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（自衛隊法の一部改正）

13 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第八條中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（労働組合法の一部改正）

14 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（最低賃金法の一部改正）

15 最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

（最低賃金法の一部改正）

第三十二條の三及び第三十二條の四 削除
第八條第一項第九号を次のように改める。
九 削除
第八條第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和 年法律第 号）」に改める。
第八條第三項中「同項第九号に掲げる事務」を削る。
第十三條の表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十六條第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。
第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）
12 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（最低賃金法の一部改正）

15 最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

（最低賃金法の一部改正）

第三十二條の三及び第三十二條の四 削除
第八條第一項第九号を次のように改める。
九 削除
第八條第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和 年法律第 号）」に改める。
第八條第三項中「同項第九号に掲げる事務」を削る。
第十三條の表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十六條第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。
第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）

12 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（最低賃金法の一部改正）

15 最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

（最低賃金法の一部改正）

第三十二條の三及び第三十二條の四 削除
第八條第一項第九号を次のように改める。
九 削除
第八條第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和 年法律第 号）」に改める。
第八條第三項中「同項第九号に掲げる事務」を削る。
第十三條の表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十六條第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。
第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）

12 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（最低賃金法の一部改正）

15 最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

（最低賃金法の一部改正）

第三十二條の三及び第三十二條の四 削除
第八條第一項第九号を次のように改める。
九 削除
第八條第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和 年法律第 号）」に改める。
第八條第三項中「同項第九号に掲げる事務」を削る。
第十三條の表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十六條第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。
第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（労働組合法の一部改正）

12 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」を「最低賃金法（昭和

（最低賃金法の一部改正）

15 最低賃金法（昭和三十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の三及び第三十二條の四を次のように改める。

法律第 号に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

15 社会保険労務士法(昭和四十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「昭和三十四年法律第三十七号」を「昭和 年法律第 号」に改める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約八億円の見込みである。

国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第四十八条」を「第四十八条の二」に改める。

第四十条の見出し中「年金額及び」及び同条第一項を削り、第二項を同条とする。

第十條第一項各号列記以外の部分中「二十五年」を「二十年」に改め、同項ただし書中「その者が第二十九条の三第二号に該当するか又は」を「その者の」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(年金額の調整)

第十六条の二 この法律の規定により支給すべき年金たる給付(以下「年金給付」という。)で次項の規定による年金調整率の最初の告示の日(以下「属する年の翌年の二月以降の分の額は、この法律の他の規定に定める額又は他の規定により算出された額に前年(一月の月分については、前前年)に告示された年金調整率を乗じて得た額とする。

2 厚生大臣は、毎年十一月末日までに、年金調整率を告示するものとする。

3 前項の年金調整率を算出する方法は、政令で定める物価及び政令で定める労働者の平均給与額の変動率(昭和四十五年十月におけるそれとそれの数値として厚生大臣が告示したもの)に比し変動した率を用いて政令で定める。

第十七条中「年金たる給付(以下「年金給付」という。）」を「年金給付」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4 年金給付は、その額が二千円(第五十六条の障害年金、第六十一条の母子年金、第六十四条の三の準母子年金及び第七十九条の二の老齢年金にあつては、千五百円)未満である場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める時期に支払うことができる。

第二十一条第二項中「母子年金」を「障害年金、母子年金」に改める。

第二十四条中「除く。」の下に「のうち第二十七条第二号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」を加える。

第二十五条中「及び」を「のうち第二十七条第二号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分並びに」改める。

第二十六条中「二十五年」を「二十年」に、「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 二十四万円

第二十八条を次のように改める。

(日本国民でなくなつた場合の年金額の改定)

第二十八条 老齢年金(第七十九条の二の老齢年金を除く。)の受給権者が日本国民でなくなつたときは、日本国民でなくなつた日の属する月の翌月から、その者に支給すべき老齢年金の額を前条第二号及び第三号に定める額を合算した額に改定する。

第二十八条の二第一項中「六十五歳」を「六十

歳」に改め、同条第三項第一号中「七十歳を、六十五歳」に改め、同条第四項ただし書中「六十六歳」を「六十一歳」に改める。

第二十九条を第二十八条の三とし、第三章第二節第一款中同条の次に次の四条を加える。

(支給停止)

第二十八条の四 老齢年金(第七十九条の二の老齢年金以外のもの)にあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分。以下第二十九条までにおいて同じ。は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金給付(恩給法による増加恩給、これに併給される普通恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものを除き、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による年金たる給付並びに国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の法律において準用する場合を含む。)、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)及び同法に基づき条例並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四十三号)に基づく条例の規定による年金たる補償を含む。)を受けることができるとき。

二 監獄、労働場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定により支給を停止される老齢年金の額が、同項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止され

ているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同条の規定にかかわらず、その支給を停止しない。この場合における同号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第二十八条の五 老齢年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き就いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。以下同じ。)であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの有無及び数に応じ、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十八条の六 老齢年金は、受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で主として当該受給権者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十九条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係

る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの老齢年金については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得を理由とする第二十八条の五又は前条の規定による支給の停止は、行なわれない。

2 前項の規定により支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に当該するとき、それぞれ当該各号に規定する老齢年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、当該支給の停止が行なわれなかつた部分の支給を停止する。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、第二十八条の五第一項に規定する政令で定める額をこえること。

当該被災者に支給する老齢年金

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者の配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢年金

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第二十八条の五第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例により、前項第二号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第二十九条の三各号列記以外の部分中「六十五

歳」を「六十歳」に改め、同条第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第二十九条の四中「第二十七条」を「それぞれ第二十七條第二号及び第三号」に改め、「計算した額」の下に「を合算した額」を加える。

第二十九条の五を次のように改める。

第二十九条の五 削除

第三十条第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十条の二第一項及び第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

障害年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 二十四万円

二 廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る廃疾認定日の前月における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七條第二号及び第三号の例によつて計算した額

第三十三條第二項中「一万二千元」を「次の各号に定める額」に改め、同項に次の二号を加える。

一 四万八千元

二 三万六千元に受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた配偶者（老齢年金の受給権者を除く）、十八歳未満の子又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にある子の数を乗じて得た額

第三十三條の次に次の一条を加える。

第三十三條の二 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前条第二項第二号の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害年金の額を改定する。

2 前条第二項第二号に規定する配偶者又は子のうちの一人若しくは二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた配偶者又は子の数に応じて、障害年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 配偶者が、老齢年金の受給権者になつたとき。

四 配偶者が、離婚をしたとき。

五 子が、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

六 子が、受給権者の配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。次号を除き、以下同じ。）となつたとき。

七 養子が、離婚をしたとき。

八 子が、十八歳に達したとき。ただし、別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

九 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

十 子が、二十歳に達したとき。

第三十四條の次に次の一条を加える。

第三十四條の二 第二十八條の規定は、障害年金（日本国民でなくなつた場合の年金額の改定）について準用する。この場合において、同条中「前条第二号及び第三号に定める額を合算した額」とあるのは、「第三十三條第一項第二号に定める額（廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第一号に定める額を加算した額）」と読み替へるものとする。

第三章第三節第三十六條の次に次の一条を加える。

第三十六條の二 第二十八條の四から第二十九條

までの規定は、障害年金について準用する。この場合において、第二十八條の四第一項各号列記以外の部分中「第二十七條第一号に定める額」とあるのは、「第三十三條第一項第一号に定める額（廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第二号に定める額を加算した額）」と読み替へるものとする。

2 前項の規定により第二十八條の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第三十六條に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、障害年金の支給を停止する。

3 障害年金（第五十六條の障害年金以外のもの）にあつては、第三十三條第一項第一号に定める額（廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第二号に定める額を加算した額）に第十六條の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分）は、受給権者が少年院その他これに準ずる施設に収容されているときは、その収容されている期間、その支給を停止する。

第三十七條第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十八條を次のように改める。

（母子年金の額）

第三十八條 母子年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 二十四万円

二 夫の死亡した日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る当該死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七條第二号及び第三号の例によつて計算した額

三 三万六千元に受給権者がその権利を取得した当時前条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子の数を乗じて得た額

第三十九條第一項を削り、同条第二項中「前項」

を「前条第三号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、」を「前条第三号に規定する」に、「年金額」を「母子年金の額」に改め、同項第二号中「(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)」を削り、同項第三号中「(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第二十八条の規定は、母子年金について準用する。この場合において、同条中「前項第二号及び第三号」とあるのは、「第三十八条第二号」と読み替えるものとする。

第四十条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第四十一条第二項を次のように改める。

2 母子年金(第六十一条の母子年金以外のものにあつては、第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の第二項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分)は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 第二十八条の四第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができるとき。

二 第二十八条の四第一項第二号若しくは第三号に該当し、又は婦人補導院に収容されているとき。

第四十一条に次の三項を加え、同条を第四十条の二とする。

3 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金給付を受けることができる者があるときは、その間、第三十八条第二号に定める額に第十六条の第二項の例により年金調整率を乗じて得た額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

4 第二項第一号又は前項に規定する公的年金給付が、その全額につき支給を停止されていると

きは、第二項又は前項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第一項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、この限りでない。

5 第二項の規定により支給を停止されるべき額が、同項第一号の公的年金給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同号の規定にかかわらず、その支給を停止しない。この場合における同号の公的年金給付の額の計算方法は、政令で定める。

第四十一条の二の前の一条を加える。

第四十一条 母子年金(第六十一条の母子年金以外のものにあつては、第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の第二項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分。以下第三項において同じ。)は、受給権者と生計を同じくする義務教育終了後(十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続きいて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を除く。以下同じ。)の子又は夫の子のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十八条の六第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、政令で定める。

3 第二十八条の五及び第二十九条の規定は、母子年金について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「前条」とあるのは、「第四十一条第一項」と、同条第二項第二号中「配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者」とあるのは、「母又は父の妻」と読み替えるものとする。

第四十一条の二第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十一条の三第一項中「第三十八条から第四十一条まで」を「第二十八条、第二十九条の五、第二十九条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条の二並びに第四十一条第一項及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項中「前項において準用する第三十九条第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、」を「前項において準用する第三十九条第二項」に改める。

この場合において、第二十八条中「前条第二号及び第三号に定める額を合算した額」とあるのは、「第四十一条の三第一項において準用する第三十八条第二号に定める額」と、第二十八条の五並びに第二十九条第一項及び第二項中「老齢年金」とあるのは「準母子年金(第六十四条の三の準母子年金以外のものにあつては、第四十一条の三第一項において準用する第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の第二項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分)」と、同条第一項中「前条」とあるのは、「第四十一条の三第一項において準用する第四十一条第一項」と、同条第二項第二号中「配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者」とあるのは「祖母又は姉」と読み替えるものとする。

第四十一条の四第一項中「支給の要件となり、又はその」及び「第三十九条第一項を削り、同条第二項中「第三十九条第一項」を「第三十八条第三号」に改め、同条第五項中「準母子年金の支給の要件となり、又はその」を「準母子年金の」に、「姉妹が支給の要件となり、又はその」を「姉妹が」に改める。

第四十一条の五第一項中「支給の要件となり若しくはその」及び「支給され若しくは」を削り、同条第二項中「支給の要件となり、又はその」を削り、「第三十九条」を「第三十八条第三号」に改める。

第四十三条を次のように改める。

(年金額)
第四十三条 遺児年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 十六万円

二 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額の三分の二に相当する額

第四十四条第一項中「四千八百円」を「三万六千円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十八条の規定は、遺児年金について準用する。

第四十七条第一項中「支給され、又は」を削り、同条第二項中「第六十五条又は第六十六条第二項」を「第四十条の二第二項(第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項(第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))又は第四十一条第三項若しくは第四十一条の三第一項において準用する第二十八条の五」に、「第六十七条」を「第四十一条第三項又は第四十一条の三第一項において準用する第二十九条」に改め、同条第三項中「第六十五条第三項から第五項まで」を「第四十条の二第二項及び第五項(第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項又は同条第三項若しくは第四十一条の三第一項において準用する第二十八条の五」に改め、同項を第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十条の二第二項、第四十一条第一項若しくは同条第三項において準用する第二十八条の五又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定により、それぞれ第三十八条第一号及び第三号に定める額を合算した額に第十六条の第二項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年

金調整率を乗じて得た額に相当する部分の全部につき支給を停止されるべきものであるときは、第四十三条第一号に定める額（第一項に規定する遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、同号に定める額に当該受給権者のうち一人を除いた一人につき三万六千円を加算した額を当該受給権者の数で除して得た額。以下次項において同じ。）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分については、第一項の規定による支給の停止は行なわれない。

4 第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十四条の二第二項第一号及び第五項、第四十一条第一項若しくは同条第三項において準用する第二十八条の五又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定により、それぞれ第三十八条第一号及び第三号に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の二に一つにつき支給を停止されるべきものであり、かつ、第一項に規定する遺児年金のうち第四十三条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の額が当該母子年金又は準母子年金の停止されるべきでない部分（第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る。）の額（当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額）をこえるときは、そのこえる部分については、第一項の規定による支給の停止は行なわれない。

条を加える。

4 第四十八条の二 遺児年金は、受給権者の前年の所得が第二十八条の五第一項で規定する政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、第四十三条第一号に定める額（当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、同号に定める額にその子のうち一人を除いた一人につき三万六千円を加算した額をその子の数で除して得た額。以下次項において同じ。）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額の全部又は一部につき支給を停止する。

2 遺児年金のうち第四十三条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分は、受給権者が少年院その他これに準ずる施設に収容されているときは、その収容されている期間、その支給を停止する。

3 第二十八条の四、第二十八条の六及び第二十九条の規定は、遺児年金について準用する。この場合において、第二十八条の四第一項中「第七十九条の二の老齢年金以外のものにあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」とあるのは「第四十三条第一号に定める額（当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、同号に定める額にその子のうち一人を除いた一人につき三万六千円を加算した額をその子の数で除して得た額）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る」と、第二十九条第一項中「第二十八条の五」とあるのは「第四十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により第二十八条の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第四十条の二第一項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、遺児

年金の支給を停止する。

第四十九条第一項ただし書中「又は第二十八条の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を削り、同項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十条を次のように改める。

（年金額）
第五十条 寡婦年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 十六万円
二 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額の三分の二に相当する額

第五十条の次に次の一条を加える。

（日本国民でなくなつた場合の年金額の改定）
第五十条の二 第二十八条の規定は、寡婦年金について準用する。

第五十二条中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十八条の四から第二十九条までの規定は、寡婦年金について準用する。この場合において、第二十八条の四第一項中「第七十九条の二の老齢年金以外のものにあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」とあるのは、「第五十条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により第二十八条の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第四十条の二第二項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、寡婦年金の支給を停止する。

第五十二条の四の表を次のように改める。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間		金 額
三年以上五年未満	一五、〇〇〇円	
五年以上一〇年未満	二一、〇〇〇円	
一〇年以上一五年未満	四二、〇〇〇円	
一五年以上二〇年未満	六三、〇〇〇円	
二〇年以上二五年未満	八四、〇〇〇円	
二五年以上三〇年未満	一〇八、〇〇〇円	
三〇年以上三五年未満	一三二、〇〇〇円	
三五年以上	一五六、〇〇〇円	

第五十六條の二第一項及び第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十七條第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十八條中「三万二千四百円」を「二十四万円」に改め、同条の次に次の三項を加える。

2 障害福祉年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持してい

た配偶者、義務教育終了前の子又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にある子があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に配偶者又はその子一人につき三万六千円を加算した額とする。

第三十三条の二第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第二項に規定する配偶者又は子のうち一人若しくは二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた配偶者又は子の数に応じて、障害福祉年金の額を改定する。

一 第三十三条の二第二項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 義務教育終了前の子でなくなつたとき。ただし、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときを除く。

三 別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が義務教育終了前であるときを除く。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。」を削る。

第六十二条を次のように改める。

(母子福祉年金の額)
第六十二条 母子福祉年金の額は、二十四万円に、妻が母子年金の受給権を取得した当時前条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子一人につき三万六千円を加算した額とする。

第六十三条第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第一項」に、「前項」を「前条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項の規定によりその額が加算され

た母子福祉年金については、」を「前条に規定する」に、「年金額」を「母子福祉年金の額」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十四条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条の二中「第四十一条第二項」を「第四十条の二第三項」に改める。

第六十四条の五第一項中「支給の要件となり、又はその」及び「及び第六十三条第一項」を削る。

第七十六条中「第二十八条第一項」を削り、同条中「二十五年」を「二十年」に改め、同条の表中

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十四年

を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条第一項中「六十歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に、「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第五項中「第二十八条及び」を削る。

第七十九条の二第二項中「七十歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「二十四万円」を「二十万円」に改め、同条第四項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第六十六条第一項、第三項及び第四項、第六十七条並びに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第七十九条の三第一項から第四項まで中「七十

り、「これら」を「同条」に改め、同条第三項中「その支給の要件となり、又は」を削る。

第六十四条の六第二項中「支給の要件となり又はその」及び「支給され又は」を削る。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条から第六十七条まで 削除

第七十五条第五項第二号を次のように改める。

二 削除

第六十五条から第六十七条まで	削除
----------------	----

「六十歳」に改める。

第七十九条の四第一項中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の五中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第八十条第二項中「七十歳」を「六十歳」に改める。

されたものとみなされる保険料を除く。の総額と、当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の三号を加える。

一 当該年度において納付された保険料(第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料を除く。の総額の二分の一に相当する額)

二 当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額の二分の一に相当する額

三 当該年度における年金(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。の給付に要する費用。ただし、第二十七條第二号及び第三号(第二十九条の四において例による場合を含む。)、第三十三條第一項第二号、第三十三條第二項第一号、第三十八條第二号、第四十三條第二号並びに第五十條第二号に定める額に第十六條の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用を除く。

第九十三条第五項中「第一項」の下に「第一号」を加える。

第九十七条第二項中「母子年金」を「障害年金、母子年金」に、「が支給され、若しくはその額が加算されている」を「の額の加算の対象となつて」に改める。

附則
第九十九条の三第二項を削り、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に改め、同項を同条第六項とする。

事由に該当するに至つた当時その者が同項に規定する事由に該当するに至らなかつたものとした場合に支給すべき障害年金を、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日の月の初日であるときは、その属する月）からこの法律の施行の際に受ける権利を有する障害年金を支給すべき期間が終了するまで、支給する。

2 この法律の施行の際に旧法第三十二條第二項（旧法第五十七條第三項及び第八十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害年金を受ける権利を有する者については、当分の間、新法第二十二條及び第三十一條第二項の規定にかかわらず、当該障害年金のほか、その者が旧法第三十一條第一項に規定する事由に該当するに至つた当時その者が有していた障害年金の受給権を有していなかつたものとした場合に支給すべき障害年金を、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日の月の初日であるときは、その属する月）からこの法律の施行の際に受ける権利を有する障害年金を支給すべき期間が終了するまで、支給する。

（年金の支給停止に関する暫定措置）

第十一條 障害年金（新法第三十一條第一項の規定により支給すべき障害年金を除く）、母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金が、新法第三十六條、第四十條の二第二項（新法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。）、第四十六條及び第五十二條第一項の規定により、期間を定めてその支給を停止されるべき場合において、これらの年金の額が当該年金の支給の原因となつた傷病又は死亡について受ける労働基準法の規定による障害補償又は遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付の年額（年額が定められていないときは、年額に相当する額として政令で定める額）をこえるときは、当分の間、そのこえる部分については、これらの規定にかかわらず、その支給を停止しない。

（任意脱退者の再加入の特例）

第十二條 この法律の施行前に旧法第十條第一項本文の規定により被保険者の資格を喪失した者（同条第三項の規定により被保険者とならなかつたものとみなされる者を含む。以下「任意脱退者」という。）であつて、新法第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、かつ、再び被保険者の資格を取得することにより新法第二十六條又は第二十九條の三に定める要件を満たすことができるものとは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

2 前項の規定により被保険者となることができないう任意脱退者であつて、新法第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、かつ、当該資格を喪失した日からこの法律の施行の日までの期間（旧法第七條第二項第一号又は第一号の二のいずれかに該当した期間を除く。）が保険料納付済期間であつたこととならば、再び被保険者の資格を取得することにより新法第二十六條又は第二十九條の三に定める要件を満たすことができるものとは、都道府県知事に申し出て、被保険者となる。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

4 第一項及び前項の申出は、この法律の施行の日から起算して、三月以内に行なわなければならない。

4 第一項及び第二項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとす。

5 第二項の申出をした者は、この法律の施行の日から起算して二年以内に、当該資格を喪失した日の属する月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の旧法第七條第二項第一号又は第一号の二に該当した期間以外のものの各月につき政令で定める額を納付することができる。

（任意加入の特例）

第十三條 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、新法第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び新法第七十四條の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国民でないとき。
- 二 日本国内に住所を有しないとき。
- 三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。
- 2 前項の申出は、この法律の施行の日から起算して六月以内に行なわなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、新法第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 新法第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、新法第九條各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日の翌日）に被保険者の資格を喪失する。

一 新法第七條第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、新法第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が四年に達したとき。

7 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、新法第八十七條第三項及び国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）附則第十三條の規定にかかわらず、政令で定める額とする。

第十四條 前条第一項の規定により被保険者となつた者の保険料納付済期間が四年に達したときは、新法第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に、五年間、老齢年金を支給する。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第五條の規定の適用については、新法第七十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金とみなす。

（船員保険法の一部改正）

第十五條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三

号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一号イ中「二十五年」を「二十年」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 削除

(厚生年金保険法の一部改正)

第十六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六号の三第一号イ中「二十五年」を「二十年」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 削除

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十八条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七号の三第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九号の二第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「支給額」の下に「(政令で定める法令による給付については、政令で定める額)」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項、附則第二十六号第二項、附則第三十二号第三項及び附則第四十二号第六項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))及び第四十号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第四項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))及び第四十号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第八号第一項中「当該給付の年額」の下に「(人事院規則で定める法令による年金たる給付については、人事院規則で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九号第二項及び附則第二十五号第三項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第四項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

付については、人事院規則で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九号第二項及び附則第二十五号第三項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第四項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第八号第一項中「当該給付の年額」の下に「(政令で定める法令による年金たる給付については、政令で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九号第二項及び附則第二十五号第三項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第四項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第八号第一項中「当該給付の年額」の下に「(政令で定める法令による年金たる給付については、政令で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九号第二項及び附則第二十五号第三項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第四項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第八号第一項中「当該給付の年額」の下に「(政令で定める法令による年金たる給付については、政令で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九号第二項及び附則第二十五号第三項中「第六十五号第二項(同法第七十九号の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八号の四第二項(同法第三十六号の二第二項、第四十八号の二第三項及び第五十二号の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

一項において準用する場合を含む。)」に改める。

この法律施行に要する経費は、一兆六千億円である。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二号の二を削る。

第三十三号の次に次の一条を加える。

(調整係数)

第三十三号の二 厚生大臣は、毎年十二月中旬、政令で定める日までに納入の告知がされたその年の十月分の保険料(第四種被保険者に係る保険料を除く)の額の算定の基礎となつた標準報酬月額(その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。以下「基準報酬額」という。)を昭和四十五年の基準報酬額で除して得た数値(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。以下「調整係数」という。)を告示しなければならない。ただし、当該基準報酬額を前項において調整係数の告示があつた年の基準報酬額で除して得た数値が百分の九十五をこえ百分の百五未満となるときは、この限りでない。

2 前項の規定による調整係数の告示があつたときは、当該告示があつた年の翌年の二月一日前に年金たる保険給付の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月からその額を当該告示のあつた調整係数を用いて計算した額とする。

3 第一項の規定による調整係数の告示があつたときは、当該告示があつた年の翌年の二月一日以後において保険給付(脱退手当金を除く。この項において以下同じ。)の受給権を取得した者に支給する当該保険給付の額は、当該告示のあ

つた調整係数を用いて計算した額とする。

第三十四条第一項第一号中「二百五十円」を「千円に調整係数乗じて得た額」に改め、同条第五項中「四千八百円」を「三万六千円に調整係数乗じて得た額」に改める。

第三十八条中「第四十六条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

第四十二条に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている五十五歳以上の者の前年の所得が政令で定める額をこえないときは、前二項に規定する支給要件に該当しない場合においても、その年の五月（五十五歳以上の者がその年の五月以後第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つた場合又は同項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者がその年の五月以後五十五歳に達した場合においては、その満了に至つた日又はその達するに至つた日の属する月の翌月）から第一項の老齢年金を支給する。

4 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第四十六条第一項中「間」の下に「（六十五歳に達するまでの期間を除く）」を加え、同条第二項を削り、同条に次の四項を加える。

2 第四十二条第二項又は第三項の規定によつて支給する老齢年金は、次の各号の一に該当するに至るまでの間、その額（加給年金額を除く。）に百分の五十を下らない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の支給を停止する。

一 受給権者（被保険者である受給権者を除く。）が第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する年齢に達したとき。

二 被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、又は六十五歳に達したとき。

3 第四十二条第二項又は第三項の規定によつて支給する老齢年金は、受給権者の前年の所得が同条第三項の政令で定める額をこえるに至つた

場合においてその年の四月までに前項各号の一に該当するに至つていないときは、同項の規定にかかわらず、その年の五月から翌年の四月（翌年の三月以前に同項各号の一に該当するに至つた場合においては、その該当するに至つた月）まで、その支給を停止する。

4 受給権者が第四十二条第二項に規定する傷病により別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態に該当するときは、その該当する期間、前二項の規定による支給の停止は行なわれない。

5 第四十二条第四項の規定は、第三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法について準用する。

第五十条第一項第二号中「基本年金額」の下に「の百分の百十に相当する額」を加え、同項第三号中「七十五」を「九十五」に改め、「その額が六万円に満たないときは、六万円」を削る。

第六十条第一項中「百分の五十」を「三分の二」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「三分の二」に、「六万円」を「二十四万円に調整係数乗じて得た額」に改める。

第八十条第一項各号列記以外の部分中（第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く。）を削り、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国庫は、一の会計年度において支給した保険給付の総額が、当該保険給付について第三十三条の二第二項の規定に基づく増額又は減額が行なわれたことがなかつたものとみなした場合に当該会計年度に支給することとなる保険給付の総額をこえるときは、前項の規定にかかわらず、その支給することとなる保険給付に要する費用を保険給付に要する費用とみなして同項の規定を適用した場合に負担すべきこととなる額

と当該こえる額とを合算した額を負担する。

第百三十三条中「相当する額」の下に「とし、当該老齢年金が第四十六條第二項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額に百分の百から第四十六條第二項の政令で定める率を減じた率を乗じて得た額とする。」を加える。

第百三十七條第二項各号列記以外の部分中（その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。）を削り、同項第一号及び第二号中「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の二十五」を「百分の三十五」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年二月一日から施行する。ただし、第三十八條、第四十二条、第四十六條及び第百三十三條の改正規定は、昭和四十五年五月一日から施行する。

第二条 この法律の施行後最初に改正後の厚生年金保険法第三十三條の二第一項の規定による告示がなされる日までの間における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「前項において調整係数の告示があつた年」とあるのは「昭和四十四年」と読み替へるものとする。

第三条 この法律の施行後最初に改正後の厚生年金保険法第三十三條の二第一項の規定による告示がなされる年の翌年の一月三十一日までの間においては、同法（第三十三條の二を除く。）及び附則第五條から第七條までの規定の適用については、調整係数は一であるものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額を改正後の同章の規定により計算した額とする。

第五条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を二十四万円に調整係数乗じて得た額に八万円を加えた額（以下「甲額」という。）とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を二十四万円に調整係数乗じて得た額に四万円を加えた額（以下「乙額」という。）とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）の項及び次項において同じ。）が甲額である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が乙額である者の廃疾の程度が同表に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を乙額又は甲額に改定することができる。

3 年金の額が乙額である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第六條 この法律の施行の際現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、遺失年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を二十四万円に調整係数乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、この法律の施行後において厚生

生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第七条 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同項の規定にかかわらず、配偶者又は子一人につき三万六千円に調整係数を乗じて得た額とする。

第八条 附則第四条から附則第六条までに規定する保険給付の額（前条に規定する加給金又は増額金に相当する給付の額を含む。）で昭和四十五年一月以前の月分のもので及び厚生年金保険の障害手当金で同年二月一日においてまだ支給してないものの額については、なお従前の例による。

第九条 改正後の厚生年金保険法第三十三条の第二項及び第三項の規定は、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する保険給付について準用する。

第十条 年金たる保険給付に係る附則第四条から第七条までの規定又は前条において準用する改正後の厚生年金保険法第三十三条の第二項の規定に基づく増額は、同法第三十三条の第二項の規定に基づく増額とみなして同法第八十条第二項の規定を適用する。

（障害年金、障害手当金及び遺族年金に関する暫定措置）

第十一条 障害年金、障害手当金及び遺族年金に關しては、当分の間、次条以下の規定を適用する。

第十二条 厚生年金保険法第三十八条中「第四十九條第一項又は第五十四條」とあるのは「第四十九條第一項」と読み替へるものとする。

第十三条 障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じた場合において前後の廃疾のいずれか一の廃疾について法律によつて組織された共済組合（以下「共済組合」と

いう。）が支給する廃疾年金又は障害年金を受け権利を有するときは、厚生年金保険法第四十八條の規定は適用しない。

第十四条 厚生年金保険法第四十九條第一項中「その間」とあるのは「前条第二項の規定にかかわらず、その間」と、同項中「従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金」とあり、同条第二項中「従前の障害年金」とあるのは「従前の障害年金及び従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金」と読み替へるものとする。

第十五条 この法律の施行の際現に厚生年金保険法第四十八條の規定によつて支給される前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を受け権利を有する者が同法第四十九條第一項又は同法第五十四條の規定によるその支給を停止されている場合においては、この法律の施行後においてその支給を停止すべき期間、その者に對してそれぞれ従前の廃疾の程度による障害年金又は従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

厚生年金保険法第五十四條

厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三十号）附則第二十六條第一項

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第九條第一項

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第三十六号）附則第二項

第十八条 厚生年金保険法第五十四條の二の規定は、適用しない。

第十九条 第四種被保険者であつて同時に共済組

第十六条 障害年金の受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償を受ける権利を取得した場合において当該障害年金（厚生年金保険法第四十八條第一項に規定する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を除く。）の額が労働基準法第十二條の平均賃金に相当する額にその障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数を乗じて得た額をこえるときは、そのこえる部分については、同法第五十四條の規定にかかわらず、当該障害年金の支給を停止しない。

第十七条 この法律の施行の際現に次の表の上欄に掲げる規定によりその支給が停止されている障害年金については、その額が同表下欄に掲げる額をこえるときは、同表上欄に掲げる規定にかかわらず、昭和四十五年二月分（同年十二月以後において障害年金の額が同表下欄に掲げる額をこえるに至つたときは、そのこえるに至つた月分）からそのこえる部分を支給するものとする。

労働基準法第十二條の平均賃金にその障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数を乗じて得た額

国家公務員災害補償法第四條の平均給与額に同法別表第一に定める障害の等級に応じ同表に定める日数を乗じて得た額

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十二号）第一條の補償基礎額に同令別表第二に定める障害の等級に応じ同表に定める倍数を乗じて得た額

合の組合員であるもの（以下「組合員たる被保険者」という。）であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障

害年金は、受給権者が当該傷病につき共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するときは、その支給を停止する。

2 前項に規定する障害年金の額が当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金の額をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害年金の支給を停止しない。

3 組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する廃疾とを併合した廃疾の程度による障害年金の受給権は、その受給権者が当該傷病につき共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得したときは、消滅するものとし、その権利を取得した月の翌月から従前の廃疾の程度による障害年金及び従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

第二十條 組合員である被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれに起因する疾病についてこの法律の施行の際現に当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有する者で、前二條の規定が昭和四十六年六月一日から施行されたときは、この法律の施行の際障害年金の受給権を有すべき者に対しては、この法律の施行の日の属する月分から当該障害年金を支給する。

第二十一條 厚生年金保険法第五十六條の規定を適用しないものとした場合に支給すべき障害手当金の額が当該傷病について支給する同条第三号に規定する障害補償又は障害補償給付（一時金であるものに限り）の額をこえるときは、同条及び同法第五十七條の規定にかかわらず、そのこえる部分の額に相当する額の障害手当金を支給する。

第二十二條 遺族年金の受給権者に対して当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について労働基準法第七十九條の規定による遺族補償の

支給が行なわれるべきである場合において当該

遺族年金の額が同法第十二条の平均賃金の百八
十分分に相当する額をこえるときは、そのこえ
る部分については、厚生年金保険法第六十四条
の規定にかかわらず、当該遺族年金の支給を停
止しない。

第二十三条 附則第十七条の規定は、この法律の
施行の際現に同項の表の上欄に掲げる規定によ
りその支給が停止されている遺族年金について
準用する。この場合において、同項の表上欄中
「厚生年金保険法第二十四条」とあるのは「厚生
年金保険法第六十四条」と、同表下欄中「その
障害の程度に応じ同法別表第二に定める日数」
とあり、「同法別表第一に定める障害等級に応
じ同表に定める日数」とあり、「同令別表第二
に定める障害の等級に応じ同表に定める日数」
とあるのは、「百八十」と読み替えるものとする。

第二十四条 厚生年金保険法第六十八条の二の規
定は、適用しない。

第二十五条 厚生年金保険法第六十八条の二各号
に掲げる遺族年金は、当該被保険者又は被保険
者であつた者の死亡について共済組合が支給す
る遺族年金の支給を受けることができる者があ
るときは、その受けることができる者があ
る間、その支給を停止する。

2 前項に規定する遺族年金の額が当該共済組合
が支給する遺族年金の額をこえるときは、その
こえる部分については、同項の規定にかかわら
ず、当該遺族年金の支給を停止しない。

第二十六条 厚生年金保険法第六十八条の二の規
定の適用がなかつたものとすればこの法律の施
行の際遺族年金の受給権を有すべき者に対して
は、この法律の施行の日の属する月分から当該
遺族年金を支給する。

の見込みである。

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、食品規制法案（大橋和孝君外二名発議）

一、国民年金法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は十一月二十九日）

一、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改
正する法律案

（予備審査のための付託は十一月二十九日）

一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の
一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は同日）

一、船員保険法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は同日）

一、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律案

（予備審査のための付託は同日）

一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律案

（予備審査のための付託は同日）

一、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律及び労働者の補償保険法の一
部を改正する法律及び労働者の補償保険の徴
収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律案

（予備審査のための付託は同日）

一、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法
律案

（予備審査のための付託は同日）

食品規制法案

食品規制法

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 食品及び添加物（第三条・第八條）

第三章 器具及び容器包装（第九條・第十一條）

第四章 表示（第十二條・第十八條）

第五章 食品添加物公定書（第十九條）

第六章 検査（第二十條・第二十五條）

第七章 営業（第二十六條・第三十二條）

第八章 食品審議会（第三十三條）

第九章 雑則（第三十四條・第四十一條）

第十章 罰則（第四十二條・第四十八條）

附則（第四十二條・第四十八條）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、飲食に起因する衛生上の危
害の発生の防止その他国民の健康の保護のため
食品等に関し必要な規制を行なうとともに、食
品等につき、適切な選択を容易にするための表
示の適正化を図る措置を講じ、もつて国民の福
祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 食品 すべての飲食物をいう。ただし、薬
事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規
定する医薬品及び医薬部外品を除く。

二 添加物 食品の製造の過程において又は食
品の加工若しくは保存の目的で、食品に添
加、混和、浸潤その他の方法によつて使用す
る物をいう。

三 化学的合成品 化学的手段により元素又は
化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせ
て得られた物質をいう。

四 器具 食品又は添加物の採取、製造、加
工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取
の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接
接触する機械、器具その他の物をいう。た
だし、農業及び水産業における食品の採取の用
に供される機械、器具その他の物を除く。

五 容器包装 食品又は添加物を入れ、又は包
んでおける物で、食品又は添加物を授受する場
合そのままで引き渡すものをいう。

六 営業 業として、食品若しくは添加物を採

取し、製造し、輸入し、加工し、調理、貯蔵
し、若しくは販売すること又は器具若しくは
容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売す
ることをいう。ただし、農業及び水産業にお
ける食品の採取業を除く。

七 営業者 営業を営む人又は法人をいう。

第二章 食品及び添加物

（清潔及び衛生の原則）

第三条 販売（不特定又は多数の者に対する販売
以外の授受を含む。以下同じ。）の用に供する食
品又は添加物の採取、製造、加工、洗浄、使
用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔
で衛生的に行なわれなければならない。

（腐敗食品等の販売等の禁止）

第四条 次に掲げる食品又は添加物は、販売し
（不特定又は多数の者に授受する販売以外の場
合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供する
ために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使
用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはな
らない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟で
あるもの。ただし、一般に人の健康をそこな
うおそれなく飲食に適すると認められてい
るものは、この限りでない。

二 有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附
着しているもの。ただし、人の健康をそこな
うおそれがない場合として厚生大臣が定める
場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑い
があり、人の健康をそこなうおそれがあるも
の。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由に
より、人の健康をそこなうおそれがあるも
の。

（病肉等の販売等の禁止）

第五条 牛、馬、豚、めん羊、山羊その他哺乳類
に属する厚生省令で定める動物（以下この条に
おいて「牛馬等」という。）で厚生省令で定める
疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又は

この法律施行に要する経費は、一千六百億円
この法律の施行に要する経費は、一千六百億円

へい死したものの肉、骨、乳、臓器及び血液（以下この条において「肉等」という。）は、食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した牛馬等の肉、骨及び臓器等であつて、当該職員が厚生省令の定めるところにより人の健康をそこなうおそれなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

2 牛馬等の肉等は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項の厚生省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した牛馬等の肉等でない旨及び殺年月日その他厚生省令で定める事項を記載した証明書又はその写しを添附したものでなければ、販売の用に供するために輸入してはならない。

3 牛馬等以外の哺乳類に属する動物の肉等は、食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、豚その他の肉等が人の健康をそこなうおそれなく飲食に適するものとして厚生大臣が指定する動物の肉等は、この限りでない。

4 前項に規定する肉等（同項ただし書の規定により厚生大臣が指定する動物の肉等を除く。）で輸入されたものは、食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（化学的合成品等の販売等の禁止）

第六条 食品又は添加物として用いることを目的とする化学的合成品（人の健康をそこなうおそれがないものとして厚生大臣が指定する化学的合成品を除く。）及びその製剤並びに当該化学的合成品又はその製剤を添加物として含む食品は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 前項の指定は、その指定の適正を確保するに足りる政令で定める試験検査の結果に基づいて

しなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の指定に係る化学的合成品若しくはその製剤又はこれらを含む食品につき、外国における販売の禁止、権威ある研究機関による人の健康に対する有害性の指摘等の事実があり、当該指定の効力を存続させるかどうかについて再検討を要すると認めるに至つたときは、その再検討の結果が明らかになるまでの応急の措置として、期間を定めて、当該化学的合成品、製剤又は食品の販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用若しくは陳列を停止するものとする。

4 厚生大臣は、少なくとも五年ごとに、現に第一項の指定をされている化学的合成品のすべてについて再検討するようにしなければならない。

（放射線を照射した食品等の販売等の禁止）

第七条 人の健康をそこなうおそれがない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、放射線を照射した食品又は添加物（これを含む食品を含む。）は、販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の厚生大臣の定めについて準用する。

（基準及び規格）

第八条 厚生大臣は、国民の健康の保護の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、洗浄、使用、調理若しくは保存の方法につき、必要な基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分（その食品又は添加物に含まれ、又は附着している物を含む。）につき、必要な規格を定めるものとする。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、洗浄し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品

若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

第三章 器具及び容器包装

（清潔及び衛生の原則）

第九条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

（有毒器具等の販売等の禁止）

第十条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康をそこなうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康をそこなうおそれがある器具若しくは容器包装は、販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

（規格及び基準）

第十一条 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき、必要な規格を定め、又はこれらの製造方法につき、必要な基準を定めるものとする。

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第四章 表示

（表示基準）

第十二条 厚生大臣は、国民の健康の保護の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装の表示につき、必要な基準を定めるものとする。

2 前項の規定により基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、販売し、販売の用に供するため

に陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十三条 厚生大臣は、一般消費者の適切な選択に資するため、販売の用に供する食品又は添加物でその品質を識別することが特に必要であると認められるものの表示につき、関係行政機関の長の意見をきいて、必要な基準を定めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により定められた基準を守らない営業者があるときは、その者に對し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の指示に従わない営業者があるときは、その旨を公表することができる。

（虚偽の表示等の禁止）

第十四条 何人も、食品、添加物、器具又は容器包装に關して、国民の健康の保護上支障となるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝を行なつてはならない。

第十五条 前条の規定に該当する場合を除くほか、何人も、食品又は添加物に關して、一般消費者の選択を誤らせるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝を行なつてはならない。

（消費者の申出）

第十六条 何人も、食品又は添加物の表示が適正でないために一般消費者の利益が著しく害されていると認めるときは、厚生省令で定める手続に従い、その旨を厚生大臣又は都道府県知事に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十三条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（特定用途向食品の表示）

第十七条 販売の用に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他人の健康

の保護を図る特別の用途に適する旨の表示をし
ようとする者は、厚生大臣の行なう登録を受け
なければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、その登録
のための審査に要する実費の額を考慮して政令
で定める額の手数を納めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の登録の申請を受けたと
きは、厚生省令の定めるところにより審査し、
当該食品が当該用途に適し、かつ、当該表示が
適正であると認めるときは、当該食品につき、
商品名、表示の内容その他厚生省令で定める事
項を特定用途食品登録簿に登録しなければならない。

4 前項の規定による登録を受けて表示をする者
は、厚生省令で定める事項を当該食品の容器包
装の見やすい箇所に明記した表示をしなければ
ならない。

5 厚生大臣は、第三項の規定による登録を受け
て表示をする者が前項に規定する表示せず又は
虚偽の表示をしたときは、当該登録を取り消す
ことができる。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必
要な事項は、厚生省令で定める。
(特定用途食品登録簿の閲覧)
第十八条 厚生大臣は、特定用途食品登録簿の
写しを作成し、都道府県知事及び保健所を設
置する市の市長に送付するものとする。

2 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長
は、前項の写しを保健所に備え、厚生省令の定
めるところにより、これを一般の閲覧に供しな
ければならない。

第五章 食品添加物公定書

(食品添加物公定書)

第十九条 厚生大臣は、食品添加物公定書を作成
し、第八条第一項の規定により基準又は規格が
定められた添加物及び第十二条第一項の規定に
より基準が定められた添加物につき当該基準及
び規格を記載するものとする。

第六章 検査

(製品検査)

第二十条 政令で定める食品、添加物、器具又は
容器包装は、政令で定める区分に従い厚生大臣
又は都道府県知事がその製品について行なう検
査を受け、これに合格し、かつ、厚生省令の定
めるところによりその旨の表示をしたものでな
ければ、販売し、販売の用に供するために陳列
し、又は営業上使用してはならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、国民の健康の
保護の見地から、前項の検査を行なうものとす
る。

3 第一項の検査を受けようとする者は、検査に
要する実費の額を考慮して政令で定める額の手
数を納めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の検査
の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、
厚生省令で定める。

5 第一項の検査の結果については、行政不服審
査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不
服申立てをすることができない。
(輸入の届出)
第二十一条 販売の用に供し、又は営業上使用す
る食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しよ
うとする者は、厚生省令の定めるところによ
り、そのつど厚生大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第二十二条 厚生大臣、都道府県知事又は保健所
を設置する市の市長は、この法律(第十三条を
除く)に規定する権限を行使するために必要な
限度において、営業者その他の関係者から必要
な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務
所、倉庫その他の場所に立ち入り、販売の用に
供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、
器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類
その他の物件を検査させ、又は販売の用に供
し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器
具若しくは容器包装を、試験のため必要な最少

数量に限り、無償で収去させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十三条に規
定する権限を行使するために必要な限度におい
て、営業者その他の関係者から必要な報告を求
め、又は当該職員に、営業の場所、事務所、倉
庫その他の場所に立ち入り、販売の用に供する
食品若しくは添加物の表示の状況若しくは帳簿
書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査又は収
去を行なう職員は、その身分を示す証明書を携
帶し、営業者その他の関係者に提示しなければ
ならない。

4 第一項又は第二項の権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。
(食品衛生検査施設)
第二十三条 国及び都道府県は、第二十条第一項
(第三十八条第一項及び第二項において準用す
る場合を含む)の検査及び前条第一項(第三十
八条第一項及び第二項において準用する場合を
含む)次項において同じ。の規定により収去し
た物の試験に関する事務を行なわせるために、
必要な検査施設を設けなければならない。

2 保健所を設置する市は、前条第一項の規定に
より収去した物の試験に関する事務を行なわせ
るために、必要な検査施設を設けなければなら
ない。

3 都道府県及び保健所を設置する市の食品衛生
検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。
(食品衛生監視員)
第二十四条 第二十二條第一項(第三十八条第一
項及び第二項において準用する場合を含む)に
規定する当該職員の職権及び飲食に係る国民の
健康の保護に関する指導の職務を行なわせるた
めに、国、都道府県及び保健所を設置する市に
食品衛生監視員を置く。

2 食品衛生監視員は、厚生大臣、都道府県知事
又は保健所を設置する市の市長が、国、都道府
県又は保健所を設置する市の職員のうちから命
ずる。

3 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長
は、政令の定めるところにより、食品衛生監視
員に各営業の施設等について、監視又は指導を
行なわせなければならない。

4 前三項に定めもののほか、食品衛生監視員
の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項
は、政令で定める。
(食品表示監視員)
第二十五条 第二十二條第二項(第三十八条第二
項において準用する場合を含む)に規定する当
該職員の職権及び食品等の表示の適正化に関す
る指導(食品衛生監視員の職務に属するものを
除く)の職務を行なわせるために、国及び都道
府県に食品表示監視員を置く。

2 食品表示監視員は、厚生大臣又は都道府県知
事が、国又は都道府県の職員のうちから命ず
る。

3 前二項に定めもののほか、食品表示監視員
の資格その他食品表示監視員に関し必要な事項
は、政令で定める。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、食品衛生監視
員をして、食品表示監視員の職務を行なわせる
ことができる。
第七章 営業
(食品衛生管理者)
第二十六条 乳製品、化学的合成品である添加物
その他製造又は加工の過程において特に衛生上
の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政
令で定めるものの製造又は加工を行なう営業者
は、その製造又は加工を衛生的に管理させるた
め、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を
置かなければならない。ただし、営業者が自ら
食品衛生管理者となつて管理する施設について
は、この限りでない。

2 営業者が、前項の規定により食品衛生管理者
を置かなければならない製造業又は加工業を二
以上の施設で行なう場合において、その施設が
隣接しているときは、食品衛生管理者は、同項
の規定にかかわらず、その二以上の施設を通じ

て一人で足りる。

3 食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に關してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分の違反が行なわれないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならぬ。

4 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 三 厚生大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- 四 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者

5 前項第四号に該当することにより食品衛生管理者の資格を有する者は、衛生管理の業務に三年以上に従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる。

6 第一項に規定する営業者は、食品衛生管理者を置き、又は自ら食品衛生管理者となつたときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その食品衛生管理者の氏名又は自ら食品衛生管理者となつた旨その他厚生省令で定

める事項を届け出なければならない。食品衛生管理者を変更したときも、同様とする。

(営業施設の基準)

第二十七条 都道府県知事は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

(営業の許可)

第二十八条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合つて認めるときは、許可をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他の必要な条件を附することができ。

(監督処分)

第二十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条第一項、第七条第一項、第八条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第十四条の規定又は第六条第三項の規定による処分に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、その他営業者に對し飲食に係る国民の健康の保護のために必要な処置をとることを命じ、又は前条第一項の許可を取り消し、若しくは期間を定めて停止することができ。

第三十条 都道府県知事は、営業者が第十二条第二項、第十七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条第一項の規定又は第二十八条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができ。

第三十一条 都道府県知事は、営業者がその営業

の施設につき第二十七条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第二十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができ。

第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前三条の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができ。

第八章 食品審議会

(食品審議会)

第三十三条 厚生省に、食品審議会を置く。

2 食品審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、飲食に係る国民の健康の保護及び食品等の表示に關する重要事項(おもむきに係る衛生上の重要事項を含む。)を調査審議する。

3 食品審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関の長に意見を申し出ることができ。

4 食品審議会は、委員五十人以内で組織する。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、食品審議会に臨時委員を置くことができる。

6 食品審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験のある者
- 三 食品、添加物、器具又は容器包装に關する事業(おもむきに關する事業を含む。)に従事する者
- 四 一般消費者を代表する者

7 前項第三号に掲げる者である委員及び同項第四号に掲げる者である委員は、各同数とする。

8 食品審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

9 前各項に定めるもののほか、食品審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

第三十四条 第二十四条第一項の食品衛生監視員及び第二十五条第一項の食品表示監視員の設置に要する経費その他都道府県若しくは保健所を設置する市又はこれらの長がこの法律の規定により行なう事務に要する経費については、国は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十三条第一項の規定に基づき必要な財源措置を講じなければならないものとする。

(中毒に關する届出等)

第三十五条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちにその保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の届出を受けたときは、政令の定めるところにより、調査し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、政令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

(死体の解剖)

第三十六条 都道府県知事は、保健所を設置する市の市長は、原因調査に必要であると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖することができ。

2 前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

3 前二項の規定は、刑事訴訟に關する規定による強制的処分を妨げない。

4 第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失われないように注意しなければならない。

(情報の周知)

第三十七条 厚生大臣又は都道府県知事は、食

品、添加物、器具若しくは容器包装（以下この条において「食品等」という。）が人の健康に危害を及ぼすと認められる急迫した事態があるとき、又は虚偽の宣伝広告等の不正な手段により広範囲にわたる食品等の販売が行なわれ一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるようにしなければならない。

（おもちゃ及び営業以外の業務等への準用規定）
第三十八条 第四條、第六條、第八條、第十條から第十二條まで、第十四條、第二十條、第二十一條、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十六條から第三十二條まで並びに第三十五條から前条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康をそこなりおそれがあるものとして厚生大臣の指定するおもちゃについて、準用する。

2 第九條から第十一條まで、第十二條第二項、第十三條第二項及び第三項、第二十條、第二十二條、第二十七條並びに第二十九條から第三十二條までの規定は、寄宿舎、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する業務で営業以外のもの及びその業務を行なう者について、準用する。

（就替規定）

第三十九條 第二十六條及び第二十八條から第三十二條までの各条中、「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市にあつては「市長」と読み替へるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

（大都市の特例）

第四十條 前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより

り、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（再審査請求）

第四十一條 第二十二條第一項若しくは第三十九條の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ。

第十章 罰則

第四十二條 第四條（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）第五條第一項、第六條第一項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七條第一項の規定又は第六條第三項（第七條第二項及び第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三條 第八條第二項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第十條（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第二十八條第一項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第二項から第四項まで、第十一條第二項（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第二項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）及び第十四條（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第二十條第一項（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十七條（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第二十八條第三項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者
- 三 第二十九條（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十一條（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に従わない営業者（第三十八條第二項に規定する業務を行なう者を含む。）又は第二十九條、第三十條（第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一條の規定による処分違反して営業（第三十八條第二項に規定する業務を含む。）を行なつた者

第四十五條 第十五條又は第十七條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項又は第二項（これらの規定を第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による当該職員の立入検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第二十二條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十一條又は第二十六條第六項（これらの規定を第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第四十七條 食品衛生管理者が第二十六條第三項（第三十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する職務を怠つた場合において、当該施設においてその管理に係る食品、添加物又はおもちゃに關し第四十二條から第四十四條までの違反行為があつたときは、当該食品衛生管理者に対し、各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品管理者がその行為を行なつた者であるときは、この限りでない。

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十二條から第四十六條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

第二條 改正後の食品規制法（以下「新法」という。）第五條第四項の規定は、この法律の施行の際現に輸入されている同条第三項に規定する肉等については、適用しない。

第三條 この法律の施行の際改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第六條（旧法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定により人の健康をそこなりおそれがないものとして定められている化学的合成食品は、新法第六條第一項（新法第三十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の指定がされたものとみなす。

2 新法第六條第一項の規定は、この法律の施行の際現に一般に食品として販売の用に供されている化学的合成食品及びその製剤で厚生大臣が指定するものについては、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。ただし、同項の指定は、その期間内においてもすることができ。

3 厚生大臣は、新法第六條第一項の指定の基礎

とすべき試験検査が時日を要するためにやむを得ない必要があると認めるときは、前項の期間を一年をこえない範囲内において延長することができる。

第四条 この法律の施行の際現に定められている旧法第七條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項（これらの規定を旧法第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は規格は、新法第八條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項（これらの規定を新法第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により定められたものとみなす。

2 厚生大臣は、この法律の施行後すみやかに、新法第八條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項の趣旨に適合するように前項の基準若しくは規格を改め、又は新たな基準若しくは規格を定めなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に改正前の栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第十二條第一項の規定による乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第七條第一項の登録を受けることができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し登録又は登録拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十三條の規定に基づいて作成されている食品添加物公定書は新法第十九條の規定に基づいて作成された食品添加物公定書とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧法第十四條第一項（旧法第二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定によりされた検査は、新法第二十條第一項（新法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定によりされた検査とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九條第二項の規定により食品衛生監視員を命ぜられていた者は、新法第二十四條第二項の規定により食品衛生監視員を命ぜられたものとみなす。

第九条 新法第二十九條から第三十一條まで（これらの規定を新法第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧法の規定又はこれによる基準若しくは条件に違反した者は、新法の相当規定又はこれによる基準若しくは条件に違反した者とみなす。

第十条 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、旧法によつてされた処分（同法第三十六條に規定する許可を含む。以下この条において同じ。）及び手続は、それぞれ新法の相当規定によつてされたものとみなす。この場合において、当該処分期間その他の条件が附されているときは、その条件は新法の相当規定によつて附されたものとみなし、当該期間は従前の期間の満了する日までとする。

（栄養改善法の一部改正）
第十一條 栄養改善法の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「（栄養強化食品の表示）」に改め、同条第一項を次のように改める。
販売の用に供する国民保健上重要な食品で厚生大臣が指定するものにつき、栄養成分の補給ができる旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十二條第四項中「標示」を「表示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」とし、「標示」を「表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の栄養成分は、厚生大臣が食品ごとに定めるものとする。

第十六條の見出し及び同条第一項中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に改め、同項中「表示」を「表示」に改め、同条第三項中「食品衛生法

（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九條を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十四條」に改め、同項中「の設置」を削る。

第十七條（見出しを含む。）中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に、「標示」を「表示」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十九條第一項中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に、「標示」を「表示」に改める。
（栄養改善法の一部改正に伴う経過規定）

第十二條 この法律の施行前にした改正前の栄養改善法第十二條第一項の規定に違反する行為で、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（厚生省設置法の一部改正）

第十三條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十六号から第十九号までを次のように改める。

十六号から十九号まで 削除
第五條第三十二号から第三十四号の二までを削り、第三十五号を第三十二号とし、第三十六号を第三十三号とし、同号の次に次の九号を加える。

三十四 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装（以下この号において「食品等」という。）につき、その基準又は規格を定め、及び必要な製品検査を行ない、並びに食品等の表示につき、必要な基準を定めること。

三十五 食品規制法（昭和 年法律第 号）に定める特定用途向食品の登録をすること。

三十六の二 食品衛生監視員をして食品規制法又は栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を収去させ、及び食品表示監視員をして食品規制法の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせること。

三十六の三 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なり製菓衛生師試験の基準を定めること。

三十六の四 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験及び管理栄養士試験を行なうこと。

三十六の五 国民栄養調査を実施すること。

三十六の六 栄養改善法に定める栄養強化食品の表示の許可をすること。

三十六の七 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に關して都道府県知事の行なり講習及び試験の基準を定めること。

第六條第一項中「九局」を「十局」に、「環境衛生局」を「環境衛生局」に改める。

第九條中第四号から第五号の二までを次のように改める。

四及び五 削除
第九條の二第一項中第八号から第九号の二までを次のように改める。

八及び九 削除
第九條の二の次に次の一條を加える。

（食品局の事務）
第九條の三 食品局においては、次の事務をつかさどる。

一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止その他飲食に係る国民の健康の保護を図ること。

二 食品、添加物、器具又は容器包装に係る表示の適正化に關すること。

三 栄養改善法を施行すること。

四 栄養士の身分及び業務について、監督を行なうこと。

五 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）を施行すること。

六 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百十五号）を施行すること。

第二十九条の表中食品衛生調査会の項を「食品審議会 厚生大臣の諮問に応じて、飲食に係る国民の健康の保護及び食品等の表示に関する重要事項を調査審議し、及び関係行政機関の長に対し意見を申し出ること。」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号中「食品衛生」を「食品等に係る規制」に改める。

（風俗営業等取締法の一部改正）

第十五条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十八條第一項」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十六条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八條」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第三十六條」に改め、第七條第四号中「食品衛生法第二十八條」を「食品規制法第三十六條」に改める。

第七部 社会労働委員会会議録第一号 昭和四十四年十二月二日【参議院】

（農林物資規格法の一部改正）

第十七条 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第十八条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に、「第二十条」を「第二十七條」に改める。

（製菓衛生師法の一部改正）

第十九条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十条」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十七條」に改める。

（環境衛生金融公庫法の一部改正）

第二十条 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に、「第二十二條」を「第二十七條」に改める。

条」を「第二十七條」に改める。

この法律施行に要する経費

国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律

国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 死亡一時金（第五十二条の二）第五十二条の五」を「第四節の二 死亡一時金（第五十二条の二）第五十二条の六」に、「第九章 罰則（第一百十一條 第一百十四條）」を「第九章 罰則（第一百十一條 第一百十四條）」に改める。

「第九章 罰則（第一百十一條 第一百十四條）」

第十章 国民年金基金

第一節 基金の業務（第二百八條 第二百三十二條）に改める。

第二節 費用の負担（第二百三十三條 第二百三十四條）

第三節 罰則（第二百三十五條 第二百三十八條）

第四節 罰則（第二百三十九條 第二百四十二條）

第五節 罰則（第二百四十三條 第二百四十八條）

第二十七條中「二百円」を「三百二十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十七條の二第二項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、百八十円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

第二十七條の次に次の一項を加える。

（国民年金基金の解散の場合の取扱い）

第二十七條の二 国民年金基金が解散したときは、解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間（第八十七條の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）は、第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前条第二項の規定に適用する。

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金が解散したものであるときは、その国民年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

この法律の施行により増加する経費は、約五億円の見込みである。

第二十八條第三項中「前条を」を「第二十七條」に改める。

第二十九條の四に次の一項を加える。

2 第二十七條の二の規定は、通算老齢年金の額について準用する。

第三十二條第二項中「第三十六條」の下に「第一項」を加える。

第三十三條第一項中「第二十七條」の下に「第一項」を加え、「六万円」を「九万六千円」に改め、同条第二項中「同項に定める額に一万二千円を加算した額」を「同項に定める額の百分の百二十五に相当する額」に改める。

第三十五條を次のように改める。

（失権）

第三十五條 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 厚生大臣の定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき。

三 別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める程度の

廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき。

第三十六条に次の一項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第三十八条中「五万五千二百円」を「九万一千二百円」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 遺児年金の額は、九万一千二百円とする。

第五十条中「第二十七条」の下に「第一項」を加える。

第五十二条の四の表中

三年以上	五、〇〇〇円
五年以上	五、〇〇〇円
満一〇年以上	七、〇〇〇円

を「三年以上一〇年未満 一〇、〇〇〇円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれぞれ同項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額とする。

第三章第四節の二中第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十二条の五 第二十七条の二第一項の規定

は、死亡一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは、「第五十二条の四第二項」と読み替えるものとする。

第五十八条中「三万二千四百円」を「三万四千八百円」に改める。

第五十九条中「該当しなくなつたとき」を「該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害福祉年金の支給停止)

第五十九条の二 障害福祉年金は、受給権者が別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十二条中「二万六千四百円」を「二万八千八百円」に改める。

第六十五条第二項中「第三十六条」の下に「第一項」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 第一項に規定する福祉年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、政令で定める額とを合算した額とする。

その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十六条第一項中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「それぞれ前項各号の規定

により計算した額」を「前項に規定する政令で定める額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、第六十五条第六項に規定する政令で定める額とを合算した額とする。

第六十七條第二項第二号中「それぞれ前条第一項各号の規定の例により計算した額」を「前条第一項に規定する政令で定める額」に改める。

第七十七條を次のように改める。

(老齢年金の額についての特例)

第七十七條 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が十年以上であるものに支給する老齢年金の額は、第二十七條の規定にかかわらず、同条第一項に定める額と、次の第一号に掲げる額に次の第二号に掲げる額を乗じて得た額とを合算した額とする。

ただし、七十歳に達した者に支給する老齢年金の額は二万一千六百円に満たないときは、二万一千六百円とする。

一百二十円に、三百から被保険者期間の月数

を控除した数を乗じて得た額

二 保険料納付済期間と保険料免除期間の三分の一に相当する期間とを合算した期間の月数を、被保険者期間の月数で除して得た数

2 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、百八十円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 前二項の規定によつて老齢年金の額が計算される者については、第二十七條の二第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十七條第二項」と、第二十八條第三項及び第二十八條の二第四項中「第二十七條」とあるのは「第七十七條第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第七十九條の二第三項中「二万四千円」を「二万一千六百円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第八十五條第一項を次のように改める。

国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度において納付された保険料（第八十七條の二第一項の規定による保険料を除く。）の総額の二分の一に相当する額

二 当該年度において保険料免除期間を有する者に係る給付に要する費用（次号及び次項に

規定する費用を除く。の額に、次のイに掲げる数に次のロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

三 当該年度において老齢年金（老齢福祉年金を除く）、通算老齢年金及び死亡一時金の給付に要する費用（第二十七条第一項第二十九条の四第一項において例による場合を含む）、第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。の総額の百分の二十五に相当する額

第八十七条第三項を次のように改める。
保険料の額は、当分の間、一月につき四百五十円とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条之二 被保険者（第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、三百五十円の保険料を納付する者となることができる。

二 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行なわれた月（第九十四条第二項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行なうことができる。

三 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月前における直近の基準月以後の各月に係る保険料（すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの（国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。）を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

く。を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

四 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第九十条第一項第三号中「二十八万円」を「政令で定める額」に改め、同項第四号中「二十八万円」を「前号に規定する政令で定める額」に改める。

第九十四条第一項中「被保険者」を「被保険者又は被保険者であつた者（老齢年金又は通算老齢年金の受給権者を除く。）」に改める。

第九十五条中「その他この法律の下に」（第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国民年金基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第九十五条之二 政府は、国民年金基金が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金が年金の支給に関する義務を負つてゐる者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金から徴収する。

第九十九条及び第一百条を次のように改める。

第九十九条及び第一百条 削除

第九十九条の次に次の一条を加える。

（国民年金事務組合）

第九十九条之二 同種の事業又は業務に従事する被保険者若しくは構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受け、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができ。

二 前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

ければならない。

三 都道府県知事は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその行なうべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

第一百一条の次に次の一条を加える。

第一百一条之二 解散した国民年金基金が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

二 前項の国民年金基金の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その国民年金基金の業務に關して同項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その国民年金基金に対して、同項の罰金を科する。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 国民年金基金

第一節 通則

（基金の給付）

第一百十五条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第一条の目的を達成するため、加入員の老齢に關して必要な給付を行なうものとする。

（組織）

第一百十六条 基金は、被保険者（第八十七条の二第一項に規定する第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者を除く。第九十九条及び第一百二十七条第一項において同じ。）であつて、同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

（法人格）

第一百十七条 基金は、法人とする。

二 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

二 基金でない者は、国民年金基金という名称を用いてはならない。

（設立）

第一百十九条 基金を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

二 前項の認可の申請は、加入員とならうとする十五人以上の被保険者が発起人となり、当該発起人の従事する事業又は業務と同種の事業又は業務に従事する被保険者の三分の二以上の同意を得て、規約を作成して行なうものとする。

三 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

四 基金が成立したときは、発起人のうち一人は、理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行なう。

五 第二項の同意をした被保険者は、当該基金が成立したときは、その成立の日に加加入員の資格を取得するものとする。

（規約）

第一百二十条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 基金の設立に係る事業又は業務の種類

四 代議員会に關する事項

五 役員に關する事項

六 加入員に關する事項

七 年金及び一時金に關する事項

八 掛金に關する事項

九 資産の管理その他財務に關する事項

十 解散及び清算に關する事項

十一 公告に關する事項

十二 その他組織及び業務に關する重要事項

二 前項の規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

三 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

(公告)

第二百一十一条 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第二百一十二条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百一十三条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することが出来る。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することが出来る。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

6 役員は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

8 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることが出来ない。

(役員の職務)

第二百二十五条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第二百二十六条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(加入員)

第二百二十七条 被保険者は、その者が従事する事業又は業務に係る基金に申し出て、その加入員となることのできる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

2 前項の申し出をした者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。

3 加入員は、いつでも、基金に申し出て、加入員の資格を喪失することができる。

4 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、加入員の資格を喪失する。

一 被保険者の資格を喪失したとき。

二 当該事業又は業務に従事する者でなくなつたとき。

三 第八十九条又は第九十条の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 当該基金が解散したとき。

5 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

(基金の業務)

第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。

2 基金は、加入員の脱退に関し、一時金の支給を行なうことができる。

3 基金は、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)又は生命保険会社と、当該基金が支給する年金又は一時金に関して信託又は保険の契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

(基金の給付の基準)

第二百二十九条 基金が支給する年金(以下「基金年金」という。)は、少なくとも、当該基金の加入員であつた者が老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下この章において同じ。)又は通算老齢年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅事由以外の事由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

3 基金が支給する一時金(以下「基金一時金」という。)であつて、死亡を支給事由とするものは、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。

第二百三十条 基金年金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金の額は、百八十円(第二十八条第二項(第二十九条の五において準用する場合を含む。))又は第二十八条の二第三項の規定により支給される老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金については、政令で定める額。以下同じ。)に納付された掛金に係る当該基金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。以下「加入員期間」という。)の月数に乗じて得た額をこえるものでなければならない。

3 死亡を支給事由とする基金一時金の額は、当該基金の加入員期間に於て第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額をこえるものでなければならない。

第百三十一条 老齢年金又は通算老齢年金の受給

権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該基金年金の額のうち、百八十円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額をこえる部分については、この限りでない。

(資金の運用等)

第百三十二条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならぬ。

2 基金は、事業年度その他その財務に關しては、前項の規定によるほか、政令の定めるところによらなければならぬ。

第三節 費用の負担

(国庫負担)

第百三十三条 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度において老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に支給する基金年金に要する費用 百八十円に当該基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額

二 当該年度において死亡を支給事由とする基金一時金に要する費用 当該基金の加入員期間に於いて第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額の百分の二十五に相当する額

(掛金)

第百三十四条 基金は、基金年金及び基金一時金に關する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月

までの間の各月につき、徴収するものとする。

3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならぬ。

第四節 雑則

(解散)

第百三十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百四十二条第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による基金年金等の支給に關する義務の消滅)

第百三十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る基金年金及び基金一時金の支給に關する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた基金年金又は基金一時金でまだ支給していないものの支給に關する義務については、この限りでない。

(清算)

第百三十七條 基金が第百三十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がなく、

二 基金が第百三十五条第一項第三号の規定により解散したとき、

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき、

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十六條の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八條から第八十條まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）第百三十八條の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關し必要な事項は、政令で定める。

(準用規定)

第百三十八條 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第十二条第二項	加入員	市町村長	基金
第十二条第二項	加入員の属する世帯の世帯主	被保険者	加入員
第十六条	基金年金及び基金一時金を受ける権利	社会保険庁長官	基金
第十八条第一項及び第二項	基金年金の支給		
第十九条第一項、第三項本文、第五項及び第六項	未支給の基金年金		
第二十二條	基金		
第二十三條	基金		
第二十四條	基金年金及び基金一時金を受ける権利	老齢年金（第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）又は通算老齢年金	基金年金又は脱退を支給事由とする基金一時金
第二十五條	基金年金及び基金一時金	老齢年金（第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）及び通算老齢年金	基金年金及び脱退を支給事由とする基金一時金
第七十條後段及び第七十一條第一項	死亡を支給事由とする基金一時金	夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは被保険者であつた者	加入員又は加入員であつた者

第八十八条	加入員	保険料	掛金
第九十五条、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百条	掛金及びこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金	社会保険庁長官 厚生大臣 前条第一項	基金 基金 この条において準用する第九十六、第九十七条
第一百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第九十一条の二	加入員の資格に関する処分、基金年金若しくは基金一時金に關する処分又は掛金若しくはこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金に關する処分に関する者	前条第一項	この条において準用する第九十一条第一項
第二百一条第一項及び第二項	基金年金		
第二百二条第三項及び第四項	掛金及びこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金並びに基金一時金		
第二百三条	この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算	この法律	この章
第二百五条	加入員及び基金年金又は基金一時金の受給権を有する者	都道府県知事又は市町村長 社会保険庁長官又は都道府県知事 社会保険庁長官、都道府県知事又は市町村長	基金 基金 基金
第一百十條	この章の実施のための手続その他その執行に關する必要な細則	この法律	この章

(届出)

第百三十九条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に關する事項を当該加入員の住所地の都道府県知事

(報告書の提出)

第百四十条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百四十一条 厚生大臣は、基金又は解散した基金について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは解散した基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を調査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基金に対する監督)

第百四十二条 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金の清算事務(以下「基金の事業の執行」といふ。)が法令、規約若しくは厚生大臣の処分と違反していると認めるとき、基金の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員若しくは解散した基金の清算人が基金の事業の執行を明らかに怠つていたり認めるときは、期間を定めて、基金若しくはその役員又は解散した基金若しくはその清算人に対し、基金の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

2 厚生大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることが出来る。

3 基金若しくはその役員若しくは解散した基金若しくはその清算人が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は解散した基金に對し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は清算人の全部又は一部の改任を命ずることが出来る。

4 基金又は解散した基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することが出来る。

5 基金が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金の解散を命ずることが出来る。

6 厚生大臣は、前二項の規定による処分をするときは、当該役員又は清算人に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第五節 罰則

第百四十三条 第百四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百四十四条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第百四十五条 基金又は解散した基金が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は解散した基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第百二十条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百三十九条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ず、又は虚偽の届出をしたとき。
三 第四百四十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第四百四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金が行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。
第四百四十六条 基金が、第二百二十一条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたときは、その役員は、一万円以下の過料に処する。

第四百四十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。
一 加入員が、第三百三十八条において準用する第十二条第一項又は第二百五条第一項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。ただし、第三百三十八条において準用する第十二条第二項（第二百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて世帯主から届出がなされたときを除く。

二 加入員が、第三百三十八条において準用する第十二条第一項又は第二百五条第一項の規定に違反して、虚偽の届出をしたとき。
三 加入員の属する世帯の世帯主が、第三百三十八条において準用する第十二条第二項（第二百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三百三十八条において準用する第二百五条第四項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。
第四百四十八条 第四百三十八条第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第七條の二第四項中「昭和三十六年四月一日以降の通算対象期間を合算した期間」を「被保険者期間（一年未満のものを除く。）と昭和三十六

年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間（一年未満のものを除く。）とを合算した期間」に改める。

附則
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。
一 附則第十五条及び附則第十六条の規定 昭和四十五年一月一日
二 第八十五条第一項の改正規定 昭和四十五年四月一日
三 第二十七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、第三十二条第二項の改正規定、第三十三条の改正規定（同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。）、第三十五条の改正規定、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十二条の四の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、第五十九条の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第六十五条第二項の改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分を除く。）、及び第八十七条第三項の改正規定並びに附則第十三条、附則第十四条及び附則第十八条の規定 昭和四十五年七月一日
四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一項を加える改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一項を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一項を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の

次に一條を加える改正規定、第九十九条の次に一條を加える改正規定、第一百零一条の次に一條を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日
（従前の年金給付の額の改定）
第二条 昭和四十五年七月一日において現に老齢年金（老齢福祉年金を除く。以下同じ。）、通算老齢年金、障害年金（障害福祉年金を除く。以下同じ。）、母子年金（母子福祉年金を除く。以下同じ。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。以下同じ。）、又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十七条の規定を適用する第二十八条第三項（第二十九条の五において準用する場合を含む。）又はこの法律による改正後の第三十三条、第三十八条（第四十一条の三において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第三条 昭和四十四年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十二条（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

第四条 老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の額で昭和四十五年六月以前の月分のもの並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額で昭和四十四年九月以前の月分のもの並びに死亡一時金で昭和四十五年七月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に關する経過措置）
第五条 昭和四十五年七月一日前に別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたため障害年金の受給権者でなくなつた者が、当該障害年金の支給事由となつた傷病により、同日において同表に定める程度の廃疾の状態にあるとき、又は同月二日から当該障害年金の受給権者でなくなつた日から起算して三年を経過した日の前日までの間において、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（昭和四十五年七月一日以後同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至るまでの間において、第三十五条第二号に規定する厚生大臣の定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときを除く。）は、第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。

2 前項の規定は、障害福祉年金について準用する。この場合において、同項中「別表に定める程度」とあるのは「別表に定める一級に該当する程度」と、「同表に定める程度」とあるのは「同表に定める一級に該当する程度」と、「第三十条第一項」とあるのは「第五十六条第一項本文」と、それぞれ読み替へるものとする。

（福祉年金の支給停止に關する経過措置）
第六条 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七條第二項（第七十九條の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 夫及び妻がともに老齢福祉年金を受けることができることによる当該老齢福祉年金の支給の

停止は、昭和四十四年十月以降の月分については行なわれないものとし、同月前の月分の当該老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第七條 この法律による改正後の第八十五條第一項の規定による国庫の負担は、昭和四十五年以降の年度の年度分より適用し、この法律による改正後の同項の規定による国庫負担の額とこの法律による改正前の同項の規定による国庫負担の額との調整に關して必要な措置は、政令で定める。

(保険料等に関する経過措置)

第八條 昭和四十五年六月以前に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。

第九條 昭和四十七年七月以後の月分の保険料については、この法律による改正後の第八十七條第三項中「四百五十円」とあるのは、「五百五十円」とする。

第十條 昭和四十五年七月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき三百五十円（昭和四十七年七月以後の各月については、四百五十円）、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円（昭和四十七年七月以後の各月については、四百円）とする。

2 前項に規定する者については、第八十七條の二第一項及び第二項中「前条第三項」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第十條第一項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十二年一月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に同年七月一日以後の期間について前納された保険料のうち、国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）附則第十四條第一項に規定する保険料の額

に相当する部分は、第一項の規定により当該期間について追加して納付すべき額の保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとす。

第十二條 前条第一項の期間を有する者について、第二十七條第一項の規定により年金額の計算を行なう場合（同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む。）において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第二十七條第一項第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第八十九條又は第九十條の規定により前条第一項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月 二百四十円
二 前号に掲げる月以外の月 二百円

2 前条第一項の期間を有する者について、第七十七條第一項の規定により年金額の計算を行なう場合において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第七十七條第一項第一号中「二百二十円」とあるのは、第八十九條又は第九十條の規定により前条第一項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月については「九十円」と、これらの月以外の月については「七十五円」と、それぞれ読み替へるものとする。

3 昭和四十五年七月前の前納に係る期間につき国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）附則第十四條第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月は、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月とみなして、前二項の規定を適用する。

第十二條 昭和五十年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、第八十七條第三項又は附則第十條第一項に規定する額にそれぞれ百円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四條第二項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(保険料納付の特例)

第十三條 被保険者又は被保険者であつた者は、都道府県知事に申し出て、昭和四十五年七月一日前のその者の被保険者期間（国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間及びこの法律附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき四百五十円を納付することができ。

2 前項の規定による納付は、昭和四十七年六月三十日までに行なわれなければならない。ただし、同日までに六十五歳に達する者は、六十五歳に達する日の前日までとする。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

第十四條 第七十五條第一項又は国民年金法附則第七條第一項の規定による被保険者であつた者であつて、第七條第二項第一号、第二号又は第三号のいずれにも該当しないものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができ。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

2 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわれなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の申出をした者は、昭和四十七年六月

三十日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。

一 被保険者期間

二 他の公的年金制度に係る通算対象期間
第七十五條第三項から第五項まで、国民年金法附則第七條第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五條第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間」とその申出をした日以降の被保険者期間とを合算した期間（他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間で一年未満のものを除く。）と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による被保険者が第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における国民年金法附則第七條の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間（一年未満のものを除く。）と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間（一年未満のものを除く。）とを合算した期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間（他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のものを除く。）の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間

三十日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。

で一年未満のものを除く。」と読み替えるものとする。

(任意加入の特例)

第十五条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び第七十四条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国民でないとき。
- 二 日本国内に住所を有しないとき。
- 三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、昭和四十五年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、第九号各号(第四号を除く)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)

に被保険者の資格を喪失する。

一 第七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間(一年未満のものを除く。)と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間(一年未満のものを除く。)とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が五年に達したとき。

六 第七十八條第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたとき。

7 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、第八十七條第三項の規定にかかわらず、一月につき七百五十円とする。

8 第一項の規定による被保険者については、第八十七條の二、第八十九條、第九十條及び国民年金法附則第七條の二の規定を適用しない。

第十六條 前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の保険料納付済期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の保険料納付済期間が五年に達したときは、第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、三万円とする。

3 第二十八條及び第二十八條の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一號)第五條の規定の適用については、第七十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金とみなす。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第十七條 昭和四十五年十月一日において現に国民年金基金という名称を使用している者については、第百十八條第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正) 第十八條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。

附則第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(地方税法の一部改正) 第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に「国民年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正) 第二十條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六號)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百一条」の下に「(同法第百三十八條において準用する場合を含む。以下

同じ。)」を加える。

第三条第二号中「又は石炭鉱業年金基金」を「石炭鉱業年金基金又は国民年金基金」に改める。

第四条第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、同条第二項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、「若しくは標準報酬」を「標準報酬」に改める。

第九条第一項中「又は国民年金事業の管掌者」を「国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」に改める。

(通算年金通則法の一部改正) 第二十一條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「昭和三十四年法律第四百一十一號」の下に「(第十章を除く。)」を加える。

(所得税法の一部改正) 第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国民生活研究所の項の次に次のように加える。

国民年金基金

国民年金法

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中国民生活研究所の項の次に次のように加える。

国民年金基金

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一號)

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第二項、附則第二十六條第二項、附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第六項」を「第五項」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七號)の一部を

次のように改正する。

附則第六條第四項、附則第十三條第二項、附則第十九條第二項及び附則第二十五條第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三中九の項の次に次のように加える。

九の二 国民年金基金

国民年金法(昭和三十
四年法律第四百十
一号)

事務所用建物の所有
権の取得登記又は当
該建物の敷地の用に
供する土地の権利の
取得登記
第三欄の登記に該当
するものであること
を証する大蔵省令で
定める書類の添附が
あるものに限る。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十七條 地方公務員災害補償法(昭和四十二
年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正
する。

附則第六條第四項中「第六項」を「第五項」
に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤
師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正
する法律の一部改正)

第二十八條 公立学校の学校医、学校歯科医及び
学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一
部を改正する法律(昭和四十二年法律第三百三
十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六項」を「第五項」に改め
る。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第
百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六十二号の七を第六十二号の八と

し、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第
六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の
変更を認可し、これに対しその事業の状況
に関する報告をさせ、その状況を検査し、
その他監督上必要な命令又は処分をするこ
と。

第十四條の二中第八号を第九号とし、第七号
を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え
る。

七 国民年金基金を指導監督すること。

第三十六條の四中「第六十二号の六」を「第
六十二号の七」に改める。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正す
る法律案

(厚生年金保険法の一部改正)
(小字及び一は衆議院修正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百

十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

第八條の二 二以上の適用事業所の事業主が同
一である場合には、当該事業主は、社会保険
庁長官の承認を受けて、当該二以上の事業所
を一の適用事業所とすることが出来る。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の
適用事業所は、第六條の適用事業所でなくな
つたものとみなす。

第十五條第二項中「三箇月」を「六月」に、

「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次の
ように改める。

3 第一項の申出をした者は、その申出が受理
されたときは、最後に被保険者の資格を喪失
した日又は当該申出が受理された日のうち、
その者の選択する日に、被保険者の資格を取
得するものとする。

第二十條中「基き」を「基づき」に、「左の」
を「次の」に改め、同条の表を次のように改め
る。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円未満
第二級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第三級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第四級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第五級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第六級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第七級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第九級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第一〇級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第一級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第一二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第一三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第一四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第一五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第一六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第一七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満

第一八級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一九級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第二一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第二三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二七級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二八級	一〇〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第二項第一号中「二百五十円」を「四百円」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者については一万二千円とし、その計算の基礎となる子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち一人については七千二百円とする。

第三十八条を次のように改める。

(併給の調整)

第三十八条 二以上の年金たる保険給付（その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

第四十二條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「この条において以下」を「この号及び次号において」に改め、同条第二項中「一級又は二級」を「程度」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第一級^{〇から第五級までの等級}であるときは、同項の老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

第四十三條第四項中「三十日」を「一月」に、「属する月の翌月」を「属する月」に改める。

第四十六條^{〇第一項中「百分の二十」の下に「（受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第三級、第四級又は第五級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、百分の四十、百分の六十又は百分の八十とする。）を加え、同条}

3 第四十二條第四項の規定によつて支給する老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級^{〇から第五級までの等級}以外の等級である期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第四十六條の三に次の二項を加える。

2 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない被保険者で、前項第一号イからニまでのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級^{〇から第五級までの等級}であるときは、同項の通算老齢年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

第四十六條の七^{〇第一項中「百分の二十」の下に「（受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第三級、第四級又は第五級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、百分の四十、百分の六十又は百分の八十とする。）を加え、同条}

2 第四十六條の三第三項の規定によつて支給する通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級^{〇から第五級までの等級}以外の等級である期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第五十條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第六十條第二項中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第七十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九十六條の規定による命令に従わなかつたとき」を「第九十六條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき」に改め、同条第二号中「第九十七條」を「第九十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の五十五」を「千分の六十五」^四に、「千分の三十一」を「千分の三十九」^八に改め、同項第二号中「千分の三十九」を「千分の四十九」^八に、「千分の十九」を「千分の二十七」^六に改め、同項第三号中「千分の六十七」を「千分の七十七」^六に、「千分の三十一」を「千分の三十九」^八に改め、同項第四号中「千分の五十五」を「千分の六十五」^四に改める。

第八十七條第六項中「第八十五條の二」を「第四十條の二及び第八十五條の二」に改める。

第九十六條 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対し、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る調査

第九十六條 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対し、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る調査

第七部 社会労働委員会會議錄第一号 昭和四十四年十二月二日 【参議院】

る事項に關する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第九十七条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による当該職員の診断について準用する。

第九十八條第三項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第四種被保険者又は」を削り、「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第百条第二項を次のように改める。

2 第九十六条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

第百十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

5. 役員は、その任期が満了して、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行な

第三百三十一條第一項第二号中「三十日」を「二月」に改める。

場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額に改める。

第百四十一条第一項中「第八十七条第一項から第五項まで、第八十八条及び第八十九条」を

から第八十九条までに、「及び第四項」を「第四項及び第六項」に改める。

第四百四十八条第二項中「第二項」の下に「において準用する第九十六条第二項」を加え、「同条」を「第百条」に改める。

第百五十七條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える

5 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

第百六十四条第二項中、「第八十八條及び第八十九條」を「から第八十九條まで」に改め、「第五項」の下に「並びに第八十七條第一項」を加え、「同條」を「第八十六條」に改める。

第一百七十四条中「第四項中『都道府県知事』」を「第四項中『社会保険庁長官』」に改める

第一百七十八条第二項中「第二項」の下に「において準用する第九十六條第二項」を加え、「同條」を「第百條」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（適用事業所の範囲の拡大）

第二条の二 政府は、常時五人以上の従業員を使用しないことにより厚生年金保険の適用事業所とされていない事業所について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、適用事業所とするための効率的政策を調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

附則第十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険

者は、その者の標準報酬等級が第一級○であるときは、第四十二条第一項に該当しない場合においても、同項の老齢年金の支給を請求することができる。

○から第五級までの等級

4 前項の請求があつたときは、第四十二条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

附則第二十八條の二〇の見出し中「旧陸軍共済組合等の組員であつた期間を旧共済組合員期間」に改め、同条第一項第一号イ中「旧陸軍共済組合令昭和十五年勅令第百四十七号」に基づく「旧陸軍共済組合その他の政令で定める共済組合の組員中」「第一項の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第五項とす。この期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」といふ。）を「旧共済組合員期間」に改め、同条

し、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級^〇であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

附則中第二十八條の二を第二十八條の三とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第二十九項の二、被保険者期間が一年以上である者については「昭和其共済組合令(保令第百九十四号)に基つて」旧共済組合員と雖も、其共済組合令で定める共済組合の組合員であつた者については「旧共済組合員規則(次条)において」「旧共済組合員規則と雖も、其共済組合令で定める共済組合の組合員であつた者については、当該期間は、その者の老齢又は死亡に関し支給する保険給付については、この法律による第一種被保険者又は第二種被保険者であつた期間とみなす。ただし、第三十四条第一項第二号及び第四項、第五十八條(第一号を除く。)並びに第八十條第一項第二号の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬額	報酬月額	
	月額	日額
第一級	一二、〇〇〇円	四〇〇円
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇円
第三級	一六、〇〇〇円	五三〇円
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇円
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇円

第六級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第二級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第三級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第四級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第五級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第六級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第七級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第八級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第九級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第二〇級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二一級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第二二級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二三級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二四級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二五級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二六級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二七級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二八級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二九級	一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第三〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第三一級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満

第三級 一三四、〇〇〇円 四、四七〇円 一三〇、〇〇〇円以上

第十一條を次のように改める。

第十一條 船舶が沈没シ転覆シ滅失シ若ハ航行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ船舶内ニ在リテ其ノ船舶ノ航行中航行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ在リテハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ航行方不明ト為リタル日又ハ其ノ者ガ航行方不明ト為リタル日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス航空機ガ墜落シ滅失シ若ハ航行方不明ト為リタル際現ニ其ノ航空機内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ航空機内ニ在リテ其ノ航空機ノ航行中航行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ於テ亦同ジ

第二十三條第一項中「三月」を「六月」に改め、「継続シテ」を削り、同条第三項中「第一項ノ申請ヲ為シタル者」を「前項ノ者」に改め、「継続シテ」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ申請ヲ為シタル者ハ其ノ申請ガ受理セラレタルトキハ最後ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日又ハ其ノ申請ガ受理セラレタル日ノ中其ノ者ノ選択スル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十二條第二項に次のただし書を加える。

但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條ノ五中「前条又ハ第二十七條ノ二」を「又ハ前条」に改める。

第二十三條ノ六の次に次の一項を加える。

第二十三條ノ七 二以上ノ年金タル保険給付（其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル年金タル保険給付ヲ除ク）ヲ受クル権利ヲ有スル者ニハ其ノ者ノ選択ニ依リ其ノ一ヲ支給シ他ノ支給ヲ停止ス

第二十五條ノ二第二項中「船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中航行方不明ト為リタルニ因リ」を削り、「推定セラレタル場合」を「推定セララル事由ノ生ジタル場合」に改める。

第二十七條ノ二第一項を次のように改める。

第二十七條ノ二 第一項を次のように改める。 保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノアルトキハ被保険者タリシ者ノ遺族ハ自己ノ名ニ於テ其ノ未支給ノ保険給付ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

第二十七條ノ二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項ノ支給金」を「未支給ノ保険給付」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其ノ保険給付ノ請求ヲ為サザリシトキハ被保険者タリシ者ノ遺族ハ自己ノ名ニ於テ其ノ保険給付ヲ請求スルコトヲ得

第二十七條ノ二に次の一項を加える。

未支給ノ保険給付ヲ受クベキ同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ一人ノ為シタル請求ハ全員ノ為ニ其ノ全額ニ付為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ為シタルモノト看做ス

第二十七條ノ三第二項を次のように改める。

第二十七條ノ三 第二項を次のように改める。

第二十七條ノ三 第二項を次のように改める。

第二十七條ノ三 第二項を次のように改める。

第二十七條ノ三 第二項を次のように改める。

第二十七條ノ三 第二項を次のように改める。

本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ廢疾又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日(第十一條ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラレタル場合ニ在リテハ死亡ノ推定セラルル事由ノ生ジタル日)ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第三十四條第三項中「一級又ハ二級ニ該当スル」を削リ、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の二項を加える。

乃至第

第一項各号ノ一ニ該当スル六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級タル
四級ナル
 トキハ同項ノ老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

第三十五条第一号中「六万円」を「九万六千円」に、「四千元」を「六千四百円」に、「三万円」を

第三十六条第一項中「配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円」を「配偶者ニ在リテハ一万二千円ヲ、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改める。

第三十八條 ○第一項中「百分ノ二十」の下に「老齢年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準額
○第二項中「一級又ハ二級」を「程度」に改め、同条に次の一項を加ふる。
第三級又ハ第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス。」を加へ、同
附ノ等級表第二欄

第三十四条第五項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級○以外ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間其ノ老齡年金ノ支給ヲ停止ス

第三十八條ノ二中「三十日ヲ經過シタルトキハ」を「一月ヲ經過シタル日ノ属スル月ヨリ」に改める。

第三十九条ノ二に次の二項を加える。

被保險者タリシ期間一年以上ニシテ第三十四條第一項各号ノ何レニモ該當セザル被保險者ニシテ前項第一号イ乃至ニノ何レカニ該當スル六十歳以上六十歳未満ノモノ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級タルトキハ同員ノ通算老給手金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

一級タルトキハ同項ノ通算老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得
乃至第四級ナル
前項ノ請求アリタルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ通算老齡年金ヲ支給ス

第三十九条ノ五〇第四項中「第二項ノ場合」を「第三項ノ場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

一 項を加える。

加へ、同条

第三十九条ノ二第三項ノ規定ニ依リ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄

ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級○乃至第四級以外ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間其ノ通算老齡
年金ノ支給ヲ停止ス

第四十一条第一項第一号中「三万円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第四十一条ノ第二項中「配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円」を「配偶者ニ在リテハ一万二千元ヲ、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ

中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改める。
第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第五十條ノ二第一項第二号中「七千五百円」を「一万二千元」に改め、同項第三号中「二万五千元」を「二万四千元」に改め、同条第三項中「六万円」を「九万六千元」に改める。

タル金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人アルトキハ七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額ヲ前条各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス第五十一条第二項中「支給金」を「未支給ノ保険給付」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百五」を「千分ノ二百十九」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百八」に改め、同項第三号中「千分ノ六十七」を「千分ノ八十一」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百五分ノ六十八」を「二百^八十九分^{三・五}ノ七十五^{四・五}」に、「二百五分ノ百三十七」を「二百^八十九分^{三・五}ノ百四十四^{三・五}」に改め、同項第二号中「百九十四分ノ六十二・五」を「二百^八十八分^七ノ六十九^{・五}」に、「百九十四分ノ百三十一・五」を「二百^八十八分^七ノ百三十八^{・五}」に改める。

附則
(施行期日等)

一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九条第五項第三号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条第一項及び第五項、第四十二条

第二項、第四十三條第四項、第四十六條第二項、第五十條第一項、第六十條第二項、第八十一條

第五項第一号から第三号まで並びに第百三十一条第一項〇の規定並びにこの法律による改正後の

船員保險法第四條第一項、第二十四條第三項、第三十五條、第三十六條第一項、第三十八條第二

項、第三十六條ノ二、第四十一條第一項、第四十一條ノ二第一項、第五十條ノ二第一項及び第三

項第五十三條第三項及び第二項
第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條第一項
の規定

○附則第十三条、
付則第三条から付則第九条まで、
付則第十八条から付則第二十二
条まで及び付則第三十四条を

○及び附則第三十七条

○の規定

附則第三十二條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第

○の規定 附則第三十六條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四

百十七号)の第二十六条の規定、附則第四十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設
十年法律第百五号)附則第十六条

[illegible]

するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第八條第一項及び第二項、附則第十四條第一項及び第二項、附則第十九條第三項、附則第三十八條第一項並びに附則第四十二條第三項の規定並びに附則第五十一條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三條第四項、第二十二條第三項、第二十一條及び第四十三條の五第三項の規定

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年十月の標準報酬月額が七千円、八千円若しくは九千円である者又は六万四千円である者（報酬月額が六万二千円未満である者を除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が一万円未満である第四種被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、一万円とする。

第三條 昭和四十四年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者であつた者に關し、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万円に満たないものがあるときは、これを一万円とする。

第四條 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日以後の被保険者であつた期間（厚生年金保険法第四十三條第三項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一條第一項の規定により基本年金額の計算の基礎としない被保険者であつた期間を除く。）以下この条において同じ。）が三年以上であるものに關し、昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四條第一項第二号の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

2 昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同日以後の被保険者であつた期間が三年以上である者に關し、昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合においては、厚生年金保険法第三十四條第一項第二号の規定にかかわらず、被保険者であつた期間のうち最近の三年間以外の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

3 前二項に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に關し、基本年金額を計算する場合には、厚生年金保険法第三十四條第四項中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第四條第一項又は第二項の規定に該当するものである場合に於ては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額）」とする。

第五條 前条に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が厚生年金基金の加人員であつた期

間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金については、厚生年金保険法第三十四條第一項第二号に掲げる額は、厚生年金基金の加人員であつた期間をその計算の基礎として同号及び同条第四項並びに前二條の規定を適用して計算した額から同法第三十二條第二項第一号及び第二号に規定する額を控除して得た額とする。

第六條 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同章及び附則第三條から前条までの規定により計算した額とする。

第七條 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の障害の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を十二万円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その障害の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）この項及び次項において同じ。）が十五万円である者の障害の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が十二万円である者の障害の程度が同表に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を十二万円又は十五万円に改定することができる。

3 年金の額が十二万円である者は、社会保険庁長官に対し、障害の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第八條 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を九万六千円とする。

2 前項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第九條 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同項の規定にかかわらず、配偶者については一万二千円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち一人については七千二百円とする。

第十條 附則第六條から附則第八條までに規定する保険給付の額（前条に規定する加給金又は増額金に相当する給付の額を含む。）で昭和四十四年十月以前の月分のもので並びに厚生年金保険の障害手当金及び脱退手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十一條 この法律の公布の日において現に二以上の年金たる保険給付の受給権を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の厚生年金保険法第三十八条の規定により選択した年金たる保険給付は、この法律による改正後の同条の規定により選択した年金たる保険給付とみなす。

第十二条 附則第四條第三項に規定する者に係る保険給付に要する費用については、厚生年金保険法第八十條第一項第三号中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額(当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第四條第一項又は第二項の規定に該当するものである場合にあっては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額)」とする。

2 附則第五條に規定する者のうち、厚生年金基金の加入員でなかつた被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金に要する費用については、国庫は、厚生年金保険法第八十條第一項第三号の規定にかかわらず、当該老齢年金又は当該通算老齢年金に要する費用の百分の二十のほか、同法第三十四條第一項第二号及び同法第四項並びに附則第三條及び附則第四條の規定を適用して計算した第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額から同法第三十二條第二号イに掲げる額を控除して得た額を附則第五條の規定により同法第三十四條第一項第二号に掲げる額とされた額で除して得た数を、当該老齢年金又は当該通算老齢年金に要する費用に乘じて得た額の百分の五を負担する。

3 附則第六條の規定により、その額が附則第四條第三項又は附則第五條の規定により計算した額とされた保険給付に要する費用について、厚生年金保険法第八十條第一項の規定を適用する場合に、前二項の規定を準用する。

第十三条 昭和四十四年十一月一日以前に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を有していない者であつて、同日において、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八條の規定を適用することにより、同法第四十二條第一項の老齢年金又は同法第四十二條第二項の保険給付については、なお従前の保険料率による。

第十六條の三の通算老齢年金の受給権を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

第十四条 昭和四十四年十月以前の月(第四種被保険者については、同年十二月以前の月)に係る厚生年金保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

2 昭和四十四年十一月一日(第四種被保険者については、昭和四十五年一月一日)から昭和四十六年十月三十一日までの間における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の六十二(特例第一種被保険者については、千分の三十六)
二 第二種被保険者については、千分の四十六(特例第二種被保険者については、千分の二十四)
三 第三種被保険者については、千分の七十四(特例第三種被保険者については、千分の三十六)
四 第四種被保険者については、千分の六十二

3 昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五を加えた率とする。

4 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一條第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第十五条 昭和四十五年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべき

こととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、老齢年金及び通算老齢年金につき厚生年金保険法第三十四條の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同法第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から百五十円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七條の規定による被保険者の資格を有する者のうち、同年十月の標準報酬月額が九千円若しくは一万円である者又は十万四千円である者(報酬月額が十万七千円未満である者を除く。)については、同年十一月からその標準報酬額を改定する。

2 標準報酬月額が一万二千円未満である船員保険法第二十條の規定による被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬額は、同法第四條第六項の規定にかかわらず、一万二千円とする。

第十七条 この法律による改正後の船員保険法第十一條の規定は、この法律の公布の日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は同日前に船舶若しくは航空機に乗つていてその航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三月以内にその死亡が明らかとなり同日においてはまだ死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

第十八条 昭和四十四年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者に、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万二千円に満たないものがあるときは、これを一万二千円とする。

第十九条 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日以後の被保険者であつた期間(老齢年金、通算老齢年金又は障害年金の額の計算の基礎としない被保険者であつた期間及び脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間を除く。以下この条において同じ。)が三年以上であるものに、昭和四十四年十一月一日以後の老齢、障害又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合においては、船員保険法第二十七條ノ三第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同日以後の被保険者であつた期間が三年以上である者に、昭和四十四年十一月一日以後に老齢、障害又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合においては、船員保険法第二十七條ノ三第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間のうち最近の三年間以外の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第二十条 昭和四十四年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、附則第二十二條から附則第二十四條まで及び附

則第二十七条に規定するものを除くほか、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の船員保険法第三十五条（第三十九条ノ三においてその例による場合を含む。）第四十一条及び第五十条ノ二並びに前二条の規定により計算した額とし、その加給金の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六条第一項、第四十一条ノ二第一項及び第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十一条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）をこの法律による改正後の船員保険法第三十五条並びに附則第十八条及び附則第十九条第二項の規定に準じて計算した額とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第三十六条第一項の規定に準じて計算した額とする。

第二十二條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第七條の規定による特例老齢年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額を船員保険法第三十九条ノ三においてその例によるこの法律による改正後の同法第三十五条並びに附則第十八条及び附則第十九条の規定により計算した額とする。

第二十三條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十二万四千八百円に満たないときは、これを十二万四千八百円とし、その加給金の額をこの法律による改正後の船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

第二十四條 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第五條に規定する職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二條の規定による改正前の船員保険法第四十一条第一項の規定により計算した額と同法別表第四上欄に定める廃疾の程度に応じ次の表の中欄に定める金額とを合算した額（その額が同表の下欄に定める金額に満たないときは、同表下欄に定める金額とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

廃疾の程度	金	額
一級	七八、〇〇〇円	一七四、〇〇〇円
二級	七八、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
三級	六二、四〇〇円	一四〇、四〇〇円
四級	六二、四〇〇円	一三四、四〇〇円
五級	六二、四〇〇円	一二八、四〇〇円
六級	四六、八〇〇円	一〇六、八〇〇円

七 級 四六、八〇〇円 九七、二〇〇円

第二十五条 前条に規定する障害年金について昭和四十四年十一月一日以後その額を改定する場合におけるその額の算定に關しては、この法律による改正後の船員保険法第四十一条第一項第一号中「左に掲げる額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ關シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廢疾ノ程度ニ應ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ト廢疾ノ程度ニ應ジ厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第二十四条ノ表の中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ關シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相當スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ滿タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

第二十六條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）を九万六千円とし、その加給金又は増額金の額をこの法律による改正後の船員保険法第五十条ノ三の規定に準じて計算した額とする。

第二十七條 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二條の規定による改正前の船員保険法第五十条ノ二第一項第二号の規定により計算した額と一万五千六百円とを合算した額（その額が九万六千円に満たないときは、九万六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十八條 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第二項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二條の規定による改正前の船員保険法第五十条ノ二第一項第三号の規定により計算した額と三万一千二百円とを合算した額（その額が九万六千円に満たないときは、九万六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十九條 附則第二十条から附則第二十四条まで、附則第二十六条及び前条に規定する保険給付の額で昭和四十四年十月以前の月分のもので並びに船員保険の障害手当金及び脱退手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第三十條 この法律の公布の日において現に二以上の年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十條 昭和四十四年十月以前の月（船員保険法第二十条の規定による被保険者については、同年十二月以前の月）に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第三十一条 昭和四十四年十一月一日(船員保険法第二十条の規定による被保険者については、昭和四十五年一月一日)から昭和四十六年十月三十一日までの間における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 船員保険法第七十七条の規定による被保険者であつて、同法第三十三条ノ三第二項各号に該当せず、又は同項ただし書に該当するものについては、千分の二百十六
- 二 船員保険法第七十七条の規定による被保険者であつて、同法第三十三条ノ三第二項各号のいずれかに該当し、かつ、同項ただし書に該当しないものについては、千分の二百十五
- 三 船員保険法第二十條の規定による被保険者については、千分の七十八

昭和四十四年十一月一日から昭和四十六年十月三十一日までの間における船員保険法第七十七条の規定による被保険者及びこれを使用する船舶所有者による保険料額の負担割合は、この法律による改正後の船員保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 前項第一号に掲げる者に係る場合は、被保険者については二百六十六分の七十三・五、船舶所有者については二百六十六分の百四十二・五
- 二 前項第二号に掲げる者に係る場合は、被保険者については二百五十六分の六十八、船舶所有者については二百五十六分の百三十七

昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の十を加えた率とする。

前項の規定により増加する保険料額のうちその増加する部分の額の被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者による負担割合は、船員保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、それぞれ二分の一とする。

第三項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第三十二条 昭和四十五年一月一日前(同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正後の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五条の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同条の例を含む。)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から二百円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第三十三条 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条 第一項各号列記以外の部分中「船員保険の被保険者であつた期間」の下に「(船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十六条第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。)」を加える。

第三条 第一項中「第四条第二項」の下に「又は同法附則第二十八條の二」を加える。

第九條 第一項中「第二十二條第二項」の下に「本文」を加える。

第十六條 第一項ただし書中「ただし」の下に「受給権者が六十歳以上六十五歳未満で、その者の標準報酬等級が第一級〇である場合において、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級〇である間、又は」を加える。

規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に改める。

第十九條の三第一項中「その受給権者が六十五歳以上であるときは」を「その受給権者が六十五歳未満で、その者の標準報酬等級が第一級である場合において、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級である間、又はその受給権者が六十五歳以上であるときは」に改める。

厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者が船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く)となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齢年金(受給権者が六十五歳未満でその者の標準報酬等級が第一級から第四級までの等級である場合においてその支給の停止の解除を申請したとき、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、当該通算老齢年金の額につき船員保険法第三十九条ノ五第一項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限る。)の支給を停止し、その受給権者が船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たすに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

第十九條の三第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 船員保険法による通算老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齢年金(受給権者が六十五歳未満でその者の標準報酬等級が第一級から第五級までの等級である場合においてその支給の停止の解除を申請したとき、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、当該通算老齢年金の額につき厚生年金保険法第四十六条の七第一項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限る。)の支給を停止し、その受給権者が厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

第二十条第一項中「第四十六條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第四十三條第一項」を「第二十三條ノ七」に改め、「第三十八條第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「厚生年金保険法による障害年金」の下に「若しくは遺族年金又は船員保険法による遺族年金」を、「船員保険法による障害年金」の下に「若しくは遺族年金又は厚生年金保険法による遺族年金」を加える。

第二十四条中「基く」を「基づく」に改め、「第五十九條の二」を削る。

第二十六条中「六万円」を「九万六千円」に改める。

(標準報酬月額に関する特例)

第三十四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法第十條第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額については、附則第三條中「一万円」とあるのは、「一万二千円」と読み替え、厚生年金保険及び船員保険交渉法第十條第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、附則第十八條中「一万二千円」とあるのは、「一万円」と読み替えるものとする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第八條中「附則第二十八條の二」を「附則第二十八條の三」に改める。

附則第九條を次のように改める。

第十九條 削除

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五百号)の一部を次のように改正

する。

附則第十六条を次のように改める。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第十六条 附則

被保険者であつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下附則第十八条までにおいて同じ)が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間(以下この条及び次条において「旧共済組合員期間」という)のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第二十八条の二の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を除く)がある場合には、当該期間は、その者の老齢又は死亡に關し支給する保険給付については、被保険者であつた期間とみなす。ただし、船員保険法第二十七条ノ三第一項、第三十五條第二号、第三十九條ノ三、第五十條(第一号を除く)並びに第五十條ノ二第一項第一号及び第二項の規定、船員保険法中改正法律(昭和二十年法律第二十四号)附則第二條第二項の規定並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三條の規定を適用する場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、当該被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を船員保険の被保険者であつた期間として計算するときは、当該旧共済組合員期間に四分の三を乗じて計算するものとする。

3 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者に対して支給する船員保険法による通算老齢年金の額は、当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間につき船員保険法第三十九條ノ三の規定により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数を乗じて得た額とを合算した金額とする。

4 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者について、船員保険法第五十條第一号に該當したことにより支給する遺族年金の額を計算する場合にあつては、同法第五十條ノ二第一項第一号の金額は、次の各号の金額を合算した額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間(以下この号及び次号において単に「被保険者であつた期間」という)につき船員保険法第三十五條第一号の規定の例により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十から被保険者であつた期間の月数を控除して得た月数)を乗じて得た額とを合算した金額(当該金額が十四万四千円をこえるときは、十四万四千円)
- 二 被保険者であつた期間につき船員保険法第三十五條第二号の規定の例により計算した金額(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、これを百八十として計算した金額)

附則第十七条 ○○の見出し中「旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を」と旧共済組合員期間に改め、同条第一項中「老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ」とを削り、同項第一号イ中「旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定めたる期間(以下「旧共済組合員期間」という)を旧共済組合員期間に改め、同条

2 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該當しない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該當する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 昭和四十四年十一月一日前に老齢年金又は通算老齢年金の支給を受ける権利を有しない者であつて、同日において、前条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條第一項又はこの法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二の規定を適用することにより、船員保険法第三十四條の老齢年金又は同法第三十九條ノ二の通算老齢年金の支給を受ける権利を有することとなるものについては、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

別表第三の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書(同法附則第十三條の二第三項において準用する場合を含む)、第七十九條の二第三項第一号、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三十九條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の

一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十二条の二第一項中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

第四十五条の三第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十〇条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二第一項(同法第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第四十五条の三第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第四十一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「二百五十円」を「四百円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、適用し、同日前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第四十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「三月以内」を「六月以内」に改め、同条第四項中「にさかのぼつて」を「又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に」に改める。

第三十六条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

別表第二の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項第一号、第四十六条第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十五条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書(同法附則第七條第一項及び第十六條第二項の規定によりその例により算定することとされる場合(同法附則第二十條において準用する場合を含む。))並びに同法附則第二十條において準用する場合を含む。の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第八條中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ。)」を加え、「厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」を「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改め、「第四十六條の三」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級〇であるときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十三条第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第十四条中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ。)」を、「第三十九条ノ二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級〇であるときは、同法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、船員保険法第三十九条ノ二第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十九条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。)で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

附則第三十八条第一項後段中「同表(大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)」の上欄に掲げる者であつて、「同表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。)」であつて、「以上であるもの」の下に「及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者であつて昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの」を加える。

附則第四十二条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。)で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。次号において同じ。)がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員であつた期間と同日以後の組合員であつた期間とを合算した期間が十年以上であるもの(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が十年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金を支給する。

2 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が七年六月以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金を支給する。

3 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第三項の規定を適用するとし、新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

4 昭和四十四年十一月一日前に退職した公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定により新たに公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなされたものが同日前に六十歳に達しているときは、昭和四十四年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

5 農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員が昭和四十四年十一月一日前に資格の喪失をした場合において、附則第四十三條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二条第三項の規定を適用するとし、新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十九条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

別表第四の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書（同法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項第一号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項第二号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）並びに別表第四（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第五十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「前項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合法又は旧市町村共済法の規定中厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第号。以下「法律第 号」という。）による改正前の法律第八十二号附則第十九条第三項の規定に相当する規定は、法律第 号による改正後の法律第八十二号附則第十九条第三項の規定と同様に改正されたものとして、前項の規定を適用する。

第十三条第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者は、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた組合員で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

第二十一条中「に規定する昭和三十六年四月一日以後」を削り、「のうち昭和三十六年四月一日以後の期間」を（前条第三項第一号に掲げる者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の期間に限る。）に改める。

第四十二条中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

第四百十三条の四第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第四百十三条の五第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者は、新法第二百二条において準用する第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

一 第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く）である団体共済組合員で、昭和三十六年四月一日以後の団体共済組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた団体共済組合員で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である団体共済組合員期間と同日以後の団体共済組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

第四百十三条の十五中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正後の施行法」という。）第十三条第二項（同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第九十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十二条（同法第五十五条第一項、第八十二条第二項、第三百三条第二項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百十三条の四第二項（同法第四百十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 恩給組合法又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法

第三条第四項の規定により新たに恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合法又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合に於ては、その達した日の属する月の翌月分）から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給する。この場合において、当該年金は、附則第四十九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

3 地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第四十九条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定並びに改正後の施行法第二十条第三項第二号及び第二十一条又は第四百十三条の五第三項第二号の規定を適用するものとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

（児童扶養手当法の一部改正）

第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千九百円」を「二千円」に、「二千六百円」を「二千八百円」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の前年の所得が、その者が前年の十二月三十一日において生計を維持した児童の有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十条中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同条各号を削る。

第十一条中「それぞれ前条各号の規定により計算した額」を「前条に規定する政令で定める額」に改める。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した児童の有無及び数に応じて、第九条に規定する政令で定める額をこえること。 当該被災者に支給された手当

第十二条第二項第二号中「それぞれ第十条各号の規定の例により計算した額」を「第十条に規定する政令で定める額」に改める。

第十三条第二項を削る。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千九百円」を「二千円」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の前年の所得が、その者が前年の十二月三十一日において生計を維持した児童扶養手当法第三条第一項に規定する者の有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第九条中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同条各号を削る。

第十条中「それぞれ前条各号の規定により計算した額」を「前条に規定する政令で定める額」に改める。

第十一条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した児童扶養手当法第三条第一項に規定する者の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額をこえること。 当該被災者に支給された手当

第十一条第二項第二号中「それぞれ第九条各号の規定の例により計算した額」を「第九条に規定する政令で定める額」に改める。

第十二条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の児童扶養手当法

第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九

条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正後の特別児童扶養手

当法第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特別児童扶養手当法

第七条、第九条、第十条及び第十一条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条ノ二」第三十三条ノ十八」を

「第三十三条ノ二」第三十三条ノ十七」に、「第五

十七条ノ二」を「第五十七条ノ二・第五十七条ノ

三」に改める。

第三十三条ノ五第一項中「一週間」を「二週間」

に改める。

第三十三条ノ八の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ八ノ二 第三十三条ノ三ノ規定ニ該

当スル者が死亡シタルニ因リ失業ノ認定ヲ受ク

ルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ第二十七条ノ二ニ

規定スル遺族ガ命令ノ定ムル所ニ依リ海運局又

ハ公共職業安定所ニ於テ当該死亡シタル者ニ付

失業ノ認定ヲ受ケタルトキハ当該死亡シタル者

ヲ失業保険金ヲ受クル権利ヲ有スル者ト看做シ

同条ノ規定ヲ適用ス

第三十三条ノ九第三項中「二十円(子ノ中一人

ヲ除キタル子ニ付テハ十円)」を「政令ヲ以テ定ム

ル額」に改め、同条第四項中「前項ノ規定ニ依

リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル

額ヲ加ヘタル額トス以下之ニ同ジ」を削る。

第三十三条ノ十四第一項中「一週間」を「二週

間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第三十三条ノ十六第七項を次のように改める。

第三十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第三十三条ノ三ノ

規定ニ該当スル者が死亡シタルニ因リ第二項ノ

認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第三十三

条ノ十一ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ給付ニ付

之ヲ準用ス

第三十三条ノ十七を削り、第三十三条ノ十八中

「前三条」を「前二条」に改め、同条を第三十三

条ノ十七とする。

第五十七条ノ二第一項中「福祉ヲ増進スル為」の

下に「次条ノ規定ニ依リ給付ヲ為スノ外」を加え

る。

第三章第十一節中第五十七条ノ二の次に次の一

条を加える。

第五十七条ノ三 被保険者タリシ者が海運局又ハ

公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク為其ノ

住所ヲ変更スル場合ニ於テハ政府ハ被保険者タ

リシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移転

ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ社会保

険庁長官社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ之ヲ定ム

第五条、第八条第一項、第九条第三項、第九条

ノ二第一項、第二十五条ノ三乃至第二十七条ノ

二、第五十五条、第六十三条第一項及第六十九

条ノ三第二項ノ規定中保険給付又ハ失業保険金

ト称スルハ第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ含ムモノ

トス

附 則

1 この法律は、昭和四十五年一月一日から施行

する。

2 この法律による改正後の船員保険法第三十三

条ノ八ノ二(同法第三十三条ノ十六第七項にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十

五年一月一日以後に死亡した者について適用す

る。

3 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別

措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第二条第四号中「保険給付」の下に(同法第五

十七条ノ三第一項の規定による給付を含む。)

を加える。

第四条第三項中「保険給付」の下に(同法第五

十七条ノ三第一項の規定による給付を含む。)

を加え、同条第四項中「船員保険法相当給付」の

下に「(船員保険法第五十七条ノ三第一項の規定による給付に相当するものを除く。)」を加え、「船員保険法第五十八条」を「同法第五十八条」に改める。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条の二」第二十七条の四に、「第四章 費用の負担(第二十八条―第三十八条)」を「第四章 費用の特負担(第二十八条―第三十七条の二)」に改め、別添録(第三十七條の三―第三十八條)に改める。

第六条第一号中「五人以上の労働者(第三十八条の二の日雇労働者を含む。本条において以下同じ。)」を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行うものを除く。を「次に掲げる事業以外の事業を行なう事業主」に改め、同号ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中、「第八条及び前条」を「及び第八条」

に改め、「若しくは六月において通算して六十日以上」を削り、「第二号」を「又は第二号」に

改め、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第十一条中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者の資格の喪失の日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失応当日という。)の各前日からその各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間(貸金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限り、を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者の資格の取得の日からその日後における最初の喪失

失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における貸金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

第十五条第一項中「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める」を「次の各号に掲げる」に、「その一年間において貸金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間」を「それぞれ当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年をこえるときは、四年間)とし、以下算定対象期間という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める理由(次号に掲げる理由を除く。)当該理由により離職の日以前一年間において貸金の支払を受けることができなかった日数
二 法令又は労働協約により解雇が制限されている場合に係る業務上の疾病又は負傷等の理由 当該理由により貸金の支払を受けることができなかった日数

第十六条第二項中「一週間」を「二週間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 受給資格者が死亡したために失業の認定を受けることができなかった場合には、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第二十六条第三項及び第三十八条の九第四項において同じ。)、子、父母、孫、祖父、母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において当該受給資格者について失業の認定を受けたらえ、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。
前項の規定による失業保険金の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

第一項の規定による失業保険金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
第十七条第一項中「八百六十円」を「千四百円」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の二第二項中「被保険者の離職した月前において第十四条の二を算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により」、「六月（月の末日において離職した場合）は、その月及びその前五月」を「六箇月」に改める。

第十七条の三「平均給与額」を「平均定期給与額」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条」の下に「又は第十六条の二第二項」を加え、「（当該失業保険金の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」を削り、同条第二項中「受給資格者は、」を「受給資格者又は第十六条の二第一項の規定による失業保険金の支給を請求する者は、第十六条又は第十六条の二第一項の規定によつて」、「自己の」を「当該受給資格者が自己の」に改める。

第二十條の二第一項ただし書中「十年以上」を「二十年以上である者については三百日分、十年以上二十年未満」に改め、同条第三項第二号中「離職の日前」を「離職の日以前」に改める。

第二十條の四に次の一項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二十條の四第一項に規定する政令の定める日数を加えた期間」と読み替えるものとする。

第二十三條第二項中「、第二十六條第四項及

び第二十六條の二第二項」を「及び第二十六條第五項」に改める。

第二十三條の二に見出しとして「（返還命令等）」を附し、同条第一項中「その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきこと」を「労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準により、当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた失業保険金の額に相当する額以下の金額の納付をすべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業保険金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすべきことを命ずることができる。

第二十四條第一項中「公共職業安定所において、一週間」を「命令の定めるところにより、二週間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第二十六條第三項中「第十七條第一項又は第二項」を「第十七條」に改め、同条第七項本文中「公共職業安定所において、第二項を「命令の定めるところにより、第二項又は第三項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、傷病給付金の支給について別段の定めをすることができる。

第二十六條第十項前段中「第十七條第三項か

ら第五項まで」を「第十六條の二第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六條の二第二項中「同項」とあるのは「第二十六條第三項」と、第十七條の四第一項中「第十六條又は第十六條の二第二項の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「第十六條又は第十六條の二第一項の規定によつて公共職業安定所において失業の認定を受けた期間」とあるのは「第二十六條第二項又は第三項の規定によつて認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六條第二項の次に次の一項を加える。

受給資格者が死亡したために前項の規定による認定を受けることができなかった場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、当該受給資格者について第一項の規定に該当することの認定を受けたとき、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき傷病給付金の支給を請求することができる。

第二十六條の二を削る。

第二十七條を次のように改める。

（扶養手当）

第二十七條 受給資格者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合には、政府は、扶養手当を支給することができる。

扶養手当の支給は、受給資格者が前項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日（天災その他やむを得ない理由により届出をすることができなかった場合において、そ

の理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、その理由が生じた日）以後に行なわれる失業の認定又は前条第二項若しくは第三項の規定による認定に係る失業保険金又は傷病給付金の支給の対象となる日（受給資格者が前項の規定に該当する日に限る。）について行なう。

扶養手当の日額は、扶養親族一人につき政令で定める額とする。

扶養手当の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三條第一項及び第三項並びに第二十三條の二の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第二十七條の二第一項中「図るため」の下に「次条の就職支度金及び第二十七條の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第三章の二中第二十七條の二の次に次の二条を加える。

（就職支度金）

第二十七條の三 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。ただし、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格に基づき失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る

係る受給期間が満了する日までの日数)をい
り。以下この条において同じ。)が当該受給資
格に基づく所定給付日数の二分の一未満であ
る受給資格者については、この限りでない。
就職支度金の額は、次に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給
残日数が当該受給資格に基づく所定給付日
数の三分の二以上である受給資格者につい
ては、第二十七条の規定による失業保険金の
日額(第二十七条第一項の規定に該当する
受給資格者については、その額に同条第三
項の規定による扶養手当の日額を加算した
額。以下この条において同じ。)の五十倍に
相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給
残日数が当該受給資格に基づく所定給付日
数の二分の一以上三分の二未満である受給
資格者については、第二十七条の規定による
失業保険金の日額の三十倍に相当する額
前項第一号又は第二号に規定する受給資格
者であつて、就職するに至つた日の前日にお
ける支給残日数が百五十日以上であるものに
係る就職支度金の額は、同項の規定にかかわ
らず、第二十七条の規定による失業保険金の日
額の二十倍に相当する額を同項第一号又は第
二号に掲げる額に加算した額とする。

就職支度金の支給に關し必要な事項は、勞
働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきい
て定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十
三条の二の規定は、就職支度金の支給につい
て準用する。この場合において、第二十三条
第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七
条の三の就職支度金」と読み替へるものとす
る。

(移転費)

第二十七条の四 受給資格者が、公共職業安定
所の紹介した職業につくため、その住所又は

居所を変更する場合においては、政府は、受
給資格者及びその者により生計を維持されて
いる同居の親族の移転に要する費用(以下移
転費という。)を支給することができる。

移転費の支給に關し必要な事項は、労働大
臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定
める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十
三条の二の規定は、移転費の支給について準
用する。この場合において、第二十三条第一
項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の
四の移転費」と読み替へるものとす。

第三十条第一項中「千分の十四」を「千分の
十三」に改め、同条第二項中「千分の十二から
千分の十六まで」を「千分の十一から千分の十
五まで」に改める。

第三十二条第一項中「本章」の下に「及び次
章」を加える。

第四章中第三十八條を第三十七條の二とし、
同章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特別保険料

(特別保険料の徴収)

第三十七條の三 政府は、連続する三会計年度
中の各会計年度において、当該会計年度中に
離職した短期離職者(同一事業主に継続して
六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当
該事業主の責に帰することができない事由以外
の事由により離職した被保険者をいう。以下
同じ。)の数が、命令の定めるところにより計
算して得た被保険者の総数に十分の一を乗じ
て得た数(その数が五人未満であるときは、
五人とし、その数が五人以上である場合にお
いて、一人未満の端数があるときは、これを
一人に切り上げるものとし、以下基礎控除数
という。)以上の数となつた事業所がある場合
には、当該事業所の事業主から、第二十九条
に規定する保険料のほか、特別保険料を徴収
する。

事業主が同一人である二以上の事業所であ
つて、命令で定める要件に該当するものは、
前項の規定の適用については、その全部を一
の事業所とみなす。

第一項の規定により徴収した特別保険料
は、予算の範囲内において、労働者が季節的
に失業することの予防、労働者が年間を通じて
雇用されることの促進等の措置に要する費
用に充てることができる。

(特別保険料の額)

第三十七條の四 特別保険料の額は、第一号に
掲げる額に第二号に掲げる数乗じて得た額
とする。

一 前条第一項に規定する場合における連続
する三会計年度の最後の会計年度の初日の
属する年に係る第十七條の三第一項に規定
する毎月勤労統計における労働者の平均現
金給与総額の一月あたり平均額の二分の十
五倍に相当する額に第三十条の保険料率に
相当する率の一倍から二倍までの範囲内に
おいて中央職業安定審議会の意見をきいて
労働大臣が定める率を乗じて得た額(その端
数は、切り捨てる。)

二 前条第一項に規定する事業所につき、当
該最後の会計年度において離職した短期離
職者の数からその会計年度における基礎控
除数を控除した数

(特別保険料の納付)

第三十八條 特別保険料は、第三十七條の三第
一項に規定する場合における連続する三会計
年度の最後の会計年度の末日から命令で定め
る日以内に納付しなければならない。

第三十四條の五及び第三十六條の規定は、
特別保険料について準用する。

第三十八條の二中「又は前六月において通算
して六十日以上」を削る。
第三十八條の五第一項中「、第九条」を削り、
第三十八條の五第一項中「、第九条」を削り、

「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第
三項」に改め、「第二十七条まで」の下に「、
第二十七条の三、第二十七条の四」を、「第三
十四條の五まで」の下に「、第三十七條の三か
ら第三十八條まで」を加え、同条第二項中「又
は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八條の六第二項中「又は六月において
通算して六十日以上」を削る。

第三十八條の八中「第一級五百円、第二級三
百三十円」を「第一級七百六十円、第二級五百
円」に改める。

第三十八條の九第二項中「二十八日分を二十
四日分」に改め、同条第三項の次に次の一項
を加える。

前項に規定する者が死亡したために失業の
認定を受けることができなかった場合には、
その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は
兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その
者と生計を同じくしていたものは、命令の定
めるところにより、公共職業安定所において
当該同項に規定する者について失業の認定を
受けたうえ、自己の名で、当該同項に規定す
る者に支給されるべき失業保険金の支給を請
求することができる。

第三十八條の九に次の一項を加える。

第三十六條の二第二項及び第三項の規定は、
第四項の規定による失業保険金の支給につい
て準用する。この場合において、第三十六條の
二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八條
の九第四項」と読み替へるものとす。

第三十八條の九の二第三項中「又は六月にお
いて通算して六十日以上」を削る。

第三十八條の九の三第二号中「八十四日分」を
「七十二日分」に改める。

第三十八條の九の四第五項中「第三十八條の
九第四項」を「第三十八條の九第五項」に改め
る。

第三十八條の十一第一項中「第一級二十四

円、第二級十六円」を「第一級三十六円、第二級二十四円に、「六百六十円」を「千円」に改め、同条第二項中「十二円」を「十八円」に、「八円」を「十二円」に改め、同条第三項中「前二項の保険料額」の下に「(その額が次条第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)」を加え、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する保険料額」を「同項の規定による変更前の保険料額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(失業保険金等の自動的変更)

第三十八条の十一の二 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率(以下等級比率という)が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第三十八条の八に規定する第一級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第一級保険金日額という)及び第二級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第二級保険金日額という)並びに前条第一項に規定する保険料額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額という)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準に

より算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における等級比率が均衡するように、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

第一項の規定により第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、前条第一項及び第二項に規定する第一級の保険料額及び第二級の保険料額(これらの額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)を、それぞれ第一級保険金日額を変更した比率及び第二級保険金日額を変更した比率に応じて変更するものとする。

前条第三項の規定により保険料額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日(その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日)までの間は、第一項及び前項の規定による第一級保険金日額、第二級保険金日額、等級区分日額及び保険料の額の変更を行なうことができない。

(保険料の納付の方法の特例)

第三十八条の十二の二 事業主は、命令で定めるところにより、保険料納付計画(保険料の保全上支障がないことにつき、命令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、命令で定める形式の印影を生ずべき印(以下納付印という)を付したものをいう。以下同じ。)を、労働大臣の承認を受けて設置した場合に、前条第一項及び第二項の規定

にかかわらず、当該保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき保険料額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて保険料を納付することができる。

労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

第一項の規定による保険料の納付の方法について必要な事項は、命令で定める。

第三十八条の十三 第一項及び第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第三十八条の十四中「失業保険印紙の受払」を「保険料の納付」に、「受払状況」を「納付状況」に改める。

第三十八条の十五 第一項中「被保険者期間」の下に「(二箇月)」を加え、同条第二項中「千分の十四」を「当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」に改める。

第三十八条の二十を次のように改める。

(被保険者期間の計算の特例)
第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者に対する第十四条第一項の規定の適用については、当該特定賃金月額に係る月(賃金の支払の基礎となつた日がなかつた月を除く。以下同じ。)に關しては、その月に属するすべての日を賃金の支払の基礎となつた日とみなす。

第三十八条の二十一 第一項を次のように改める。
被保険者が離職した場合において、第十七条の二第一項に規定する最後の六箇月の全部又は一部の一個月内に、特定賃金月額に係る月の末日があるときは、同条の規定の適用については、当該特定賃金月額を当該特定賃金月額に係る月の末日がある一個月内にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

第三十八条の二十七 第四項中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第二項」に、「第二十六条第十項、第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項」を「第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項」に改め、「以下同じ。」を削る。

第四十条 第一項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費の支給を含む。以下同じ。)」を、「第二十三条の二第二項」の下に「若しくは第二項(第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第四十七 条 第一項中「徴収金」の下に「若しくは第二十三条の二第二項若しくは第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額」を加える。

第五十条 中「又は受給資格者」を「受給資格者」に、「又は失業保険事業」を「又は第十六条の二第一項若しくは第三十八条の九第四項の規定による失業保険金の支給若しくは第二十六条第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者に、失業保険事業」に改める。

第五十条の二 中「第十七条第二項の規定による加算」を「扶養手当の額の算定若しくは就職支度金の額の加算」に改める。

第五十四 条 中「受給資格者」の下に「第十六条の二第一項若しくは第三十八条の九第四項の規定による失業保険金の支給又は第二十六条第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者」を加える。

第二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項を次のように改める。

この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号から第四号までに掲げる規定以外の規定 昭和四十五年一月一日

二 第一条中失業保険法第十条の改正規定(若しくは六月において通算して六十日以上)を削る部分に限る。、同法第十一条、第十四条、第十五条、第十七条の二及び第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の五の改正規定(又は六月において通算して六十日以上)を削る部分に限る。、同法第三十八条の六及び第三十八条の八の改正規定、同法第三十八条の九の改正規定(二十八日分)を二十四日分に改める部分に限る。、同法第三十八条の九の二及び第三十八条の九の三の改正規定、同法第三十八条の十五の改正規定(被保険者期間)の下に「の二箇月」を加える部分に限る。並びに同法第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の改正規定並びに附則第二条第二項、第三条、第九条及び第十条の規定 昭和四十五年二月一日

三 第一条中失業保険法目次の改正規定(第四章 費用の負担(第二十八条―第三十八条)を「第四章 費用の負担(第二十八条―第三十七條の二) 特別保険料(第三十七條の三―第三十八條)」に改める部分に限る。、同法第三十七條の三の改正規定(平均給与額)を「平均定期給与額」に改める部分に限る。、同法第三十二條の改正規定、同法第三十八條を同法第三十七條の二とする改正規定、同法第四章の次に一章を加える改正規定及び同法第三十八條の五の改正規定(第三十四條の五まで)の下に「第三十七條の三から第三十八條まで」を加える部分に限る。並びに附則第八条、第十三条及び第十四条の規定 昭和四十五年四月一日

十五年四月一日

四 第一条中失業保険法第六条及び第九条の改正規定、同法第十条の改正規定(、第八条及び前条)を、及び第八條に改める部分、「第二号」を「又は第二号」に改める部分、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削る部分並びに同法第四号及び第五号を削る部分に限る。並びに同法第三十八條の五の改正規定(、第九条)を削る部分に限る。、第二条の規定並びに附則第二条第一項及び第十二条の規定 別に法律で定める日

(当然被保険者に関する暫定措置等)

第二条 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの以外の事業主のうち、五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、政令で定めるものは、第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」といふ。)第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主としない。

2 政府は、失業保険の当然被保険者とされない労働者を当然被保険者とするための適切な方策について調査研究を行ない、その結果に基づいて、昭和五十一年一月三十一日までに、必要な措置を講ずるものとする。

(被保険者期間の計算に関する経過措置)

第三条 新法第十四条第一項の規定は、昭和四十五年二月一日(以下この条において「基準日」といふ。)以後の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算について適用し、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算については、なお従前の例による。この場合において、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間に関する新法の規定の適用については、当該被保険者期間として計算された一月は、同項に規定する被保険者期間として計算された一箇月とみなす。

2 被保険者の資格の取得の日が基準日から起算

して六年を経過した日以前の日である者が基準日以後に当該被保険者の資格を喪失した場合において、当該被保険者の資格の取得の日の属する月の初日(その日が基準日以前の日であるときは、基準日とし、以下この項において「資格取得日」といふ。)から当該被保険者の資格の喪失の日(その日が基準日から起算して六年を経過した日以後の日であるときは、基準日から起算して六年を経過した日とし、以下この項において「資格喪失日」といふ。)の前日までの間の被保険者であつた期間についての新法第十四条第一項の規定の適用については、当該被保険者は、資格取得日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き被保険者として雇用された後離職したものと同みなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

3 前項の場合において、特定賃金月額に係る被保険者についての被保険者期間の特例及び賃金日額の特例に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

4 第二項の場合において、基準日から起算して六年を経過した日以前から同日以後まで引き続き被保険者として雇用された者についての同日以後の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(受給資格者が死亡した場合に係る失業保険金等の支給に関する経過措置)

第四条 新法第十六条の二(新法第二十六条第十一項及び第三十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第三十八条の九第四項の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

(受給期間の延長に関する経過措置)

第五条 新法第二十条の四第五項の規定は、受給期間が昭和四十四年十二月三十一日以後に満了する者について適用する。

(返還命令等に関する経過措置)

第六条 新法第二十三条の二(新法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)、の規定は、昭和四十五年一月一日以後の詐欺その他不正の行為によつて保険給付(就職支度金及び移転費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合について適用し、同日前の詐欺その他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の保険給付に相当する金額の返還命令については、なお従前の例による。

(保険料率に関する経過措置)

第七条 新法第三十条第一項の規定は、昭和四十五年一月一日以後に支払われた賃金に係る保険料の額の算定について適用し、同日前に支払われた賃金に係る保険料の額の算定については、なお従前の例による。

(特別保険料に関する経過措置)

第八条 新法第三十七條の三第一項の規定は、昭和四十五年四月一日前に離職した短期離職者については、適用しない。

2 昭和四十五年四月一日から昭和五十一年一月三十一日までの間において離職した被保険者に関し新法第三十七條の三第一項の規定を適用するについては、当該被保険者の資格の得喪のあつた月において当該被保険者として雇用された日数が十一日以上であるときは、その月の初日から末日まで当該被保険者として雇用されていたものとみなし、その日数が十一日未満であるときは、その月においては当該被保険者として雇用されたことがなかつたものとみなす。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に関する経過措置)

第九条 昭和四十五年二月一日において新法第三十八條の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八條の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年一月において雇用

された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十二日以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十二日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置)

第十条 新法第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに對して、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内に

昭和四十五年一月	昭和四十五年一月一日から同月三十一日まで	十二日分
昭和四十五年二月	昭和四十五年一月一日から同月二十八日まで	二十四日分
昭和四十五年三月	昭和四十五年一月一日から同月三十一日まで	三十六日分
昭和四十五年四月	昭和四十五年一月一日から同月三十日まで	四十八日分
昭和四十五年五月	昭和四十五年一月一日から同年五月三十一日まで	六十日分

(日雇労働被保険者に係る保険料に関する経過措置)

第十一条 新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十五年一月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置)

第十二条 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第二条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2 前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

(失業保険特別会計法の一部改正)

第十三条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「(特別保険料を含む。)」を加える。

(労働者退職手当法の一部改正)

第十四条 労働者退職手当法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加える。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第十五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。
勤続期間六月以上で退職した職員であつ

て、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(「未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」)に等しい日数をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所(政令で定める職員について、その者が退職の際所屬していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。)を通じて支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(「未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一 その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

二 その者が失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者であつた期間があるときは、その期間のうち政令で定める期間につき政令で定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間)の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日とみなして同法の規定を適用した場合に、同法の規定に

より、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額(当該退職の日において同法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者にあつては、失業保険金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)に、当該退職の日の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数を乗じて得た額

第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定に該当する」を「勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している」に、「同項に規定する失業保険金の額を、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者が支給を受けることができる失業保険金の日額に、失業保険法の規定による同法の規定による」、「公共職業安定所において」を「公共職業安定所を通じて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえては支給しない。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときは、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合においては、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前三項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、労働大臣が失業保険法第二十

条の四第一項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

第十條第六項中「第一項、第三項及び前項を「前各項」に、「又は第三項」を「又は第二項」に、「から第二十七條まで」を「及び第二十六條に改め、同項第三号中「傷病給付金」の下に「（当該退職の日において失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。）」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中又は第四号を削り、「第三項」を「第二項」に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 失業保険法第二十三條の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者があつた場合について準用する。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）
第十六條 前条の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）
第十七條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第二十六條第十項」を「第二十六條第十一項」に改め、同条第四項中「当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が」を「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額（第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合に

あつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。）」又は当該職業訓練手当の日額が」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
第十八條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「失業保険金」の下に「（扶養手当を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「第十六條」の下に「第十六條の二」を加え、「及び第二十四條」を「第二十四條及び第二十七條」に改める。

（港灣労働法の一部改正）
第十九條 港灣労働法（昭和四十年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第二項中「失業保険法の規定による失業保険金」の下に「（扶養手当を含む。）」を加え、「第三項」を「第二項」に改める。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正）
第二十條 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「保険給付」を「保険給付等」に改める。

第二條第三号及び第七号中「保険給付」の下に「（就職支度金及び移転費を含む。）」を加える。

第三條第二項中「第二十六條第十項」を「第二十六條第十一項」に改め、同条第三項中「保険給付」の下に「（就職支度金及び移転費を含む。）」を加え、同条第四項中「失業保険法相当給付」の下に「（就職支度金及び移転費に相当するものを除く。）」を加え、同条第五項中「及び第三十條第二項」を削り、同条中第八項を第九

項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 毎会計年度において交付した失業保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第三十條第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した保険給付費とみなす。

第五條第三項第一号中「第十六條及び第二十六條第二項」を「第十六條、第十六條の二第一項並びに第二十六條第二項及び第三項」に改め、同項第二号中「返還命令」の下に「又は納付命令」を加え、同項第三号中「第二十六條第七項及び第九項並びに第二十七條第二項」を「第二十五條第三項、第二十六條第八項及び第十項、第二十七條第四項、第二十七條の三第四項並びに第二十七條の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十六條第八項」を「第二十六條第九項」に改め、同項第六号中「第二十三條第二項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「保険給付」の下に「（就職支度金及び移転費を含む。）」を加える。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案
労働保険の保険料の徴収等に関する法律

目次
第一章 總則（第一條・第二條）
第二章 保険関係の成立及び消滅（第三條―第九條）
第三章 労働保険料の納付の手續等（第十條―第三十二條）

第四章 労働保険事務組合（第三十三條―第三十六條）
第五章 不服申立て及び訴訟（第三十七條・第三十八條）
第六章 雜則（第三十九條―第四十五條）
第七章 罰則（第四十六條―第四十八條）
附則

第一章 總則
（趣旨）
第一條 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第二條 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）による失業保険（以下「失業保険」という。）を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問はず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二章 保険関係の成立及び消滅
（保険関係の成立）
第三條 労災保険法第三條第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

第七部 社会労働委員会会議録第一号 昭和四十四年十二月二日【参議院】

第四条 失業保険法第六條第一項の当然適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

2 失業保険法第六條第二項の任意適用事業の事業主については、その者が失業保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

3 前項の申請は、その事業に使用される労働者（船員保険法昭和十四年法律第七十三号）第十七條の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の二分の一以上の同意を得なければ行なうことができない。

4 第二項に規定する事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、同項の申請をしなければならない。

（保険関係の消滅）

第五条 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第六条 第四條第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、前條の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行なうことができない。

（有期事業の一括）

第七條 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

一 事業主が同一人であること。
二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。

三 それぞれの事業の規模が、労働省令で定め

る規模以下であること。

四 それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める要件に該当すること。

（請負事業の一括）

第八條 労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2 前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

（継続事業の一括）

第九條 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、労働省令で定める要件に該当するものに關し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とするににつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章 労働保険料の納付の手續等

（労働保険料）

第十條 政府は、労働保険の事業に要する費用に於ては、労働保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料

四 印紙保険料

（一般保険料の額）

第十一條 一般保険料の額は、賃金総額に次條の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、労働省令で定める事業については、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

（一般保険料に係る保険料率）

第十二條 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一 労災保険及び失業保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「労災保険率」という。）と千分の十三の率を加えた率

二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三 失業保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、千分の十三の率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

3 労働大臣は、百人以上の労働者を使用する事業その他労働省令で定める規模の事業であつて十二月三十一日において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについて同日以前三年間における労災保険法の規定による保険給付の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額

は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十條第一項において同じ。）と一般保険料の額（第一項第一号の事業について）は、労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての労災保険率を百分の三十の範囲内において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率を、当該事業についての次の保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の労災保険率とすることができ。

4 労働大臣は、毎會計年度において、徴収した労働保険料の額（第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。）に失業保険法第三十六條第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額（以下この項において「徴収合計額」という。）と同法第二十八條第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該會計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該會計年度における徴収合計額の二倍に相当する額をこえ、又は当該徴収合計額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五までの範囲内において変更することができる。

（第一種特別加入保険料の額）
第十三條 第一種特別加入保険料の額は、労災保

除法第二十八條第一項の規定により同法の規定による保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率（その率が前条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）と同一の率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

（第二種特別加入保険料の額）

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第二十九條第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者について同項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額に同法第二十七條第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害事その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第十二条第二項の規定は、第二種特別加入保険料率について準用する。

（概算保険料の納付）

第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したもののについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八條第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）から四十五日以内に納付しなければならぬ。

一 次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者（保険年度の中途に保険関係が成立したものにつ

いては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に当該事業についての第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて算定した一般保険料

二 労災保険法第二十八條第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 労災保険法第二十九條第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における前条第一項の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

3 労働保険法第二十九條第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における前条第一項の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八條第一項の承認があつた

事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）から二十日以内に納付しなければならぬ。

一 前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 前項第二号の事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第二十八條第一項の承認に係る全期間における第十三条の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 前項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における前条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 政府は、事業主が前二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならぬ。

（増加概算保険料の納付）

第十六条 事業主は、前条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額、第十三条の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四條第一項の労働省令で定める額の総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の

見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならぬ。第十二條第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率を変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときに於ける当該変更に伴う労働保険料の増加額についても、同様とする。

（概算保険料の追加徴収）

第十七条 政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率又は第二種特別加入保険料率の引上げを行なつたときは、労働保険料を追加徴収する。

2 政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

（概算保険料の延納）

第十八条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三條の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

（確定保険料）

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八條第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日）。第三項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならぬ。

一 第十五條第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅

したものである。その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者（に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料）

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働者で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の労働者で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他労働者で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労働保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労働保険法第二十八条第一項の承認に係る全期間における第十三条の労働者で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の労働者で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から四十五日以内に納付しなければならない。

4 政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

5 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働者で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

6 事業主が納付した労働保険料の額が、第一項又は第二項の労働保険料の額（第四項の規定により政府が労働保険料の額を決定した場合に、その決定した額。以下「確定保険料の額」という。）をこえる場合には、政府は、労働者で定めるところにより、そのこえる額を次の保険年度の労働保険料若しくは未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

（確定保険料の特例）

第二十條 労働保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて労働者で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一

条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労働保険率に應ずる部分の額）に百分の二十の範囲内において労働者で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第一種特別加入保険料の額とすることが出来る。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労働保険法の規定による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額（第十二条第一項第一号の事業については、労働保険率に應ずる部分の額。次号において同じ。）に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は労働者で定める範囲をこえて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労働保険法の規定による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるとき。

2 政府は、前項の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、労働者で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により差額を徴収する場合について準用する。

（追徴金）

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

（印紙保険料の額）

第二十二條 印紙保険料の額は、失業保険法第三十八條の三第一項各号のいずれかに該当する日雇労働者又は同法第三十八條の四第一項の認可を受けた日雇労働者（以下「日雇労働被保険者」という。）一人につき、一日あたり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が千円以上の者については、十八円

二 賃金の日額が千円未満の者については、十円

2 労働大臣は、第十二条第四項の規定により同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を変更した場合（同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。）には、前項第一号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。）及び前項第二号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

3 前項の場合において、第一級保険料日額及び

第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

4 労働大臣は、失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

5 前項の場合において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額とこれらの保険料日額の変更前における同条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額に失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額又は第二級保険金日額を変更した比率を乗じて得た額とが均衡するように、労働省令で定めるところにより算定した額に変更するものとする。

6 毎月末日において、すでに徴収した印紙保険料の総額に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額と失業保険法の規定によりすでに支給した日雇労働被保険者に係る保険料の総額の三分の二に相当する額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に同法の規定により支給されるべき日雇労働被保険者に係る保険料の額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、印紙保険料の額の変更の手續をすることができず、かつ、緊急の必要があるときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更することができる。

7 前項の場合には、労働大臣は、次の国会にお

いて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更する手續をとらなければならない。この場合において、同項の規定による変更のあつた日から一年以内に、その変更に関して、国会の議決がなかつたときは、同項の規定によつて変更された第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、同項の規定による変更前の第一級保険料日額及び第二級保険料日額に変更されたものとみなす。

(印紙保険料の納付)

第二十三条 事業主(第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合)にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人。以下この条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつどその者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、失業保険法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳(以下「日雇労働被保険者手帳」という。)に失業保険印紙をはり、これに消印して行なわなければならない。

3 事業主は、労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器(印紙保険料の保全上支障がないことにつき、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、労働省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)を、労働大臣の承認を受けて設置した場合に、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する

日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。

4 労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律若しくは失業保険法又はこれらの法律に基づく労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

5 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法については必要な事項は、労働省令で定める。

6 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

(帳簿の調製及び報告)

第二十四条 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(印紙保険料の決定及び追徴金)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠つたときは、政府は、労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された印紙保険料の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。(督促及び滞納処分)

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。(延滞金)

第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の労働保険料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合に、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他のこの法律の規定による徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
三 延滞金の額が百円未満であるとき。
四 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
五 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第二十八條 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第二十九條 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険料の負担)

第三十條 第十二條第一項第一号の事業に係る失業保険法第五條に規定する被保険者以下「被保険者」といふは、当該事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率が第十二條第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額の二分の一の額を、第十二條第一項第三号の事業に係る被保険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額を、それぞれ負担するを原則とする。

2 被保険者の負担すべき一般保険料の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める一般保険料額表によつて計算する。

3 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて）を負担するものとする。

4 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(資金からの控除)

第三十一條 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う資金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

2 第八條第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第二項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の資金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3 第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

(労働省令への委任)

第三十二條 この章に定めるもののほか、労働保険料その他この法律の規定による徴収金、労働保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保険料の資金からの控除に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 労働保険事務組合

(労働保険事務組合)

第三十三條 中小企業等協同組合法（昭和二十四

年法律第八十一号）第三條の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主（労働省令で定める

数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行なうべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」といふ。）を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規

定する業務を行なうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体以下「労働保険事務組合」といふ。は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労働保険法若しくは失業保険法若しくはこれらの法律に基づく労働省令以下「労働保険関係法令」といふ。）の規定に違反したとき、又はその行なうべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四條 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることとすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五條 第三十三條第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収

について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組

合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六條第三項（労働保険法第十九條の二第三項及び第二十五條第二項並びに失業保険法第二十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をして、なお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労働保険法第十九條の二第二項の規定及び失業保険法第二十三條の二第二項（同法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、事業主とみなす。

(帳簿の備付け)

第三十六條 労働保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

第五章 不服申立て及び訴訟

(不服申立て)

第三十七條 事業主は、第十五條第三項又は第十九條第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十八條 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第六章 雑則

(適用の特例)

第三十九條 都道府県及び市町村の行なう事業その他労働省令で定める事業については、当該事業を労働保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

(不利益取扱いの禁止)

（時効）

2 政府

第四十二

(立入検査)

2 前項の規定により

(経過措置の命令への委任)

に伴い合理的に

(権限の委任)

2 この法律に定める政府の権限は、政令で定め

第四十六條 事業主

一 第四条第四項の規定に違反した場合

おかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記

五 第四十二條の規定による命令に

[illegible]

六 第四一三條第一項の規定は、その旨を三讀取負の

第四十七条 劳

一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて

二 第四十二条の規定による命令に違反して報

書を提出した場合

第四十卷 法人のたしなむ労働協約の締結

二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組

100

附則

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部

全に同一の法を

¹ 以上、久美代院等の一部改正法に

日から起算して二年を経過した日までの間にお

第二條 勞働者災害補償保險法（昭和

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1033-1038.

「第四章の二」
労働者災害補償保険法目次中 第四章の三
労働者災害補償保険法目次中 第四章の四
特別加入

労働者災害補償保険法目次中 第四章の三
労働者災害補償保険法目次中 第四章の四
特別加入

第三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、

「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四百九号」を加え、「船員法（昭和二十二年法律第四百九号）の適用を受ける船員」を「船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「労働者令」の下に「並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「徴収法」という。）に基づき政令及び労働者令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）を加える。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条 保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。

第七条から第十一条まで 削除

第十九条の二第二項中「事業主の下に」（徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）を加え、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条及び第四十一条の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあつては、徴収法が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第二十五条から第三十条の三までを削る。

第三十条の四各号列記以外の部分中「保険加入者」を「事業主」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「保険加入者」を「事業主」に、「保険料」を「徴収法第十條第二項第一号の一般保険料」に、「督促状」を「同法第二十六条第二項の督促状」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「保険加入者」を「事業主」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条及び第四十一条の規定は、前項の徴収金について準用する。

第三十条の四を第二十五条とし、第三十一条から第三十四条までを削り、第三十四条の二を第二十六条とする。

第四章の二及び第四章の三を削る。

第三十四条の十一第一号中「労働保険事務組合」を「徴収法第三十三條第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に、「労働保険事務を同条第一項の労働保険事務」に改め、第四章の四中同条を第二十七条とする。

第三十四条の十二第一項中「第二章の規定により成立する保険関係」を「徴収法第三條の規定により成立する労働保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）に改め、第四章（第三十条の四を除く。）及び前章」を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第十條第二項第二号の第一種特別加入保険料」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に、「第二章から第四章まで（第二十七条、第三十条の二及び第三十条の四を除く。）及び前章」を「第三章及び徴収法第二章から第六章まで」に改め、同項第一号中「第三章第二項の任意適用事業」を「第三章第一項の適用事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

第三十四条の十三第一項第三号中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に、「任意適用事業」を「適用事業に改め、同項第五号及び第六号中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に改め、同項第七号中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に改め、同項第七号中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に改め、同条第三号中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条第四項中「第三十四条の十一第一号」を「第二十七条第三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の団体は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

第三十四条の十三を第二十九条とする。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」を「第二十七条各号」に改める。

第四章の四中第三十四条の十四を第三十条とし、同条の次に次のように加える。

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

第三十一条から第三十四条まで 削除

四條の十三第一項を「労働保険事務組合又は第二十九条第一項に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十七條中「第三十四条の十二第一項第一号又は第三十四条の十三第一項第三号」を「第二十八条第一項第一号又は第二十九条第一項第三号」に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十八條中「行政庁は、この法律の施行のためを加え、労働保険事務組合若しくは第三十四条の十三第一項を「労働保険事務組合若しくは第二十九条第一項」に改める。

第四十九條の二後段を削る。

第五十一条中「保険加入者」を「事業主」に、「第三十四条の十三第一項に規定する団体が第二号又は第三号に該当する場合」を「労働保険事務組合又は第二十九条第一項に規定する団体が左の各号の一に該当する場合」に改め、「その違反行為をした」の下に「当該労働保険事務組合又は」を加え、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十三条中「保険加入者、労働保険事務組合及び第三十四条の十三第一項」を「事業主、労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「労働保険事務組合及び第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に、「前三条」を「第五十一条又は前条」に改め、同条第二項中「労働保険事務組合」を「労働保険事務組合」に、「第三十四条の十三第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第三条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 被保険者」を「第二章 適用範囲」に、「第三十七條の二」を「第三十五条」

に、「第三十七条の三」を「第三十六条」に、「第三十八条の十五」を「第三十八条の十一」に改め、「第五章の二 五人未満の労働者を雇用する事業主に雇用される被保険者に関する特例（第三十八条の二十五―第三十八条の二十八）」を「第三十八条の十六―第三十八条の二十四」を削る。

第五条を次のように改める。

（被保険者）

第五条 この法律で被保険者とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号。以下徴収法という。）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に雇用される労働者をいう。

「第二章 被保険者」を「第二章 適用範囲」に改める。

第六条の見出しを（適用範囲）に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

労働者が雇用される事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、当然適用事業とする。

第六条第一号中「を行なう事業主」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 法人である事業主の事業であつて、前号イからハまでに掲げるもの。ただし、その事業に係る事務所に限る。

第六条第三号中「準ずるものであつて前各号」を「準ずるものの事業であつて、前二号」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の当然適用事業以外の事業は、任意適用事業とする。

当然適用事業及び任意適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。

第七条から第十四条までを次のように改める。

（適用除外）

第七条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 第三十八条の三第一項各号に掲げる者に該当しない日雇労働者

二 四箇月以内の期間を予定して行なわれる季節的業務に雇用される者

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十七条の規定による船員保険の被保険者

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が、この法律に規定する保険給付の内容をこえると認められるものであつて命令で定めるもの

（被保険者に関する届出）

第八条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行なう適用事業（同法第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいい、同法第八条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行なわれる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負人に係るそれぞれの事業を適用事業とみなす。以下同じ。）に係る被保険者となつたことと、当該事業主の行なう適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他命令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。

（確認の請求）

第九条 被保険者又は被保険者であつた者は、

いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。

（確認）

第十条 労働大臣は、第八条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行なうものとする。

第十一条から第十四条まで 削除

第十五条第一項中「被保険者期間」を「次条の被保険者期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に該当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失応当日という。）の各前日からその各前月の喪失応当日までの間の各日（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限り、）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、第十条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の期間は、被保険者期間に算入しない。

第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改め、第十七条の二第一項中「第十四条」を「第十五条の二」に改める。

第二十条の二第一項中「被保険者の資格の取得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に改め、同条第五項を次のように改める。

被保険者となつた日が、第十条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用については、当該確認があつた日の二年前の日において当該被保険者となつたものとみなす。

第二十三条の二第三項中「第三十五条」を「徴収法第二十六条及び第四十一条第二項」に改める。

第二十八条第二項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した労働保険料の額（同法第十二条第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から同法の規定により徴収した同法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下印紙保険料という。）の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。）と第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額との合計額」に改め、同条第三項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に前項の労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額と当該印紙保険料の額との合計額」に改める。

第二十八条の二第二項中「徴収した保険料総額」を「をこえる場合には」に、「徴収した保険料総額から」を「から」に改め、「相当する額を控除した額の下に」を「をこえる場合には」を加える。

第二十九条から第三十五条までを次のように改める。

(保険料)

第二十九条 失業保険事業に要する費用にあて
るため政府が徴収する保険料については、徴
収法の定めるところによる。

第三十条から第三十五条まで 削除

第三十六条から第三十七条の二までを削る。

第三十七條の三第一項及び第二項中「事業所」
を「適用事業」に改め、第四章の二中同条を第三
十六条とする。

第三十七條の四第一号中「第三十条の保険料
率」を「徴収法第十二条第一項第三号に掲げる
率」に改め、同条第二号中「事業所」を「適用
事業」に改め、同条第三十七條とする。

第三十八條第一項中「第三十七條の三第一項」
を「第三十六條第一項」に改め、同条第二項中
「第三十四條の五及び第三十六條」を「徴収法第
二十六條から第二十九條まで、第三十八條及び
第四十一條」に改める。

第三十八條の三第一項第一号中「第六條各号
の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業
主(以下本章において事業主という。）」を「適用
事業」に改め、同項第二号及び第三号中「事業
主の事業所」を「適用事業」に改める。

第三十八條の四第一項を次のように改める。
前条第一項の規定に該当しない日雇労働者
が適用事業に雇用される場合において、公共
職業安定所長の認可があつたときは、第七條
の規定にかかわらず、当該認可を受けた者を
被保険者とみなしてこの法律の規定を適用す
る。

第三十八條の四第三項中「被保険者となつた
者」を「被保険者とみなされることとなつた者」
に改める。

第三十八條の五第一項中「第十条、第十三条」
を「第七条(第二号に限る。)、第八条から第十
条まで、第十五条に、第三十条から第三十四
条の五まで、第三十七條の三から」を「第三十
六條から」に改め、同条第二項中「同一事業主」

の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の六第一項中「保険料」を「印紙
保険料」に改め、同条第二項中「同一事業主」
の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の八の次に次の一条を加える。
(失業保険金額等の自動的変更)

第三十八條の八の二 労働大臣は、日雇労働者
の賃金水準の変動等により、毎月における第
一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第
二級の失業保険金の支給を受ける者の数との
比率(以下等級比率という。)が著しく不均衡
となるに至つた場合において、その状態が継
続すると認めるときは、中央職業安定審議会
の意見をきいて、前条に規定する第一級の失
業保険金の日額(その額がこの項の規定によ
り変更されたときは、その変更された額。以
下第一級保険金日額という。)及び第二級の失
業保険金の日額(その額がこの項の規定によ
り変更されたときは、その変更された額。以
下第二級保険金日額という。)並びに徴収法第
二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の
区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規
定により変更されたときは、その変更された
額。以下等級区分日額という。)を、次項及び
第三項に定めるところにより、変更すること
ができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及
び第二級保険金日額を引き上げようとするこ
ときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級
保険金日額に相当する額に、第一級保険金日
額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規
定による変更後の等級区分日額に対する割合
及び第十七條に規定する失業保険金の日額の
基準となる額を考慮して、命令で定める基準
により算定した額に変更するものとし、第一
級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下
げようとするときは、これらの額は、同項の
規定により等級区分日額を変更した比率に応

じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を改
更しようとするときは、その額の変更後にお
ける等級比率が均衡するように、命令で定め
る基準により算定した額に変更するものとす
る。

徴収法第二十二條第六項の規定により同条
第二項の第一級保険料日額及び第二級保険料
日額の変更があつた場合には、労働大臣は、
その変更のあつた日から一年を経過した日の
前日(その日前に当該変更に関して国会の議
決があつた場合には、その議決のあつた日の
前日)までの間は、第一項の規定による第一
級保険金日額、第二級保険金日額及び等級区
分日額の変更を行なうことができない。

第三十八條の九第一項中「保険料」を「印紙
保険料」に改め、同条第二項第一号中「納付さ
れた保険料」を「納付された印紙保険料」に、
「第一級の保険料」を「徴収法第二十二條第一
項第一号に掲げる額の印紙保険料(以下第一級
の保険料という。）」に改め、同項第二号中「納
付された保険料」を「納付された印紙保険料」
に改める。

第三十八條の九の二第二項第一号中「保険料」
を「印紙保険料」に改め、同条第三項中「同一
事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の九の三第二号中「納付された保
険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八條の十一から第三十八條の十四まで
を削る。

第三十八條の十五第一項中「同一事業主」の
下に「の適用事業」を加え、「第十四條」を「第
十五條の二」に改め、同条第二項中「保険料の
額を当該各月の末日における第三十条の保険料
率に相当する率」を「印紙保険料の額を労働省
令で定める率」に改め、同条を第三十八條の十
一とする。

第四十条第一項中「被保険者の資格の得喪の
確認」を「第十条の規定による確認」に、「処
分、」を「処分又は」に改め、「又は特定賃金
月額に関する処分」を削る。

第四十一条中「被保険者の資格の得喪の確認
又は特定賃金月額」を「第十条の規定による確
認」に、「これらの処分」を「当該処分」に改
め、「又は保険料その他この法律の規定による
徴収金の賦課の処分」を削る。

第四十二条中「、保険料その他この法律の規
定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消し
の訴えは、当該処分についての審査請求に対す
る労働大臣の裁決を」を削る。

第四十六条中「第八条を「第九条」に改め、
「被保険者となることを希望し、又は第十三
條の四の規定による被保険者の資格の取得の」を
削る。

第四十七條第一項中「保険料その他この法律
の規定による徴収金若しくは第二十三條の二第
一項若しくは」を「第二十三條の二第一項又
は」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を
「徴収する」に改め、同条第二項を削る。

第四十九條第一項中「失業保険事務組合又は
失業保険事務組合(以下労働保険事務組合
という。）」又は労働保険事務組合に、「被保
険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営」を
「この法律の施行」に改める。

第五十条中「失業保険事業の運営」を「この
法律の施行」に改める。

第五十一条第一項中「行政庁は、」の下に「こ
の法律の施行のためを加え、」失業保険事務組
合若しくは失業保険事務組合を「労働保険事
務組合若しくは労働保険事務組合」に改め、「
被保険者又は受給資格者の雇用関係及び賃金に
ついて」を削る。

第五十三条第一号を削り、同条第二号中「第
十三條の三」を「第八条」に改め、同条中同号

を第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のように改める。

一 前条第四号又は第五号に該当する場合
二 徴収法第三十三条第一項の委託により処理する同項の労働保険事務に關し、前条第一号又は第三号に該当する場合
第五十五条中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

（失業保険法等の一部改正法の一部改正）
第四条 失業保険法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを（適用範囲に關する暫定措置等）に改め、同条第一項中「以外の事業主」を「の事業以外の事業」に改め、「雇用する事業主」の下に「の事業」を加え、「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」といふ。）第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主」を「当分の間、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「整備法」といふ。）第三条の規定による改正後の失業保険法第六条第一項の当然適用事業」に改め、同条第二項中「当然被保険者とされてない労働者を当然被保険者」を「当然適用事業とされてない事業を当然適用事業」に改める。

附則第三条第一項中「新法第十四条第一項」を「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」といふ。）第十四条第一項」に改め、同条第二項中「被保険者の資格の取得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格を喪失した」を「被保険者でなくなつた」に、「被保険

者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に、「新法第十四条第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第十五条の二第二項」に改める。

附則第八条第一項中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第三十六條第一項」に、「当該被保険者の資格の得喪のあつた」を「当該被保険者となり、又は当該被保険者でなくなつた」に改める。

（労働保険に關する関係法律の成立に關する経過措置）
第五条 失業保険法等の一部改正法附則第十二条

第一項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」といふ。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」といふ。）の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に關する労働保険の保険関係（以下「労災保険に關する保険関係」といふ。）が成立する。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならぬ。

3 第二条の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」といふ。）第三条第一項の適用事業に該当する事業が労災保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」といふ。）第七条第一項の規定により保険関係が

成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に關する二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当しない場合における当該承認に關する各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

第七條 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

（労災保険に關する保険関係の消滅に關する経過措置）
第八條 第五條第一項若しくは第三項又は第六條の規定により労災保険に關する保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、次の各号に該当する場合でなければ行なうことができない。
一 当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること。

二 第五條第一項又は第六條第一項の規定により労災保険に關する保険関係が成立している事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

三 第十八條第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に關する事業にあつては、第十九條第一項の労働省令で定める期間を経過していること。

3 第六條第一項に規定する事業に關する前項第二号の規定の適用については、旧労災保険法の規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に關する保険関係が成立していた期間とみなす。

（失業保険に關する関係法律の成立に關する経過措置）
第九條 第三条の規定による改正後の失業保険法（以下「新失業保険法」といふ。）第六條第一項の当然適用事業に該当する事業が失業保険法等の一部改正法附則第二条第一項に規定する事業（以下「失業保険暫定任意適用事業」といふ。）に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十條 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法（以下「旧失業保険法」といふ。）の規定による被保険者となつた労働者を使用してゐる事業主の事業であつて、新失業保険法第六條第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十一條 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六條第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

第十二条 第九号又は第十号の規定により徴収法第四条に規定する失業保険に係る保険関係（以下「失業保険に係る保険関係」という。）が成立している事業に関する新失業保険法第五条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「第四条」とあるのは「第四条又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第九号若しくは第十号」と、同法第八条中「同法第八条第一項」とあるのは「徴収法第八条第一項」とする。

（失業保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第十三条 徴収法第六条の規定は、第九号又は第十号の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一 当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料（以下「労働保険料」という。）の納付については、労働省令で別段の定めをすることとすることができる。

（継続事業の一括に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当する場合には、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。この場合において、旧労災保険法第十一条の二の規定により政府が指定した一の事業は、

徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した一の事業とみなす。

（一般保険料の特例に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、旧労災保険法第二十七条に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労災保険に係る保険関係が成立した後の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

2 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「年金たる保険給付」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、年金たる保険給付」とする。

（増加概算保険料の納付に関する経過措置）

第十七条 労災保険暫定任意適用事業に関する徴収法第十六条の規定の適用については、同条中「第十二条第一項第二号」とあるのは、「第十二条第一項第二号又は第三号」とする。

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）

第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の療養補償を行なつてゐる労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうことと

ができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつてゐる労働者に対しても、当該療養補償を新労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、同法第三章の規定により、長期傷病補償給付を行なうことができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならぬ。

第十九条 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第十六条前段、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで並びに第四十五条第二項の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第十一条第二項	前項の「賃金総額」	
第十五条第二項	保険関係が成立したものについて、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）	整備法第十九条第一項の労働省令で定める期間（以下「徴収期間」という。）が始まつたものについては、その始まつた日
	次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度	その保険年度
	保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から	徴収期間が始まつたものについては、その始まつた日から

第十五条第二項	保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）	徴収期間が始まつた日
第十九条第一項	前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間 保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日）	徴収期間が経過したものについては、その経過した日
第十九条第二項	第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度 保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間	その保険年度 徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間に係る期間
第十九条第三項	保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）	徴収期間が経過した日
第十九条第四項	第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間 保険関係が消滅した日	徴収期間 徴収期間が経過した日
第四十二条	この法律	整備法第十八条及び第十九条の規定
第四十三條第一項		
第四十五條第二項		

第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 前条第三項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 前条第三項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（中小事業主等の特別加入に關する経過措置）
第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主に關する新労災保険法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働者の賃金補償」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の賃金補償の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第号）第五條第一項若しくは第三項又は第六條の規定により成立する労災保険に係る保険関係」とする。

（労働保険事務組合に關する経過措置）
第二十二條 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の七第二項の認定を受けている事業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

（労働保険事務組合に對する報奨金）
第二十三條 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に對して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）
第二十四條 旧失業保険法の規定による被保険者（以下「旧被保険者」という。）であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたものについては、この法律の施行の日、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の確認がなされたものとみなす。

2 旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認については、なお従前の例による。

（被保険者期間等の計算に關する経過措置）
第二十五條 旧被保険者であつた者に關する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保険者期間及び新被保険者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に關する当該旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保険者でなくなつた日までの期間については、当該新被保険者でなくなつた日まで当該旧被保険者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定により算定した被保険者期間を、新失業保

業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

（労働保険事務組合に對する報奨金）
第二十三條 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に對して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）
第二十四條 旧失業保険法の規定による被保険者（以下「旧被保険者」という。）であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたものについては、この法律の施行の日、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の確認がなされたものとみなす。

2 旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認については、なお従前の例による。

（被保険者期間等の計算に關する経過措置）
第二十五條 旧被保険者であつた者に關する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保険者期間及び新被保険者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に關する当該旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保険者でなくなつた日までの期間については、当該新被保険者でなくなつた日まで当該旧被保険者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定により算定した被保険者期間を、新失業保

2 旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に関する新失業保険法第二十条の二第一項の規定の適用については、当該旧被保険者の資格の取得の日を当該新被保険者となつた日とみなす。

2 旧失業保険法第十五条第一項に該当するに至つた後における最初の離職の日がこの法律の施行の日以前である者に關する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうこととなつた保険給付に係る特別保険料については、なお従前の例による。

2 第七十七条 旧失業保険法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する新失業保険法第三十八條の九の規定の適用については、旧失業保険法の規定により納付された保険料は、徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみなす。

2 この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴収金及び保険料の負担については、なお従前の例による。

3 旧失業保険法第十五条第一項に該当するに至つた後における最初の離職の日がこの法律の施行の日以前である者に關する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行後に離職した者であつて、旧失業保険法の規定による特定賃金月額に係るものに關する賃金日額の計算については、別に労働省令で定めるところによる。

2 第九十二条 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 第九十二条 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 第九十二条 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

2 この法律の施行の際現になされてい

「とみなし、その確認による被保険者の資格の喪失については、同法第十三条の二第一項の確認があつたものを削り、「第十三条の三」を「第八条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第四号を次のように改める。

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)の規定により失業保険の被保険者として負担する労働保険料

(港灣労働法の一部改正)

第三十九条 港灣労働法(昭和四十年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)以下「徴収法」という。第十條第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額」に改める。

第五十九条第三項中「失業保険法第五章」の下に「及び徴収法第三章」を加え、「保険料」を「印紙保険料」に、「同章」を「失業保険法第五章」に改める。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正)

第四十条 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「失業保険法第三十條第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第十二條第四項」に改める。

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「労働者災害補償保険法第二十七條を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第十二條第三項」に、「同条」を「同項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

別表第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)

別表第二中失業保険法の項の次に次のように加える。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律(第一条を除く)は、徴収法の施行の日から施行する。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「図ること」の下に「及び心身障害者扶養保険事業を行ない、もつて心身障害者の福祉の増進に資すること」を加える。

第二十三条第一項中「左の業務を行なう」を「次の業務を行なう」に改め、同項第二号中「行なう」を「行なう」に改め、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業(以下「心身障害者扶養共済事業」という)に関する業務を行なうこと。

第二十三条に次の三項を加える。

3 第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

4 振興会は、第一項第四号の業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

5 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養共済事業に關して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

第二十四条第二項中「運営の方法」の下に「心身障害者扶養共済事業の運営の方法」を加える。

第二十七条の二中「会計を」と「会計及び同項第四号の業務に係る会計を、それぞれ」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 国債、地方債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得
第三十四条の二第一号中「第二十四条第一項」を「第二十三条第四項、第二十四条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第三十一条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 心身障害者扶養共済事業に關し、社会福祉事業振興会に対する監督及び心身障害者扶養共済制度の助長を行なうこと。

十二月一日左の議案は撤回された。

一、国民年金法の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名発議)

一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(小平芳平君外一名発議)

昭和四十四年十二月二十五日印刷

昭和四十四年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局